

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和2年9月14日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 令和2年9月14日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第100号議案	「質疑・討論・採決」
第101号議案	「質疑・討論・採決」
第102号議案	「質疑・討論・採決」
第103号議案	「質疑・討論・採決」
第104号議案	「質疑・討論・採決」
第105号議案	「質疑・討論・採決」
第106号議案	「質疑・討論・採決」
第107号議案	「質疑・討論・採決」
第108号議案	「質疑・討論・採決」
第109号議案	「質疑・討論・採決」
第110号議案	「質疑・討論・採決」
第111号議案	「質疑・討論・採決」
第112号議案	「質疑・討論・採決」
第113号議案	「質疑・討論・採決」
第114号議案	「質疑・討論・採決」
第115号議案	「質疑・討論・採決」
第116号議案	「質疑・討論・採決」
第117号議案	「質疑・討論・採決」
第118号議案	「質疑・討論・採決」
第119号議案	「質疑・討論・採決」
第120号議案	「質疑・討論・採決」
第121号議案	「質疑・討論・採決」
第122号議案	「質疑・討論・採決」
第123号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（18名）

委員長 村田康助	副委員長 鈴木長良			
委員 竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	澤田恵子	浅尾洋平
柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	山口洋一
下江洋行	長田共永	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘
議長 鈴木達雄				

欠席委員

なし

傍聴者

なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 後藤知代、大場隆佑

開 会 午前9時00分

○村田康助委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、9月9日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第100号議案 令和元年度新城市一般会計決算認定から第123号議案 令和元年度新城市下水道事業会計決算認定までの24議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はお手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも決算審査の趣旨に沿って簡潔明瞭をお願いします。

では、第100号議案 令和元年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

初めに、歳入1款市税の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、決算審査でありますのでお願い申し上げます。

令和元年度歳入総額243億9,606万2千円、歳出は234億5,527万8千円、これを、先ほどありましたけれども、市長の提案の中には監査の意見書を付けて認定をすることです。ありますので、決算書並びに監査意見書等々から質問をさせていただくわけでありまして、お願いします。

では、第1款市税、入湯税、入湯税。

(1)番、現年課税分で、収入未済額の内訳、30万9,900円であります。

そして、(2)滞納繰越分で不納欠損額となった人数と滞納の主な理由についてお願い申し上げます。

これは、それぞれ意見書の60ページ、もしくは6ページに記載されておりますのでお願いしたいと思います。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 1問目の現年度課税分での収入未済額の内訳でございますが、内訳につきましては、1事業所の2,066人分

の入湯税30万9,900円であります。

2問目の滞納繰越分での不納欠損額となった人数と滞納の主な理由であります。人数につきましては、1事業者の3,030人分の入湯税であります。

滞納の主な理由につきましては、宿泊客の減少や以前に行った施設改修費の返済などを要因とする経常的な経営不振があったものと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 入湯税そのものは温泉業者が入湯客に対して課税をするものであり、それをまとめて市町村に申告し、それによって税額が決定し、市町村は納付通知を発行するというのが手順だと思います。したがって、収入未済となった2,066人分、30万9,900円はただお客が減ったからという理由、また投資をしたからという理由にはならないだろうと思います。

なぜならば、一応その事業者は貸借対照表上、負債の項目に入湯税仮受金みたいな形で経理をして決算を終了しているわけでありまして、その会社には負債勘定としてずっと残っているわけでありまして、それは払わないというそのことについてはどのようなお考えかお伺いします。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 確かに入湯税につきましては、入湯者が納税義務者となっておりますのでそれを預り金的に特徴事業者である温泉事業者が納めるというものになっておりますので、おっしゃられるとおり、これについてはほかの税と比べましても、本来市が指定して委託しておりますので、当然履行していただければならないものだと考えております。

確かに、こういった不納欠損、歳入未済という形になっておりますけれども、滞納処分を含めた整理の中で事業者に対しましてはその旨、話をして納めるようにということの形

での指導はしております。

ただ、それにもかかわらずこのような結果となってしまうという次第でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、収入未済は確認しましたのであれですが、不納欠損については5年を時効とするということではありますが、当該45万4,400円の不納欠損を打ったわけでありましたが、それ以前のもの、要するに過去のものについてはどういった状況であったのか。と申し上げるのが、例えば、この事業者が偶然競売を申し立てた。そうすると、当然関係する債権者のところには通知が来ます。それを資料やデータがしっかりしていないと「ありませんよ」ということになったらこれえらいことになるわけでありまして。

近々の例であります、八名工業団地内の倒産した事業者に対して競売の申立てがあり、そして新城市にも債権者としての債務があるかということが来たわけでありまして、その時点からいけば、ああいったことにはならなかったということではあります、それは別として、そうした場合に、それを確認する方法、つまり、経年の不納欠損をした名寄というのが完璧な体制で捉えているのかどうか、それについてお伺いします。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 税の関係につきましては、入湯税にかかわらず過去の賦課、それから徴収の履歴については全てこれを持っております。税の関係につきましては、5年で基本的に時効を迎えるわけなんです、当該事業者に係るものにつきまして、5年以前の資料につきましては手元にはございませんが、この該当の事業者につきましては過去に債権、それから不動産、こういったものを差押え等々してございまして、換価による徴収もしております。

その中で、徴収しておりますので、今回平成26年、平成27年も5年に遡るわけなんです

が、平成26年、平成27年までについてはそういった方法で徴収をしておりますが、平成28年度以降資産もないという状況の中で、これが換価できずに残ってしまったものが、その後の事業者の破産という形で今回不納欠損となった次第でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 意見書の総評というところにありますように、通常の市税云々は東三河広域連合の徴収担当に、ある程度委ねているという部分があるわけでありまして、こういった所管課に関するものについては納付折衝を個々にされてみえるという表記がされております。したがって、組織的な滞納整理という意見があります。

これは以前からもあったであろうし、今回だけではないと理解をするところでありますが、その組織的な対応ということで不納欠損であり、当然収入未済についてそのようなことが実際行われているのか、行われていないのか。「あ、5年が来たから不納欠損だよ」「ことしはこれだけ収入未済だよ」というただ単に数字の1からゼロの語呂合わせをしているのではないのかなということはないと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 滞納の税につきましては、この入湯税にかかわらず税務課で徴収を昨年度しております。

その中で、広域事務組合への移管というのがございますが、これは当初は、目安として50万円以上のもの、それでおかつ市で調査権がありますので、調査をして資産があるものにつきましては広域に移管するというもので、資産が余り見受けられないようなものについては、市で徴収をしていく。

ただ、そこでも東三河広域と協議をして引き受ける案件というものを決めておりますので、そういったような形で広域と市の中でしております。

いずれも、地方税法の例によりまして、市税として強制徴収公債権でありますので、これにつきましては担当課で直接の調査権、それから執行権というものがあります。広域にも同じようにございますので、そういった中でこれについては滞納整理をして徴収しておるといような次第であります。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 まず、歳入の市税、入湯税についてであります。山口委員と同様の中身になるかも分かりませんが、まず1点目であります。

収入済額が減少している要因についてお尋ねをいたします。

2点目であります。不納欠損額45万4,400円が発生しております。その要因についてお尋ねします。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 1問目の収入済額が減少しているがその要因はということでございますが、要因でございますが、課税客体となる12歳以上の入湯客数が、前年度比で5,748人減少しております。5,748人の減少によりまして、現年課税分の調定額は前年度よりも86万2,200円の減額となります。

ほかに、不納欠損額の増額、収入未済額の減額など、収入済額の算出に影響する要因がございますが、主な要因といたしまして、入湯客数の減少に伴う現年課税分の調定額、いわゆる賦課額の減額であったものと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。12歳以上のお客さんが来るのが少なかったということになると思います。

その中で、入湯税、収入済額が減少しているということ自体、これは大きな変化ではございませんが年々減っているという状況にな

っておりますが、やはりこれを今までの質疑の中でも繰り返しそれぞれ委員の皆さんも述べてきておりますけれども、入湯税をアップさせるこの力というのは一番の政策的に力を入れられないといけないところであります。

そういう面からして、今回の要因、原因は分かりましたが、絶好なこの三遠南信道とそれから新東名、こういうメリット部分が大いものですから、それをどうやって集客に充てていくのか、前年度の決算においてはどのような努力をされたのか、これは担当部署とまた違って来るかも分かりませんが、お答えしていただきたいと思います。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 答弁的にこちらではないのかもしれませんが、入湯税に係るものから統計的な数字で行きますと平成27年度に新東名が開通しております。その後、平成27年、平成28年、これにつきましては入湯客数は増加しておりますが、平成29年、平成30年と4千人程度減少が続いております。それで、今回平成31年度を迎えまして5,748人の減少という形になっております。

委員おっしゃられるとおり、もともと入湯客数ですので、その日帰りもしくは宿泊含めまして入湯客数の増加というものが必要になるわけなんです、それにつきましても、この地域の総合的な振興、そういったものの中で来客数をふやすことによってそこに導く入湯客数というのもふやしていくような手段が必要になるのかなと思っております。

それから、先ほど2問目の回答を失念しておりましたので、改めて回答いたします。

2問目の不納欠損額45万4,400円が発生している理由でございますが、不納欠損額45万4,400円につきましては1事業者によるものですが、その要因は、当該事業者の破産に伴う即時欠損によるものでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

かつて、入湯税そのもの市町村合併前でしたか、やっぱり年間4千万円ぐらいのときもありました。今の倍以上ですね。確かに近隣でいろんな施設ができて、入湯税をお支払いするお客さんが減ってきたというのは当然分かりますけれども、それにしても余りにも大きな変化でありまして、これから先見ても、絶好な地域性も含めて入湯税を確保するという観光地としてしっかりと立て直しができるようなチャンスでもありますので、そのあたりは大きく目を開いていただきたいと思いますが、これも総体的に今は税務担当でありましたが、やはり根本的には観光戦略というところに結びついてきますので、できましたらその辺のところ明確な前年度の決算における反省点も含めて答えていただければと思います。よろしくお願いします。

○村田康助委員長 金田産業振興部長。

○金田明浩産業振興部長 昨年度につきましては、結果として入湯税を納付される方が少なかったということですが、今後も先日の補正予算の中で説明させていただきましたように、アフターコロナとかそういうものに合わせまして、湯谷温泉エリアの関係も集客ができるように対策に取り組んでいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑させていただきます。

歳入の1款の市税、10ページになります。

平成30年度と比べますと市税の個人、法人が増額になっておりますが、主な理由を伺います。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 収入済額の増額の主な理由につきましては、平成30年度に比べまして個人、法人ともに調定額、賦課額が増

額したこと、また、東三河広域連合に移管したものの収納額の増加によりまして、滞納繰越分の収納率が上昇したことによるものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 調定額が増額、また収納してもらったものも広域連合の仕組みを使って滞納をしているのを徴収が進んだということで理解をいたしました。

そういう状況を見ますと、今って景気がよくなっているという評価をしていいのか、あと新型コロナの影響というのはどう考えているのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 昨年の徴収の実績等から考えますと、建設業、製造業、運輸業、こういった業種のところで伸びているような状況が見てとれます。

それから、コロナに関する影響につきましては、発生時期等含めましてまだ直接的な影響は出てないのかなと思っています。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 収納額、収納率がアップしたということもありながら、建設業とか運輸業も伸びているのではないかなと思っています。ということで、ありがとうございます。

この件はまだコロナが入っていない景気動向だと思うんですが、今、そういう答弁だったんですが、今後の来年、再来年ということになると、今の第二波、第三波のコロナの状況の市税のことも入っていくという見通しという意味でいいでしょうか。

○村田康助委員長 浅尾委員に申し上げます。少し逸脱しているように見えます。決算に関わる質疑に整理をして再度お願いします。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、平成30年度の市税、個人の税が増額になっていることなんです。この平成30年度の中身については、今回のコロナの景気とかそういったもの

は反映していないというような時期でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 令和元年度ということでお答えしますと、コロナ等の影響につきましてはまだ確実なところではございませんが、影響としてはそれほど出ていないのではないかとこのところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 すみません。今、平成30年度と言いましたが、令和元年度の間違いですのでよろしくお願ひします。

令和元年度の決算の状況については、まだコロナの影響は入っていないのではないかと理解をしました。分かりました。これから、心配ではあるなど個人的には思ひます。

それでは、次の1款の入湯税の質疑に入ります。

平成30年度と比べますと入湯税が減額になっておりますが、主な理由を伺ひます。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 収入済額の減額の主な理由につきましては、丸山委員への答弁と重複いたしますので御容赦願ひますが、平成30年度に比べまして、課税客体となる12歳以上の入湯客数が減少したことに伴う調定額、賦課額の減額であったと考えます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

この入湯税の減少ということで、非常にお客さんが減っているということなのかなと思ひますが、新東名ができてお客さんが増えていくんだということを想定していたんですが、このお客さんの減少というのは想定以上に減っているという認識なのか伺ひます。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 徴収の面からのお答えとなつてしまひますが、先ほども申し上げましたとおり、平成29年度、平成30年度と4千人程度の入湯客数が落ち込みまして、令

和元年度5,748人減つておりますので、傾向としては入湯客数の減少に歯止めがかかつてないような状況であると思ひております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 非常に危機感を、私も感じております。新東名ができたので、交流人口を市長も増やせるんだということで始まつたはずなんですけど、蓋を開けたら5,748人も減っているというところで、なかなかやっぱり、丸山委員もおっしゃいましたけど、温泉の魅力とかそういったものが伝え切れていないのではないかなと思ひております。

そこで、山口委員の質疑でもあつたんですが、税の徴収の件なんですけど、入湯税をお客さんが払うというところなんですけど、そのお客さんが払つた入湯税が市に支払えない旅館業の方とかそういった方がいるということなんですけど、そちらの本来あつてはならないことだと思ひますので対応策を市は考えているのかどうか伺ひます。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 収入未済額、不納欠損等の御質疑かと思ひんですが、おっしゃられるとおり入湯税につきましては納税義務者は本来入湯者でありますので、当然これについては委託されている温泉事業者がこれを納めるのは当然のことでございます。

これにつきましては、いわゆる滞納処分という中ではそうは言ひましても目的税である入湯税とほかの税等滞納している場合等もありますので、そういったときには合わせまして年度の古いものから徴収していく形をとつておりますので、そういうものと一体的に徴収をしていく。

それから、現年度につきましては、しっかりとそういうような収入未済額等出た業者につきましては、過去の収入済額の納税折衝等含めまして、必ず履行していただくことを約束していただくなどそういった対応をとつておりますので、そうしたところでこれにつき

まして減らしていくというようなことに努めてまいりたいと思っています。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、1款市税、10ページですけれどもお願いします。

1点目、収入未済額の主なものは個人市民税と固定資産税ですが、収入済額は前年とそう大差ありません。収納率と収入未済額の前年度対比とその見解についてお伺いします。

2点目です。収入未済額が不納欠損額となる比率は、前年度の比率等からどのように推計されるか、お願いします。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 1問目の収納率と収入未済額の対前年度比とその見解でございますが、個人市民税の収納率と収入未済額の対前年度比とその見解につきましては、収納率は前年度に対し、現年度課税分とは変わらないものの、滞納繰越分が9.7%上昇し、収入未済額は前年度に対し、現年度課税分が約42万円の1.6%、滞納繰越分が約886万円の21.6%減少しております。

個人市民税につきましては、令和元年度に東三河広域連合に移管した滞納繰越分の事案のうち、個人市民税の収納金額が1,218万1,583円となり、前年度と比較いたしまして564万7,137円の収納額が増加しておりますので、このことが収納率の上昇、収入金額の減少の主な要因と考えております。

次に、固定資産税の収納率と収入未済額の対前年度比とその見解につきましては、収納率は前年度に対し、現年度課税分が0.1%、滞納繰越分が0.2%下降し、収入未済額は前年度に対し、現年度課税分が約118万円の3.8%、滞納繰越分が約1,913万円の18%増加しております。

固定資産税につきましては、滞納繰越分の調定額が前年度よりも約2,137万円の14%増

加したものの、収納率は結果として収納額が増加しなかったため、前年度よりも0.2%下降することとなったことが収入未済額の増加に直接影響しているものと思われま。このことが、収納率の下降、収入未済金額の増加の主な要因になっているものと考えます。

次に、2問目の収入未済額が不納欠損額となる比率でございますが、収入未済額が不納欠損額となる比率につきましては、令和元年度は、前年度の12.8%から0.7ポイント改善いたしまして12.1%であります。

県下38市の令和元年度の不納欠損額等のデータは把握しておりませんが、平成30年度のデータではあります。収入未済額が不納欠損額となる比率は、県下38市の平均が9.4%でありますので、本市の比率はこの平均を2.7ポイント下回っております。不納欠損には、倒産、破産等に伴うものもありますので、他団体と一概に比較することもできませんが、最も高い団体で20.8%、最も低い団体で2.5%の割合で収入未済額が不納欠損額となっております。

令和元年度の本市の比率は、先ほども申し上げましたとおり12.1%であります。破産に伴う即時欠損による不納欠損額869万3,334円を除きますと8.4%となりますので、この視点からすれば前年度との比較において、収入未済額が不納欠損額となる比率は、改善傾向にあるものと考えます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、1点目ですけど、収納率それぞれ答弁頂きました。現年度分と過年度分等いろいろ状況とかあれによって変わるとは思うんですけども、基本的に当年度の未済額が不納欠損にならないための収入未済額が不納欠損、収納率等を考えた上で、不納欠損に至らないための努力、当然機構等に依頼して回収が上がっているものは理解できるんですけど、市としての努力の中ではどの程度のことによって数値に影響を与えられて

いるのか、改善する方向に向かっているのかということはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 市としての努力というところがございますが、昨年度徴収担当といたしましては、徴収の専属職員が配置できている状況ではございませんので、通常の消込み、それからもろもろの収納等、そういった業務と兼業しながらやっております。そうした中で、昨年度滞納処分といたしましては、債権に関しまして預金の差押えで1件、保険の差押えが8件、売掛金の差押えが2件、計11件、こういった差押えによりまして差押えたものを換価して、これを徴収に充てるというようなこともしております。

それから、囑託職員がいるわけなんですけど、そうした者によります臨戸訪問、こうした者による催告、これにつきましても3千万円強の影響額が出ておりますので、こうしたところで徴収を履行しているという状況でございます。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ありがとうございます。収入未済額の欠損額による比率というのは少し改善しているようですが、これも同じようにいつもと似たような質疑になってしまうかもしれませんけど、それぞれ不納欠損にならない努力はされていると思います。

過年度分とか現年度分によってまた比率等を比較すると変わってくるかもしれませんが、納税義務者が死亡したりとか相続を拒否されたり、あるいは納税義務者の所在が不明とか、そういった物理的に、理論上収納ができない人の比率というのはどの程度の推移があるのかなというのが、それら改善のしようがないといえれば当然のことだと思うんですけど、その辺についての例年と比べ、前年度と比率からどういうふうに判断されるでしょうか。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 納税者の死亡、それからその後のこと、それから行方不明等そうしたものの徴収に係る数字につきましては、今、手元に資料がございませんのでそれについての説明は御勘弁いただきたいと思いますが、そういったことに関しましても、例えば、明らかに行方不明であったりして特に外国人の方で外国に帰られたとかそういったようなケースにつきましては、所在等確認して、なおかつこれは確実にいないということでありましたら、それについては徴収の停止をかけるなり、その状態が毎年やりまして3年以上超しましたら、これは不納欠損という形にもなったりしますが、税の中では取るだけではなくていわゆる手続として取れないものについては、これを徴収停止という形の手段を取る、それから取れないものは取れないという形でしっかり管理していく手順が決まっておりますので、そういう中できっちりやってまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

それから、不納欠損になかなかしない努力を当然されていると思うんですけども、時効の中断、時効が来ないように手続というのは当然督促したりとかいろんな、それ以前には臨戸訪問されたりとかいろいろあるでしょうけれども、現時点で可能な時効の中断措置とそれらの手続というのは現状どういうふうになっているのでしょうか。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 時効の中断につきましては、納税相談等の中で納付誓約書、こういったものを取る。それから、場合によっては差押えもしくは仮差押え等によりまして、預金等につきましてそういったものを差し押さえることによって時効の中断という手段を取りつつ、そういった調査等によって、資産がある者にはそういうものによる形でしっかりと時効を止めていかなければならないと考

えております。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

次に、歳入14款使用料及び手数料の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、14款をお願い申し上げます。使用料及び手数料、使用料の商工使用料であります。これも意見書の総評に載っていますが、前段と同じような意見でありました。

そして、収入未済額が3,492万6千円あるわけですが、調定額5,678万円に対して61.5%と通常では考えられない額になっています。主な要因と今後の回収への対応方法についてお伺いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 主な要因と今後の回収への対応方法ですけれども、要因といたしましては、湯谷温泉への観光入込客数が年々減少傾向にありまして、経営状況が厳しい中で、取引先への支払い、税金の徴収が先行いたしまして、温泉源使用料に回すことができない状況が続き、今日まで至ったものと考えます。

収入未済額回収の対応につきましては、これまで電話催告、訪問催促、呼出し等の実施をしてきましたが完納に至っていないのが現状であります。今後の回収への対応方法につきましても、引き続き電話で催告、訪問で催促、呼出し等の実施を継続して行っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 調定額に対して61.5%ということですが、実際に入湯客はそこまで減っているのかどうか。令和元年度の使用

料2千万円ほど、それから泉源使用料も98万円ということですが、人数が減った分に対応して、これだけの部分が収入未済になるということは通常ではあり得ないと思うんですが、その点の見解についてお伺いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 湯谷温泉への来場者数の減少ですけれども、平成30年度に対しまして令和元年度は対前年比マイナス6%ほどのお客さんの減少ではありますけれども、先ほどの泉源使用料の滞納に関しましては過年度分の滞納の割合が高いのが現状です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 当然発生した年齢的には古いものから、古いものからという徴収をされてみえると思います、先ほどの柴田室長のお話を伺ってますとそういうことだと思うんですが。

今、答弁いただいたように対前年で令和元年6%であったと。6%の温泉利用客が発生したにもかかわらず、片や商工使用料としては61%減っている。これは、かなり深刻な問題であろうと思います。これが2年、3年とたっていくと必然的に時効を迎える。「あ、5年来たから不納欠損だよな」ということで処理されては大変危惧される部分であります。

先ほど前言で滝川委員が質疑された時効の中断ということがありました。いろんな手法があるわけですが、誓約書をとっていただく。それによって、時効を中断されるわけですが、その誓約書の内容というのはどういった書面でもって、誰に対して、日付をいつでもって提出するのか、お分かりならお願いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 ただいま委員の御質疑にありました時効の中断の誓約書につきましては、未納の温泉源使用料の承認及び納付誓約書ということで、温泉源の契約者が滞納し

ています使用料について、いついつまでに料金を納めていきますよということで、そちらに示してあるのは未納分の泉源の使用料、何年度分が幾ら、何年度分が幾らとあります。そのほかには、未納分の今後の納付の内訳、こういうふうにしまして、私はお金を納付しますというものを誓約書としていただいております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 お伺いしますと、誓約書については過年度の部分を含めて、何年が何、何年が何、そしてどのように支払うかということですが、これはお金を払えたら払えるよというものであって、本来なら中断を打つには、「令和2年3月31日現在の、私の新城市に対する商工使用料の未納額については幾らであります。上記を確認しました」という、要するに新城市に対する債務を確認したとする部分を入れないと、払う払うと書いて書いただけでは駄目ですので、確認すれば多分時効が中断されますので、その点は検討されたのかどうか、お伺いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 現在、誓約書に定められた納入期日までに納付することを誓約いたしますという記述となっております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 通常の企業の売掛金、同様ですが、若干誓詞と違うわけですが、これにもいつまで払ってくださいよ、はいというものではない。「あなたの会社に対して、これだけの負債がありますよということを確認しました」としておかないと、だから、その場その場で払ってくれるということと言われましたよね、それで、時期が来ると「どうなの」って言うと、「いやちょっとこれは無理なんだよ」、これでは繰り返し繰り返しの泥縄式になりますので。

そうではなくて、完全に本人もこういった今後の負担がある。そして、徴収側もこれだ

けの徴収するものがあるということを双方に確認していかないといけないんじゃないかと思しますので、これ、今までの現行の書類を使ったおみえになるということではありますが、これは内部で十分調整をされて、改めるものは改める。

これは時効の中断の関係で、特に監査の関係では、本来はこの決算を打つ前の監査委員の監査では、普通はこういう契約書、見るんですよね。見て、確認をして、これによって次は払っていただけるんだということが担保されるということですので、そういった意味でもう少し債務者に対して支払いをする気持ち、そして、私は新城市に対してこれだけ負担をかけているんだということを明記するということが必要だと思しますので、その点内部で調整されるかどうか、お願いをしたいと思います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 監査の総評にもございます、先ほど委員からおっしゃっていただいております。今後また検討いたしまして、未済額をなくしていくように努力してまいります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では続けて、14款参ります。使用料及び手数料の使用料、教育使用料であります。資料は22ページから24ページにわたっておる分ですが。

年間使用料、おおむね計画数値で100万円以上のものを拾わせていただきました。青年の家・文化会館・設楽原歴史資料館・長篠城址史跡保存館・鳳来寺山自然科学博物館は、当初の計画が未達をしておりますので、それぞれの理由についてお願いを申し上げたいと思います。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 それでは、各施設の状況につきまして、まとめてお答えをさせていただきますと思います。

青年の家につきましては、年間を通じた施設の利用件数が当初の見込みより少なかったこと、特に令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンセルが続き、利用件数がその前年の3月に比べ9割以上の減となったことが要因の一つと考えられます。また、施設の設置目的であります青少年の健全育成に沿った利用をする場合は使用料を減免しており、減免の対象となる子ども向けのスポーツ団体や文化団体などが定期的に利用されたことも要因の一つと考えられます。

文化会館につきましても、令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響により利用キャンセルが相次ぎ、その前年同月に比べ施設全体で7割以上の減となったこと、特に大ホールと小ホールについては両方で利用件数が2件となり、このことが要因となったものと考えております。

設楽原歴史資料館につきましては、文化財の保存活用の観点から企画展「新城の文化財展」を開催し、市指定文化財の仏像をはじめ様々な文化財を展示したほか、長篠城址史跡保存館では、東海地方の名城をテーマとした講演会を開くなど、双方とも、それぞれの企画を通じて文化財が持つ魅力を発信するよう努めましたが、もう一步踏み込んだPRが不足していたのか、計画人数には届かない結果となりました。

入館者は、約6割が県外からの来館となっておりますので、近郊にお住まいの方をはじめ、歴史に関心を持つ皆さん以外の方々など、幅広く多くの方々に興味を持って御来館いただけるよう、より一層展示や講座内容を工夫していきたくと考えています。また、企画展や講座の開催については、新聞やテレビなどで報道されると来館者数が大きく伸びるという傾向がありますので、各種報道機関にも興味を持って取り上げていただけるよう情報発信していきたくと考えております。

鳳来寺山自然科学博物館につきましては、

常設展の充実に加え、年3回の特別展を実施し魅力ある博物館をPRし集客に努めておりますが、昨年度は例年来館される複数の学校の団体入館がなかったことや、例年集客が見込めますもみじ祭り期間の11月の来館者減も要因ではないかと考えています。入館者は三河部からの来館が約4割となっていることから今後は尾張部や県外へのPRを進めるほか、自然科学の分野は、四季を通じて皆さんに興味を持っていただける素材が豊富に存在いたしますので、今後も常設展をはじめ展示内容を工夫するとともに、マスコミ等への情報発信も積極的に行っていきたいと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、それぞれの設問の施設についてお答えをいただきました。コロナと言われたのは3月からでありますので、例えば、青年の家、ここは計画数値が168万円あります。実績としては92万4千円。まだまだここは数字的にはいいわけではありますが、実際にコロナが本当に影響しているのか。減免される方の利用があったというのは、これは致し方ないことだと理解しますが、今、この時流の中で実績が上らなかった、コロナでした。なぜお客が減ったの、コロナでした。本当にこれでよかったのか、令和2年の1月まではよかったんですね、コロナ、コロナ、横浜に船が来ましたが。

なぜ、原因をコロナにぶつける、実際の分析を本当にされたのかどうか。文化会館もそのようにおっしゃられました。そして、設楽原と長篠はPR不足だと言われました。博物館も三河部の方しかお見えにならないから今後尾張や県外、鳳来博物館はできてもう何十年になるんですね。今さら、尾張や県外へPRをする。もう既にされ尽くしているわけなんですね。なのに、そういうことをおっしゃっているということに対する憤りを感じるんです。

再度お願いします。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 貸館の施設と観覧の施設が混在しておりますので、それぞれ考え方が違うかなという感じがいたします。

貸館がメインであります文化会館であったり、青年の家につきましては、統計の数字を見まして3月の利用については激減しておるということは先ほどお答えしたとおりでございます。

また、観覧の施設につきましては、先ほど他地区へのPRを進めたいと御答弁いたしましたが、特に常設展の部分と特別展の部分とあります。特別展については当然、リピーターといいますか一度御来館頂いた方についても展示の趣旨、あるいは展示内容に興味を持っていただいて再度御来館頂きたいというところがございますので、市外、県外等へのPRというのは積極的にしていきたいという考えのもと、先ほどお答えさせていただいたところです。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 貸館と観覧館、そうというのが一緒ただというのは御答弁にあったわけですが、例えば、設楽原資料館、文化財保護費をもって3,600万円の空調施設の改修をかけるということですが、設楽原資料館、298万7千円なんですよ、実績が、令和元年。今から3,600万円かけていきますと、十数年かからないと投資したものが回収できていかないということですので、そこら辺を考えていって、本当に内容分析をして、地域に発信できる施設でないといけないと思うんです。その点については、十分にそれぞれの管轄している部署の責任者として、どこまで結果を見てきたのか。

というのは、既に、これちょっと外れるとは言われますが、令和2年ももう半分済んでいるんですよ。恐らく令和2年の決算は、コロナ、コロナということになるんでしょう

が、それはさておき、根本的理由というのがあると思うんですよ、魅力がないとか。例えば、二次交通が不便だとか、JR飯田線を使って三河東郷の駅で降りられても、そこから行く手だてがない。

そういうことを踏まえて、こうなのねということを通年度、また決算対象年度は内部で検討されたのか、お願いします。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今、資料館のこととお話頂きましたので、私からお答えさせていただきます、

確かに、資料館につきましては、昨年度新東名開通以降徐々に徐々に減少しているという現象がございます。それで、こちらにつきましても、交通の手段として資料館にお見えになるお客さん、それから保存館にお見えになるお客さんの大半が自家用車、それからバス等でお見えになっているという実績はございます。

それで、電車でお見えになるお客さんも若干おられるんですけども、うちのほうで完璧に把握しているわけではないんですけども、なかなか電車を使って来られるという方は全体の恐らく5%とかその程度ぐらいのかなという印象でおります。

ですので、これから電車を使う、それから高速バス等も使ってお見えになれるような施設にしていくということを積極的にPRしていかなければならないなと思っております。

それから、車につきましても、新東名が開通したおかげで今でもやはり高速道路を使ってお見えになるお客さんは非常に多くおられます。そういった関係で、県外から先ほど6割の方がお見えになると申し上げたんですけども、こちらのほうが多分高速道路を使ってお見えになる方が大半なんだろうなと思っております。

それから、バスにつきましては観光事業者が資料館のほうへお客さん方を連れてきてく

ださることもあるんですけども、新東名のインターから大体5分ぐらいで来れる状況になっておりまして、バスガイドさんとかバスの運転手さんとお話をしたりいたしますと、「5分で来れるというのが非常に時間を読みやすい」と。バスの運行業者さんからすると、やはり時間にある程度の制約がございますので、次の目的地へ行くときにしっかり時間の管理ができるということが必要だと言われます。

ですので、「資料館から5分程度で大した交通渋滞もなく来れるというのは非常にありがたい」というようなことを言っていただけるバスの会社もありますので、今後そういったところを積極的にPRしながら、「立ち寄るのにちょうどいいですよ」というような施設になれるような呼び込み等もしていきたいと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 高速を利用される方がお使いになられるということですが、JRを利用されてのお客様もお見えになると思うんですが、特に高速道路については、ETC 2.0という、時間は制約されるんですが、そういったものも利用できるのがうちのもつくる新城でもありますので、そういったところのパブリックリレーションズも含めて戦略効果を高めていくということも必要ではないのかなと思います。

そういった意味で、今、それぞれ善後策を練って貸館で使っていただける方、また観覧をされる方の集客増をお図りになるということですので、ただ、理由を長雨であったとか、コロナであったとかということに求めないでいただきたいと思いますので、その点再度確認をさせていただきます。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 先ほども御答弁しましたとおり、貸館の部分については施設を閉鎖しておったということもございますので、

当然コロナの影響というものは大変大きいものが、今年度出ているのかなとは思いますが。また、観覧の施設についてもコロナの影響を受けて入場制限等を実施した時期がございます。

そういうことが当然今年度の決算を打つ段階で影響の一つとして大きく出てくるのではないかと思いますので、先ほど委員、言われるように、「何でもコロナにするな」ということでありますが、実際そういう施設の対応をしました現実がございますので、その辺理由としてはやっぱり上がってくるのではないかなということは予想します。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

~~~~~

この際、再開を10時15分とし休憩いたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時15分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 14款の使用料及び手数料、使用料、農林水産業使用料について、20ページであります、お尋ねします。

学童農園山びこの丘施設使用料の前年と比べて動向はどうだったのかということにあります。

2点目であります。自然休養村施設使用料についても同じく動向についてお尋ねします。

よろしく申し上げます。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 初めに、(1)の学童農園山びこの丘の施設使用料につきましては、宿泊棟の食堂部分を事業者の使用許可をしておりますので、その使用料となります。

同じように、自然休養村施設使用料につきましては、道の駅鳳来三河三石の建物を事業者の使用許可をしておりますので、その使用料となります。

それぞれの施設とも平成30年度と金額の変更はございません。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

指定管理をしている関係上ということで、理解するわけでありませけれども、学童農園山びこの丘そのものの施設が、今どういう動向になっているのかということも当然これ決算の中で示してもらえればと思ひまして、質疑の項目に入れてあります。

利用者、お客さんの動向、それも含めて説明してもらえればありがたいです。例えば、宿泊棟がどうなのか、どういう御利用になっておられるのか、また屋外野外施設、またキャンプ場も含めていろいろもろもろあると思うんですけれども、そのあたりについてお尋ねをいたします。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 山びこの丘の施設使用料ですが、スポーツ施設とか宿泊とかいろいろございます。令和元年度につきましては合計で申し上げます。合計で約2,980万円ほどでございます。前年ということで、平成30年度につきましては、3,012万円ほどでございます。

それから、三河三石につきましては、手持ち資料ございませんけれども、お客さんは減少傾向にあるということでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 これ、山びこの丘については、施設様態がたくさんあるものですから、資料できれば出してもらえると一番ありがたいものですから、決算の段階でこういうことを言っはいけないですけれども、その辺をお示ししていただきたいなど。

要するに、宿泊棟についての利用者がどう

いう増減、動向があったのかとか、それから当然これ今のいろんな観光行政においての、先ほどの質疑の中でもありましたが湯谷温泉、ゆ〜ゆ〜ありいなも含めた活用の状況、こういうところにも反映してくると思いますので、できましたら、今、分かる範囲でありましたら教えていただきたいと思ひ、それから後、いろんな施設がその中にありまして、スポーツ施設、先ほども言っはいただきましたが、スポーツ施設の利用がどうだったのか、どういう動向なのか、概略的にもし教えていただけるような範囲でありましたらお願いをいたします。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 概略的で申し上げます。

令和元年度の宿泊施設の関係ですけれども、おおよそ7千人ほどの宿泊になっております。あと、それに比べまして平成30年度は7,400人ほどとなっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 山びこの丘に限ってもう一回お尋ねしますが、こういう動向を宿泊の人数、今、大体でおっしゃっていただきましたけれども、宿泊でも宿泊棟を利用される方と、あとキャンプ場だとかそういうところを使う方もいらっしゃると思いますので、過去の状況を見ますとやはり市町村合併前の段階と比べると、まず半分近く減っはまっているのかなと、大ざっぱに判断するんですが。

現状、この平成30年度と令和元年度を今、比較しておおよそ伝えていただきましたが、それだけでもやはり減少傾向が見られておるということでもあります。そうしたら、その動向の要因について、どのように決算上の中で見て判断されるのか、そこをお尋ねします。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 すいません。先ほど、宿泊者数を申し上げましたが、ちょっと計算違ひがございまして訂正させていただきます

たいと思います。

令和元年度ですが、宿泊施設合計をいたしましてバンガローとかも含めまして8,988人、それから、平成30年度ですが8,917人ということではほぼ横ばい、若干増えているような状況でございます。

あと、キャンプ場とかの利用ですけども、最近キャンプ場とかの利用もほぼ横ばいという形になっております。キャンプ場につきましては、以前は団体客が結構いたんですけども、最近はファミリー、自家用車で来られて、キャンプ場を利用されてというような形の傾向になっているということでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。大体、動向をつかんできましたけれども、先ほど少し触れましたが、指定管理をされる前の段階の状況とかに比べてみますと、やはりお客さん、今の数からすると約半減しているのではないかなと、こんな思いがしておりますが、令和元年度の決算状況を見て、動向としてどういう方向性が見出せるのか、このところをもう一回確認したいと思います。

指定管理に際しては、お任せきりではいけませんし、それだけの努力の義務も必要だと思いますし、それだけの成果をやはり出していただくのも必要だと思いますので、この使用料に限ってお伝えをするわけですが、全体的な見極めも含めてもう少し深く、指定管理に対してもコメントできるものがありましたらお願いしたいと思います。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 団体につきましては、継続的にPR等もしております、リピートで来ていただいている団体がございます。それから後、これから最近はファミリー層、団体ではなく個人個人で来られる方が増加傾向にあるということもありますので、そういった方が利用できるよということ、キャンプ場とかバンガローとかそういったと

ころのPRもまたしていきたいなと思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次の項目に入ります。

同じく使用料及び手数料のところ、商工使用料であります。

鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなの使用料64万8千円、これ前年度比の動向、よろしく願います。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな使用料の前年比動向ですけども、平成30年度は5,773万7,665円に対しまして、令和元年度は5,584万3,590円で、189万4,075円の減収、前年比マイナス3%であります。

また、来場者数の前年比動向は、平成30年度が15万6,410人に対しまして、令和元年度は14万7,707人の8,703人の減少、前年比マイナス6%であります。

使用料・来場者数につきましては、利用区分別に見ましても全体的に減収しております、湯谷温泉全体の入込客の減少とともに連動した来場者数の減少が見られております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 大体分かりました。

その中で、特に動向を見極めるに当たって、なかなか調査するのは大変だと思いますが、車で来られる方、ナンバー見れば大体市外の方かその辺分かると思います。そういうような調査は前年度決算において調査されたかどうか。

また、以前でも結構ありますが、そういうような動向を見極めるに当たってどこへPRのポイントを置いていったらいいのか、そういうことも踏まえて動向調査、その辺のところについてのお考えをお尋ねします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、委員から言われましたような車籍地調査、どこから来ているかという調査はいま現在資料は手持ちにはございません。ですけれども、湯谷の方からヒアリングして聞く状況ですと、75%以上の方が三

河、尾張のほうから来られているということ、スポーツ施設に関しましては、ほぼ昨年並み、全館利用の方もほぼ昨年並みで、温泉部分が前年に比べて減少しているということは把握しておりますので、外部から来られる方の減少が多いのではないかと考えております。

今後は、その結果も踏まえまして、先ほど金田部長がお答えさせていただいた中にもありました天竜奥三河国定公園で湯谷温泉エリアを中心にいたしましてお客様を増やしていくということに取り組んで参ります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、14款使用料及び手数料、22ページです。

恒常的になっている商工使用料と土木使用料の収入未済、抜本的対策と不納欠損にならないことに対する見解をお願いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 商工使用料の泉源使用料ですが、要因といたしましては湯谷温泉の観光入込客数が年々減少しており、経営状況が厳しい中、取引先への支払い、税金の徴収が先行いたしまして温泉源使用料に回すことができないということが今日まで至ったもので、そちらのほうの原因となっていると考えます。

抜本的対策と不納欠損とならないことに対する見解ですけれども、毎月の納付の有無を確認、未納の場合は督促、電話催促、訪問の催促、呼出し等を実施いたしまして現年の納付を必ずさせて、滞納額を減らしていくような指導を行っております。今後もそのような対策をとって、毎月過年度分に対しては請求をさせていただき、滞納額が少額のうちに完納させるような対応をしていきたいと考えております。

○村田康助委員長 内藤土木課参事。

○内藤徳之土木課参事 土木使用料の収入未済につきましては、令和元年度におきまして、年度当初に納入通知を発送した207件のうち2件が収入未済となっております。

いずれの事案も申請者と使用者が異なり、双方の使用料の負担方法が明確にされておらず、結果として収入未済という状況になっております。

対策としましては、今後類似の申請がされた場合は、負担すべき者をより明らかにするよう申請者に求め、収入未済が生じないよう事前に対応してまいりたいと思います。

また、時効が到来したものの不納欠損処理がされていないものにつきましては、事務処理の時期を逸してしましまして未処理となっておりますが、今後は時効が到来したものにつきましては、適切に不納欠損処理を行ってまいります。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 土木使用料のうち都市計画使用料につきましては、市営住宅使用料において収入未済が生じているところです。

住宅使用料未納者においては、電話による納付催促や個別面談を行い、支払い計画書を提出させるなどの指導を行っていますが、改善されない場合には、連帯保証人を含めての3者面談を行うなど、収納率の向上に向けて取り組んできました。

市営住宅管理条例上、家賃を3月以上滞納したときには明渡し請求ができることとされていますが、セーフティーネットの役割を担う公営住宅においては、滞納を理由に明渡しに至った事例は本市にはありません。

住宅使用料の未納者については、全員と連絡が取れる状態であり、少額ながらも定期的に支払いを続けていただいている方ばかりでありますので、不納欠損とする考えは持っておりません。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 商工使用料の未済の主なものは温泉使用料ということなんですけども、先ほど山口委員の質疑にもあったように、時効中断には誓約書等書いてもらったりとかいろいろそれなりの手続をとっているということであると思います。

令和元年度につきましては、不納欠損額がゼロ円となっておりますので、払っていただいた分は過年度分に充当して過年度分が不納にならないような措置をずっと続けざるを得ないのかななんて、今の景気がよっぽど回復して収入がどんどん上がらない限りそれが自転車操業的なものが続いていく状況だと思うんですが。

先ほど入湯税のところでは1者が事業を取りやめて不納欠損になった。こういった泉源使用料とか、入湯税については違いますのであれですけど、そういった場合には債権者としての優先順位というのは、例えば、先ほどの入湯税の事業をやめられた1者は入湯税は不納欠損になったけど泉源使用料はどういうふうに解釈していいのか、その辺はどうなっているんでしょうか。よしんば、倒産した場合の債権者としての優先順位というのは、こういった公共的料金の場合の優先順位についてお伺いします。

○**村田康助委員長** 柴田債権管理室長。

○**柴田和幸債権管理室長** 入湯税と泉源使用料の関係でございますが、不納欠損の手続に関しまして入湯税の関係は税でありますので強制徴収公債権という形の公債権になります。でありますので、これは基本的に5年の時効満了期間を迎えたもの、それから即時欠損等の要件があるもの、こういったものについてはその段階で落とせます。逆に、5年を迎えたものをそこで債権が消滅したにもかかわらず徴収することになると、そのお金については返すことになりまして、加算金をつけて返すというようなことになります。

それに対しまして、泉源使用料につきまし

ては、あくまで私債権という形になりますので、これは5年の時効期間、5年を過ぎますと時効の援用期間にはなるんですが、援用期間でございますのでそのまま持ち続けるという形になりますと、債権の放棄の手続をしなければそのまま債権としては残る、本人が支払いに応じることであれば、この債権につきましては市がその債務を徴収することができるというようなものになっておりますので、なおかつ市税とそういった市債権の関係でございますが、市としましてはまずは税のほうから徴収すると。優先順位としては、市税が優先という形になります。

○**村田康助委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 税のほうが優先ということは分かりました。

それから、債権者会議というか債権者があった場合に優先順位としては税のほう当然高いのかなと思うんですけど、今回の場合はそれが該当しないケースであったということで理解をしておきますけども。

泉源利用料については、市債ということでこれもやっぱり5年なんだけど、例えばほかの債権者との優先順位でいくと、こういった順位になるのか、他の民間の、例えばいろんな納入業者だとか、いろんな使用料、市だと水道だとかあるでしょうけれども、そういったものと比べて優先順位というのは金額のレベルなのか、そういった公共的なものなのか、その辺についてはどうでしょう。

○**村田康助委員長** 柴田債権管理室長。

○**柴田和幸債権管理室長** 一般的に、市が持っている債権は、先ほど申し上げた市税、もしくはほかの法律で地方税法等の適用を受けて自力執行ができ、強制的に滞納処分ができるもの、こういった強制徴収公債権と、条例等による行政処分ではありますけども公債権という位置づけはされておりますがその執行に関しては裁判所手続を取らなければならない公債権、それから先ほど申し上げた市債権

と言われるもので、これも徴収に当たっては強制的な徴収は裁判所手続による強制執行手続という形になりますが、こういったものになります。

そういった中で、当然税に関しては優先されるべきものという形になりますが、後のものにつきましては、徴収の手続が実際が変わってまいります。自力執行のあるもの、それから裁判所手続によるものありますので、それぞれ現在のところ、所管する課のほうで担当しておりますので、一括での市としての徴収という形にはなっては、これは情報共有等の難しい点もありますので、なかなか簡単には参りませんが、そういった中で優先がどちらかということになってきますと、古いもので徴収するとか、いろいろ決まり事がありますので一概には言えませんが、手続として優劣に関しては実際には所管課の徴収によるということになります。

○村田康助委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 古いものからとか、優劣は所管課によるというのはちょっと分かりにくい。同等ということなのかなど。税以外のそういったものについては、同等の優先順位かなということに理解しておきます。

それから、都市計画使用料のほうですけれども、ほとんどが市営住宅の使用料だということですけど、これも不納欠損額がゼロとなって、過年度分についても少しずつ払っていただいているということだと思んですが、これもやっぱりどうしても滞納していくということは、一遍に払えないけど過去の分は払っても現在の分は当然払えなくて、これもずっと永遠に行くわけなんですよ。これも、過去の分を少しでも入れてもらえば不納欠損にはならないけど残っていくと。現在のものはそのまま全額残っていくというような形で、抜本的解決策にはならないと思うんですけども。

不納欠損にならないからいいのではなくて、

やっぱりそういう状況にならないような抜本的な対策、支援制度だとかいろんな他の制度での低所得者向けの支援制度だとか、あるいはそもそも家賃が適正か、家賃を減免するような制度とか、何かそういった形でやめないと、もう永遠に市営住宅に入って住み続ける限りもうそれがずっと残っていかざるを得ないのかなと思うんですけど、そこら辺についての抜本的な対策というのは、何か考えがあればお伺いします。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 現在の滞納者におきましては、かなり頻繁にといたしますか2月程度収入がない場合には、すぐに電話連絡したりとかしてかなり入居者からは嫌がられるような電話催促をしております。

そういったことから、かなり現年度プラス過年度分少額という形で納付を行っていただけるような状況になってきておりますので、今後も引き続き努力していきたいと思えます。

○村田康助委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入14款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳入17款財産収入の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では17款財産収入、財産運用収入、財産貸付収入、資料44ページであります。これも監査の審査意見書の総評の(5)番、資料は60ページであります。

収入未済額が平成30年度に続き計上されているが、発生原因と回収見込みについてお伺いします。

○村田康助委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 収入未済額の発生原因ですが、普通財産の土地賃貸借契約に基

づいて賃貸借料で、同一賃借人の平成30年度分と令和元年度分の合計で15万5,952円となっております。

これは、住宅用地として賃貸借しているものですが、生活環境の変化によりやむを得ず未払いになったものと認識をしております。

回収見込みにつきましては、督促状等の発送、それから訪問、電話連絡等によって行っておりますが、納付相談を行って、令和2年8月に分納の誓約を頂きました。8月下旬に一部納付を頂いたところです。引き続き、早期の完納に努めてまいります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 本市の財産をお貸してそれなりの果実が発生をするわけでありますが、それぞれの御事情の中でやむを得ずというような御答弁でありました。

いろいろ鋭意努力をされた中で、納付相談までこじつけていただいた、大変よく御尽力頂いたと評価をします。

そして、またこの8月には分納していただいたということでありますので、このまま続けて対応していただいて、収入未済の解消に努めていただくようお願いをします。

以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 17款財産収入、財産売払収入、不動産売払収入の46ページでありますけれども。

1点目であります。土地・立木売払代金当初見込みより減収されておりますので、その要因についてお尋ねします。

2点目であります。不用物品売払代金、当初見込みより今度は増収の要因になっております。これも含めてお願いをいたします。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 それでは、私から1点目の減収の要因についてお答えいたします。

す。

こちらの平井にあります原住宅跡地でございまして、こちらの宅地5区画分の分譲を平成29年度に開始をいたしました。この残り2区画分の売払収入2,410万円を当初見込んでおりましたが、このうち、1区画につきましては平成30年度末に売却が完了いたしました。もう1区画につきましては、これは売却に至らなかったということによるものが減収の主な要因となっております。

○村田康助委員長 夏目会計課長。

○夏目 茂会計課長 2問目の不用物品売払代金の件であります。

増収の要因につきましては、当初予定していなかった消防団車両2台が加わったことによるものです。

具体的には、売払代金を計上するに当たりまして、バス・消防自動車等の特殊車両に関して、例年予算計上の際に、次年度の車両更新に伴う廃車予定を調査し、それを基に予算計上しております。

今回要因となった消防団車両につきましては、廃車が年末以降に予定されていたため、平成元年度最終の公有財産売却の手續に間に合わないと判断いたしまして、令和2年度当初予算に計上する予定でありました。

ところが、実際には10月に納車されたことから、売却することができ、令和元年度の公有財産売却収入の増収となったというものです。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 土地の関係でございまして、もう一回確認したいところがありまして、平成30年度に1区画が売れたということで、残りの区画が新しい年度のほうに回っていったということなんです、今回のこの3,300万円ですか、この収入においてこれほどこのところに当たってくるのか、ここを確認したいと思えます。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 この3,300万円の大きなものは、町並の旧郵便局の跡地でございます。ここが2,960万円で、残りのものは赤道等の払下げによる売却でございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

一方、今度は増額になっております不用品の売上の関係でありますけれども、消防車両の関係で先ほど説明を頂きました。大体、最近の中古を買っていただけるその辺の全体的な相場も含めて、この決算に出されておるものについての相場的なものというのはどんな動向でしょうか。

○村田康助委員長 夏目会計課長。

○夏目 茂会計課長 今回、2台消防自動車が売却されたということでありまして、詳しく言うと千郷分団の小型動力ポンプ付積載車、ガソリンの車ですけれどもこれが27万1千円ほどで売れました。もう1台が海老分団のディーゼル車、これも小型動力ポンプ付積載車ですけれども35万1円で売れております。合わせて、売却合計で62万1,001円ということで、これがおおむね今回の増収の差額の原因となっております。

傾向としましては、当初これ入札の一番最初の想定価格は10万円から入札が始まりまして、このぐらいの価格に上がるということで、若干ガソリン車よりもディーゼル車のほうが高価で売れるというような状況になっておるところが現状であります。

それと、最近の購入者の傾向につきましても、しばらく前、数年前までは外人の方の購入者が多くあったんですけども、最近では日本人の方の購入に移行しているような状況です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入17款財産収入の質疑を終了します。

次に、歳入18款寄附金の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 18款の寄附金、46ページでございます。

寄附金総計の増額となっております要因についてお尋ねします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 寄附金総額の増額となった要因につきまして、まず企画政策課からですが、ふるさと納税に関する増額について回答させていただきます。

ふるさと納税の受入実績につきましては、平成30年度435件、1,524万7千円であった寄附が、令和元年度には558件、1,809万5千円となり、件数で123件、寄附額で284万8千円の増額となりました。

これは、新たな返礼品を市内事業者から御応募頂き、84品目から93品目に数を増加したということや高額な寄附が数件あったことが主な要因ではないかと思われまます。

また、東京都内に向けて新聞広告を掲載したり、名古屋市藤が丘のアンテナショップや藤が丘で開催される物産市で来場者の方にふるさと納税についてPRをしたことも増額につながっていると考えております。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 土木費寄附金のうち、新城駅構内バリアフリー化寄附金につきましては、個人・企業・団体など81名の方々から600万円近くの寄附をお寄せいただきました。

市内におきましては、JR沿線ではない地域の方々からの御寄附も頂いておりますし、豊川・豊橋・安城・名古屋など、市外の方々からも御寄附を寄せていただきました。

多くの方が新城市に関心を持っていただいているということに感謝しているところです。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 最初の一一般の寄附のふるさ

と寄附金については理解できました。かなり年々ふえておるようであります。引き続き、PRをまたお願いしたいと思いますが、あと一方で、今度の増因の一番の大きな要因といえますか、バリアフリーの関係ですね。これと、あとガーラー公社、これは解散してということもあります。

特に、バリアフリーの関係のものでありますけれども、いま現在のどのぐらい寄附の状況になっておるのか、そもそもこのエレベーターの工事に当たってJRがほとんど100%やるわけでありまして、またお金もJRは負担しない状況の中でやられるという中で、今まで来ておりますが、基本的に寄附へ移行するという意思判断、また市の方向を決めた、昨年その勢いの中で動いておるわけですが、その根本的な理由も含めてもう一回確認したいと思います。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 寄附につきまして、現在の状況ということですが、9月3日現在であります。総額で760万円ほどの寄附が現在寄せられておるところであります。

それから、寄附利用として至った経緯であります。そもそもJRの敷地内で行うJRの施設の建替えについて市が負担金として支払いをするというところで、それについて市の一般財源だけではなく多くの方が利用される新城駅に関心と愛着を持っていただくというところから、この寄附を募るところに至ったところからあります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 目標額は、確か5千万円でしたね。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 目標額は、事業費の約1割ということで5千万円が目標額であります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 目標額5千万円、事業費の

1割ということでありました。また募集期間が当然あると思いますが、募集期間は残りどのぐらいでしょうか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 令和3年度になりますので、令和4年2月末までが募集期間となっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ということは、残り1年半ですか、1年半の中でこの目標を達成するためにどのような努力といたしますか、また全国にアピールする、そのあたりのところも決算の中からどう判断をしていったらいいのか非常に苦しむわけですが、600万円ぐらい今まで集まって、今年9月現在だとトータルで760万円に今、行き着いているということですね。目標が5千万円である。

かなり格差があるということで、この決算状況を見てどういうふうに関後対応していったらいいのかというのが、ごくごく一般に首をかしげるんですが、どうなんでしょうかね。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 この目標額5千万円につきましては、一般の寄附とふるさと納税のほうでも選択肢の中にバリアフリー化というものに限定した寄附もございます。それらを合わせますと、昨年度でいきますと1千万円弱の寄附となっております。

また、今後の取組につきましては、それぞれ各企業訪問とかを行っていかうということで当初予定しておったんですが、このコロナ状況の中でなかなかそれができていない状況であります。

そうした中で、改めてまたティーズでのPRだとか、広報誌への掲載とか、あとホームページで昨年度の寄附状況の公表などを行っておりますし、あと直接企業訪問ができませんのでこれからダイレクトメールなどで周知を、また御案内をさせていただきたいと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

今、ふるさと納税の寄附金もあるということでしたけれども、これはあれですか、決算の段階でもう少し細かく教えてほしいんですが、どういう中身になっているんですかね。

残り1千万円だったら、500万円ぐらい来ているわけですか、昨年度ふるさと納税のほうからこのバリアフリー化のほうへ移行したもののについて。ここもう少し教えてほしいんです。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 ふるさと納税ですと、今、5種類の選択肢が昨年度ありまして、そのうちの一つにこのエレベーターのバリアフリー化寄附に充てるものというものと、その他何でも使ってくださいというものがありますので、何でも使ってくださいというものにつきましては案分をしたものをこのバリアフリー化に充てさせていただいております。

その寄附の合計としましては、390万円がふるさと納税からこちらの寄附に充てておるところです。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入18款寄附金の質疑を終了します。

~~~~~  
この際、再開を11時05分とし休憩いたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時05分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

次に、歳入21款諸収入の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、21款諸収入、雑入、雑入であります。

雑入に当初予算計上科目以外のものが計上されておるわけでありますが、以下のものについて、発生の年月日、相手方、数量、単価、金額、その計上の理由をお伺いします。

5点あります。

1つ目、中部ブロック道の駅連絡会自動販売機収益金33万4,820円。

2つ目、政務活動費返還金過年度分15万1,763円。

3点目、廃棄ナンバープレート売払代金、5,200円。

4点目、森林整備地域活動支援事業交付金過年度返還金、38万3,850円。

5点目、若者と地域の連携活動フォーラム登壇料、1万円。

メモを記録しますので、御答弁の場合、なるべくゆっくりにお願いをしたいと思います。

以上です。お願いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 1番目の中部ブロック道の駅連絡会自動販売機収益金33万4,820円ではありますが、1、発生日は令和元年9月24日付の振込通知書により判明したものです。

相手方は、中部ブロック「道の駅」連絡会であります。

数量、単価ですが、仕組みといたしましては、中部ブロック「道の駅」連絡会が管内道の駅に設置したW i F i 機能付自動販売機の売上げから、連絡会W i F i 事業活動経費や事務局の管理経費等を差し引いた金額が自動販売機返金金額として計上されまして、連絡会が定める基準額、こちらのほうは毎年変動をしますけれども、を上回る売上げのあった道の駅を所有する市町村に対しまして、売上げから電気代と基準額を差し引いた残り

が返金されるものです。

金額は、令和元年度返金額33万4,820円でありまして、新城市は、もっくる新城のみが対象金額であります。平成29年7月1日から平成30年6月30日の売上げ49万8,354円から電気代4万3,714円、及び基準額が11万9,820円と示され、差し引いた額となっております。

計上の理由ですけれども、当初予算ではWi-Fi付自動販売機の売上げが、「道の駅」連絡会が定める基準額を上回る見込みが確実に見込める予定がなかったため、予算計上してありませんでした。売上げが確定いたしまして、市への返金が生じたため、歳入科目を新設し、収納したものであります。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 それでは、政務活動費返還金過年度分につきまして回答させていただきます。こちらは、資料要求がございましたので、提出した議案資料に基づきまして説明をさせていただきます。資料のページが41ページになります。

まず、①ですけれども、こちらは報告書の提出日として答えさせていただきます。②は対象議員として、③④は該当ございませんので、⑤は金額として、⑥は理由ということで順次お答えさせていただきますのでよろしくお願ひします。

1番目です。令和元年6月13日、対象は柴田賢治郎議員です。1万7千円です。理由は概要でお答えさせていただきます。研修費の旅費について報告誤りがあったためということです。

2としまして、令和元年6月13日、こちら長田共永議員です。1万7千円です。理由は、研修費の旅費について報告誤りがあったためです。

3番目です。令和元年6月13日、中西宏彰議員です。1万7千円です。理由は、研修費の旅費について報告誤りがあったためです。

4としまして、令和元年6月28日、佐宗龍俊議員です。3万2,200円です。理由は、要請陳情活動費を政務活動費の活用から除外するためです。

5です。令和元年7月1日、長田共永議員です。3万2,200円です。理由は、要請陳情活動費を政務活動費の活用から除外するためです。

6番目です。令和元年8月30日、中西宏彰議員です。3,093円です。理由は、研修費の旅費及び高速代につきまして政務活動費の活用から除外するためです。

7番目です。令和2年3月27日、竹下修平議員です。3,368円です。理由ですが、要請陳情活動費から宿泊費分を政務活動費の活用から除外するためです。

8番目です。令和2年3月27日、柴田賢治郎議員です。1万3千円になります。理由は、要請陳情活動費から宿泊費分を政務活動費の活用から除外するためです。

9番目です。令和2年3月27日、村田康助議員です。金額は3,902円です。理由は、要請陳情活動費から宿泊費分を政務活動費の活用から除外するためです。

10番目です。令和2年3月27日、下江洋行議員です。1万3千円です。理由は、要請陳情活動費から宿泊費分を政務活動費の活用から除外するためです。

以上10件で、合計15万1,763円となります。よろしくお願ひします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 (3) 廃棄ナンバープレート売払代金の5,200円につきましては、発生日は令和元年6月26日、相手方は株式会社金山、数量は130キログラム、単価は40円、金額は5,200円でございます。

計上理由につきましては、廃車手続後のナンバープレートはある程度たまった時点で処分を行っております。令和元年度において処分を行うに当たり、ナンバープレートを確認

に処分したことを残すため、当初に科目がある資源物等売払収入ではなく、細節を起こしたものでございます。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 続きまして、4点目の過年度返還金について順次説明させていただきます。

発生年月日は令和元年10月4日、相手方は、市内の森林整備の地域活動を実施している事業体です。数量は8.53ヘクタール、単価は1ヘクタール当たり4万5千円、合計金額が38万3,850円です。

計上理由としましては、平成29年度に森林整備地域活動支援事業で実施しました森林境界の明確化作業について、その隣接地において過去、平成22年度ですけれどもあいち森と緑づくり事業で既に境界が明確化されている部分が一部含まれていることが確認され、既知点、既に明確になっているところについては、事業地から控除することとなっております、相手方となる交付対象者より重複部分の事業費を返還したいとの申入れがあったためです。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 5番目の若者と地域の連携活動フォーラム登壇料につきまして、御説明させていただきます。

1番の発生年月日は令和2年2月15日です。2番目の相手方は相模女子大学マッチングプロジェクトです。3番目の数量は1回です。4番、単価は1万円、5番目、金額は1万円です。

6番の計上理由につきましては、相模女子大学マッチングプロジェクトが主催する「若者と地域の連携活動フォーラム」において、新城市若者議会に活動報告会への出席依頼が昨年12月上旬にありまして、出席後に登壇料を頂いたものでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれ詳しく御報告を頂

いたわけでありますが、まずは最初に、これは総論的ではありますが、雑入という勘定はどのような感覚で捉えて会計処理されてみえるのか。それについて、まずお願いしたいと思います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 歳入の科目がそれぞれ振り分けてあるんですけども、どこにも属さないものを雑入としてそれぞれ費目ごとに分けて計上しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 特に、今回雑入、諸収入の部分をお伺いしたということは、通常の決算、監査を行いますと、特に経過勘定というものがありません。ここは公会計ですので、ないわけでありますが、本来でありますとある事業をしました、お金を借りました。借りた時期は4月です。そして、決算は3月ですということ、1年ならいいんですが、借りた時期が9月です。償還は来年の9月ですということ、それは未経過の部分がありますので、経過勘定として費用の部分を案分しなくてはならないということでありまして。

また、特に雑収入勘定というのは非常に、今、お答えを頂きましたように、そのものに属さないもの、中には何%以内という基準もあるようではありますが、ですので、非常に決算審査、監査をする場合には非常に大切な項目だと理解をしますので、こうやって特にお伺いをしているわけでありまして。

そこで、まず(1)点目、もつくるのところに設置した自動販売機ということでありまして、この自動販売機は本市が買取りをしているものかどうかは1点目、そしてもう1点をお伺いしますが、この自動販売機に商品を投入する、現金の売上金の回収をする、この業務はさてどこが取り扱っているのか、お願いします。

○村田康助委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 自動販売機の設置及び

自動販売機の中身、ジュースに関するものは、中部ブロック「道の駅」連絡会のほうで対応していただいております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 了解しました。

では、3番、廃ナンバー、4番、森林交付金還付金、それから若者の登壇料、これについては詳しく御説明頂きましたので理解をすることができました。

そこで、(2)番について、先ほど松井課長からもお話を頂きましたように、資料41ページを確認させていただいておりますが、これは順を追って発生順にお伺いしたいと思います。

まず、1番から3番であります。政務活動費の研修費を活用して平成30年4月12日、同13日に滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催された市町村議会議員特別セミナーに参加した際の会場までの旅費について、報告誤りがあったためということですが、ここで伺いますが、今、議会の中で当時ここに出席、参加をした議員は、この返還議員を含めて報告誤りであった者が6名、そして、実際に公共交通機関で行った者が2名であります。

そこで、まず柴田議員、長田議員、中西議員のほかに、議会事務局の松井課長がお答えいただきましたので、松井課長は令和2年度からの課長登用でありますので、詳細については御無理かも分からないわけですが、その平成30年度当初の報告書等々からこれ以外に参加された議員はお見えであったのかどうか、お願いをしたいと思います。要するに、報告誤りはこの3名だけであったのか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 これ以外におられる方ということなんですけれども、このときの報告書で金額等修正した件につきましては、全部で5名おります。ですが、修正後も政務活動費の上限を上回っている方がいますので、

その方については返還金はありません。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 上限を上回っている、要するに我々議員に市長から交付される政務活動費は、今、会派がございませんので、各個人に対して年間15万円であります。それを上回っているということですが、平成30年4月というと、事業年度が開始された分なんですよね。そして、報告は翌年の出納閉鎖を時期として報告をするわけですが、本来であればそのことが報告誤りであったよということであるならば、事象を起こした、要するに政務活動費として使った年齢の古い順に返還をすべきではないのかという指導は、確かにいいんですよ、上限を超えているから云々ということは当然だと思いますが、そういう指導は当時事務局の方はされたのか、されなかったのか。

と申し上げるのは、この案件については、どうか分かりませんよ、該当された皆さんが言われたのが、「事務局のミス」であったわけですから、その点について。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 委員長、主旨確認のため反問権、よろしいでしょうか。

○村田康助委員長 どうぞ。反問権、許します。

○松井哲也議事調査課長 今の質疑、もう一度、分かりやすく私のほうに説明してもらってもよろしいでしょうか。お願いします。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、言います。

本件の事案が表面化された時点で、なぜなのということをしたところ、皆さん、「これは事務局のミスであった。だから直しました、返しました」ということだったので、事務局として当時この返還を受ける当たって、ミスということではなくて、今回の報告を、資料を見ますと報告誤りだとなつておりますので、その点の整合性について伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 事務局のミスという事なんですけども、それに関しては、こちらの政務活動費報告書を頂くときには、旅費等は事務局で、職員が行っているような旅費の計算をして、それを皆さんにお知らせして報告をしていただいております。

ただ、その中で、国際文化研究所でのこちらのほうの旅費を計算する上で、事務局としても議員との間で車を使ったりですとか、公共交通機関といったところの連絡がうまくいっていなかったということがありまして、こちらではじいた金額等にミスがございまして、その後、議員と事務局とよくやりとりをしながらうちに確定をしてしまったというようなことに至りまして、公表等もしてしまいましたので、その後分かりまして、速やかに報告書を訂正して、このように直して返還金になっておると、このような状況です。

よろしくをお願いします。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 内容は、今、理解をしました。要するに、ミスとして主張してきたことなんですけど、実際は連絡が不十分であったよ、十分に協議をしなかったよ、その前にマスメディアを通じて公表されたからというふうなお答えだと思いますので、やはりミスだということについては、十分我々議員としても、戒めていかななくてはいけないと思います。

では、次の問題であります。平成元年8月30日、中西議員が3,039円を過年度分として返還しております。平成31年1月17日、地方議会研修会in岩倉へ参加した旅費で、旅費及び高速代について、ここからなんですよね、使用した車両が中西個人のものでないため、証明煩雑になると判断したので返還することとしますとなっております。

さて、中西個人のものでないということは、誰から、どのような形で知らせをされたのか、この点について。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 本人からそのように修正の報告の申出がありましたので、報告書に基づき修正を行っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 御本人から申し出があったということであつたわけではありますが、当該金額は返納をされた。これ、言いますとこのまま返還を頂いたものだから問題ないと思いますが、これあくまでも一般の市民の方ではなく公人のやったことなんですよね。自分の車でないものを運転して、そして発生した旅費、高速料金等々を請求してしまった。おかしな話なんです。

例えばこれが、御本人の経営する会社のものだ、会社所有の車両であつた。もしくは、リースもしくはレンタルをした車両であつたとするならば、片や会社の経費で落ちているんですよね。それを会社で戻入れをすれば問題ないですけど、してないということはどうなんだということまで追及をされるおそれがあるということであるので、やはりこの問題は、今後も大きく影響するのではないかと思いますので、依頼を受けて、伝票起票をして、決裁を取って、出納の部分へ持ち込んでいくという手はずだと思いますが、議会事務局の局長、課長、さらには担当の職員の方もこのことは十分に留意をしていく必要があると思います。

大きなことを言うと、ある法人の所得税法に関する粉飾決算にもなることに結びつく。大きな問題に基因しますので、やはりそのことは事務局の皆さんも大変だと思いますが、一言申出をされたほうが肝要かなと思いますので、これはお答えは頂けません。

次に、令和2年3月27日の竹下修平、柴田賢治郎、村田康助、下江洋行の部分であります。3,368円、1万3千円、3,902円、1万3千円。理由は、政務活動費の要請陳情活動費を活用して平成30年3月28日及び29日に東京

衆議院議員会館において、国会議員への要望活動、農林水産省、総務省職員による勉強会及び国立印刷局での研修に参加した活動について、宿泊費分を政務活動費の活用から除外する。

これは、前段に佐宗議員、長田議員はこうはなっていないですよ。政務活動費の活用から除外をした。片や宿泊費分を除外した。こうなっていますが、これについては、既に周知のように、住民監査請求を提出され、却下されました。それを受けて自治法の規定によって住民訴訟を起こされた案件であるわけがあります。そして、3月27日に提出を頂いたとなっていますが、3月27日というのは金曜日であります。ちなみに、この提出をいただいた時間は何時でしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 そこまでの時間については、詳しく記憶はございません。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 多分、これ現金で返還をされたということであるならば、その現金は出納へ持ち込む時間というのは恐らく決まっていると思うんです。

ちなみに伺います。現金勘定を指定金融機関、今、UFJさんが窓口にお見えになりますが、そこへ持ち込む時間というのは、内部ルールはどうなっているのでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 今回の質問は、庁舎の中にあるUFJの窓口が何時までやっているかという質問だったかと思いますが、納付に関してはそこ以外にもコンビニですとかそういうところでも支払うことができますので、ちょっとお答えになったかどうか分かりませんが以上です。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 コンビニエンスストアに、今、当該15万1千円を振り込んだとするならば、これは決裁を得て返還の令書を切らなく

てはいけないわけですよね。でないと、コンビニの機械は受け付けませんので。ただ、一定これだけのお金入れてよというわけにはいかないと思います。

ですので、恐らく金曜日のそういった閉庁に近い時間だとしたならば、これ合うんですよ、実は。提出日はそうなんですけど、翌々日、30日の中日新聞、御覧かと思います。

それぞれ宿泊費に該当する1万3千円を6人は返した、30日となっていますので。多分、起票日と決裁日は違うという理解をします。

それはそれとして次に行きます。

ここで、1万3千円というのは、住民訴訟を起こされ、くしくも市長が被告人となられた。市長にあつては、訴訟告知を多分されたと思うんです。該当する6人の議員に対し、恐らく裁判所からは通知書が来ていると思うんです。それに基づいて言いましたので、裁判の用紙というのは、宿泊費1万3千円の返還請求を求める、6人分ということであったわけでありまして、よく見ていませんが、訴状は。ということだと思います。

したがって、この提出いただいた資料を見ますと、1万3千円という金員が記載されてある議員は下江議員、柴田議員であります。そして、返還がないと認められた者は中西議員、山崎議員ゼロ、そして村田議員3,902円、竹下議員3,368円となっております。15万円をこの方たちは超えていたのか。

そして、新聞からすると6人は返還をしたとなっていますので、なぜ上限を超えたとしても裁判の案件で、和解でもって裁判が終了したという状況なんです、その中でなぜ上限を超えた者を適用したのか。

そのことについての事務局のアドバイスはどのようにされたのか、伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 今回の件ですけれども、話のほとんどが訴訟事務経費の話になると思いますので、雑入に関してお答えさせていた

だきたいと思えますけども、それぞれの議員の皆さんが政務活動費の活用から、その分の金額を削除すると、除くということで残金を計算しまして、それぞれの皆さんの金額に多少の違いがあります。

ですので、政務活動費の活用から除きますので、上限を超えている方については除いてもまだ上限を超えているという状況がありまして、ほかの皆さんとは違います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、今、お話をした中の返還をされた、その後に新聞に載った記事というのはもう一度確認の意味で申し上げます。

「新城市議による1泊2日の研修の一部が政務に当たらないとして、市民団体が宿泊費用を市に返還するように求めている問題で、参加した市議6人が政務活動費から支払われた1人当たり1万3千円ずつの宿泊費用を市に自主返還した、3月31日付」。

新聞に報道された記事というのは、この事実と違うわけですね、この資料をいただいたものとは。ずつということは、1人1万3千円、1人1万3千円返還をした、それが本来雑入に載ってくるべきではないですか。どうでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 新聞の記事の書き方については、こちらからお答えできる立場にはないと思えますので、以上で回答とさせていただきます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 新聞の記事というのは、という理解をする中で、松井課長、それはごもっともだと思いますので、無理なことをお伺いしました。

そこで、残念なことにここに載っているメンバーというのは、我々議会の役職に就いている方が非常に多いんです。これ、市民の方も承知してお見えになると思うんですが、そういう方が、「あ、こういうことが分かって

しまったから返そうよね」ということでいいのかと言われた場合もあると思うんですが、今回はこうした形の中で返還を頂いて、雑入に計上されたわけでありましたが。

そこで1点、お伺いをしますが、監査の審査をするに当たって、このような事件、通称は非ざる行為というんですね、非行という。ある場合の監査委員は、地方自治法第199条の2に除斥をする、除斥をする、すなわち監査はできないとなっておりますが、この雑収入の勘定の計上から見て、これは明らかに第199条の2、要するに自己の利害関係に該当するのか、しないのか。

要するに、この雑収入を打って出たということは、そこまで問題なんですよ。この返還をされたという報道を受けて、市民団体の方いろいろ御努力を頂く、御心配を頂く中で8月10日に4人の議員、柴田賢治郎議員がちょっと欠席をされた。山崎議員は病気療養中であったので出席をされなかった以外の4人の議員、それぞれこの件について主張されたわけでありましたが、まだまだ完全にこの実態が「そうだよ、なるほどね」という納得が得た部分ではないものでありますので、特に、監査をするに当たって、もう一度言いますよ、自治法第199条の2を適法の是非について。要するに、ここで監査をしたということは、これ、先ほど申し上げたように、歳入歳出総額240数億円であります。全体の監査に及んだということになるんですよ。

第199条の2にはその関係するところだけやめなさいと書いてありませんので、そして、報告書、意見書を見ると、雑入にはそういったことは一切触れておりませんので、お伺いするわけでありまして。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 今、決算審査の関係で私に質疑がありましたので、私からお答えをさせていただきます。

この案件につきましては、これまでいろいろ

ろ質疑が出ておりますけれども、委員の御承知のとおり、市長から返還請求を受ける前に個々の議員が精査して収支報告書を修正して、自主的に返還をしていただいておりますけれども、市議会の政務活動費の交付に関する条例の確か第9条だったと思いますが、第9条の中には「市長は残余金があった場合には、返還を命ずることができる」と、いわゆるできる規定となっております。

ほかの自治体では、そのまま交付を頂いてそのまま返還をせずにというところもあります。うちの場合は、今、申しましたように、個々の議員が真摯に精算をして収支報告書の修正をして返還をしていただいておりますけれども、ですので、これは仮に10年前のものであっても、返還の申出があったならば雑入として歳入の処理をするという形になっております。

先ほど、山口委員から言われたような形で平成29年度の政務活動費の返還の住民訴訟においては、当然市長は訴えられた側ですので被告になります。関係する議員は被告知人という形になります。被告知人というのは、民事訴訟法で定められた規定でございまして、利害関係を有する第三者で、判決が確定した場合に利害が及ぶことから、関係者として何か言い分があれば主張してくださいねという裁判所からの告知された人であります。

本件の場合、敗訴した場合に関係する議員は政務活動に充てた宿泊費の1万3千円を市長から返還請求されることになるため、裁判上では被告知人という立場になります。したがって、被告知人になっておるからといって、嫌疑をかけられておるわけではありませんので、これはあくまでも裁判手続上の立場であります。

先ほど御質疑にありましたように、これは正規の返還金ですので、何ら今おっしゃった自治法の規定に基づく除籍、監査委員が関係する議員ということでもありますけれども、何

ら決算審査には影響はないものと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 決算審査には影響はないということではありますが、これどんどん言っていきますと恐らく決算審査には関係ないことをと言われると思うんですが。

偶然、うちの委員長もこれに名前が載っていますので、やはりそこら辺はこういった公の場、議事録がはっきりしていく場で進めていくという信念を持っていますので、お伺いをするわけではありますが、この事案を受けて返還がされました。

そして、それにはそれぞれのコメントが出されておったわけではありますが、確か8月10日だと思うんですが、先ほど申し上げたようにお二人の議員さんが御都合で欠席をされて、残った方がそこに登壇をされてそれぞれ市民の方から御質疑を受けたということはあれであります。今、申し上げるように、実はその市民の方たちが「あなたたちがこういうことをしたんだから、お金は返した、けどもやったことを、分かってしまったからお金を返したらいいんだよねというのでは済まされませんよ、あなた方はちゃんとした責任を取るべきですよ」、そこで彼らが提案してきたのは、実は。

○村田康助委員長 山口委員に申し上げます。質疑をきちんと整理して、新たな質疑に入ってください。

○山口洋一委員 では言います、関連していますので。

3月27日にそういったことを起こし、裁判は必然的に終わり。この3月27日、多分30日の会計処理だと思うんですが、そこで雑収入勘定に打たれたということではありますが、これらを受けて市民の会から「それは余り正しい行動ではない。やっぱり、本人の身の振り方を考えなさい」というようなことを言われたのは当然だと思います。

そこで、先ほど申し上げたように、当時の話の中では「議会推薦の監査委員もやめたらどうだ」というお話があったわけですが、1時間58分37秒のビデオを見てみますと、「私は市長から任命をされた者である。だから、市長がやめろと言うまではやめることはない」という簡単に言うとそういうことでしたよ。確かに、これ第197条に書いてあるんですよ、罷免というの。罷免する場合には、議会の委員会の議論を経て。

○村田康助委員長 山口委員に申し上げます。

○山口洋一委員 関連してますので。

○村田康助委員長 質疑を通告に合わせて質疑していただきたいと思います。

○山口洋一委員 雑収入の相手方である議員のことであるので、それは関連している。これはなぜ関連していないのか、その点について委員長、はっきり言ってくださいよ。

[不規則発言あり]

○村田康助委員長 続けて新たな質疑に入ってください。質疑をお願いします。

○山口洋一委員 委員長がそこまで言えないのなら、それは容認したものとして質疑を続けます。

[不規則発言あり]

○山口洋一委員 そこで、「市長から言われなからやめない」ということを言われましたので、やはりこれについてはそれだけの非ざる行為をしたことに対する、これはお金を返したからいいと思っておみえだと思うのですが、その部分はまだまだ市民の多くの方は容認をしていないんです。そういった人が、幾ら市長が任命したと言えども、市長から出た決算書に基づいて監査をすることはいかがかということでもあります。

これ、名前、あるでしょ、雑収入の中に。何も言いませんよ。どうぞ。

○村田康助委員長 山口委員に申し上げます。今のは質疑でしょうか、もう一度整理して質疑をしてください。

○山口洋一委員 これだけ言っても理解ができないということだと、それは唐突な質疑でありますので無理かもしれませんが。

平成30年3月28日、29日の東京へ行ったことに対する政務活動費の使い方において疑義が出た。裁判を起こされた。そうしたものが、200数十億円の、合わせれば400数十億円の一般、特別会計を含めての我々市民の大切な税金から集めたものによる事業の効果に対して、監査ができるのかということですよ。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 ちょっと議論が錯綜しているような気がするものですから私の立場からコメントさせていただきたいんですけども、山口委員のおっしゃっていることは、要するに住民訴訟の対象となったような議員がおられる。これをいわゆる非行とおっしゃったと理解をしますが、その立場の人が監査もしていると。自分がまた返還もしていると。

ゆえにこれは、自治法による非行の除籍に当たるのではないかと、あるいはそこから外れるべきではないかと。ひいては、監査委員の職責そのものを果たせるのかというようなお話だったと理解をしましたが、委員長、反問権、よろしいでしょうか。

○村田康助委員長 どうぞ、反問権を許します。

○穂積亮次市長 という理解でよろしかったでしょうか。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 市長の理解で、全くそのとおりです。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 そうしますと、まず、先ほど監査委員の事務局長がお答えしたように、この訴訟において被告となったのは、私でございます。そして、その訴訟の経過の中で関連する議員さん方が政務活動費の宿泊費を返還された。返還をされた時点で訴訟そのものはなくなったわけですね。訴えそのものがな

なくなったわけでは、なくなったことでありますので、これについては訴訟上は全て白紙状態、何もない状態になったということでもあります。

そして、政務活動費の扱い方そのものについては、市長の立場としてこうすべき、ああすべきということは余り申し上げたくないもので、議会できっちりしたルールをつくっていただいております。これを申し上げてきたとおりでございます。

そして、今回の雑入というのは、政務活動費の報告に誤りがあったということから返還をし、それを精算したものが雑入として入ったものである。ゆえに、この件は訴訟のありなし、その立場に立ったありなしに関わりなく、政務活動費の報告の記載に誤りがあったので訂正をしたいという旨の申入れがあった。

それに沿って会計処理をしたその決算でありますので、非行云々、あるいは市民団体から疑義をもたれている云々というのは、これは主観的な評価でありまして、何らこの関係において実体的、客観的行為として見た場合には、監査から外れるべきという性質のものでは何らないと、事務的な報告記載のミスとして我々は受け取っているということでもありますので、決算として認定を議会にお願いをしているということでもありますので、御理解いただきたいと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 市長が、今そのようにおっしゃられたわけでもありますので、結果的には監査については問題はなかったということではありますが、これについてはまだまだ、これは予算・決算委員会とは余り関係ないわけではありますが、我々18名のメンバーの中ではまだそのくすぶりがあられるわけでもありますので、市長おっしゃられるように、議会の中で精査をしていくということでもあります。

特に、平成30年3月28日、29日はここにあ

ります下江、中西両議員は、恐らく当時の議会運営委員会の正副であり、かつ予算・決算委員会の委員長であるということも含めて、対応していきたいと思っております。

まず、本日はその雑入に打たれたそれぞれの内容が確認をできたということでもありますので、これ以上はお聞きすることはありません。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

~~~~~

この際、しばらく休憩します。午後は1時から再開します。

**休 憩** 午前11時57分

**再 開** 午後 1時00分

**○村田康助委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

なお、質疑者におかれまして、また答弁者とも決算審査の趣旨に沿って簡潔、明瞭に議事に協力を願いたいと思っております。

2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 山口委員に同じく政務活動費返還金過年度分15万1,763円の内訳について、改めてお伺いします。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 政務活動費返還金過年度分の内容につきましては、先ほどの山口委員に回答したとおりです。よろしくお伺いします。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 決算書に今回こうやって計上されること自体、非常に私自身残念に思っております。また、無念であります。

実は、その理由としては、当時は私、議会の代表者ということで職をしていた経緯がございます。当時の議長、大変御苦労されたなと自ら自分に呼びかけながら、今おるわけで

ありますが、やはり当時、きちんと謙虚に一人一人の議員の皆さんが冷静にその立場に立ってこの問題に向き合えば、こんな不規則な状態というのは起きなかったと、私は断言します。

そういった中で2回目の質疑に入ります。

まず、この先例集というのがございます、議会には。この議会の先例集の中に第13条のその他のところに、第3節として「政務活動費には、政務活動費を使用した視察・研修等については事前の議長への申し出と報告を行うこと」と書いてございます。これについては、熟考された経緯はございますか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 その件に関しましては、この雑入ではなくて、1款の議会費の政務活動費交付金の話かと思えます。こういった返還金のことに関して、雑入で受けたことについて事務局として回答させていただきます。

今の議題は雑入でございますので、政務活動費の報告書を受けるに当たっては、議員の皆様ともよく連携を取って、返還のないような精算に心がけていきたいと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 まず、この政務活動費返還に至る前の段階で、申請するに当たって、当然まず政務活動費の基準、先例集にきちんと載っておる、決まりがあるんだということ、この御認識をやはり議会事務局も当然持っていたいて、決裁を回していくと。これがまず必須であります。

この当時の事案、この中の一覧表の中にある1万3千円の返還金の平成30年3月28日、29日の件については、はっきり申し上げますけれどもこれは全員協議会の中でも申し上げてまいりました。陳情や要望については、私は自ら認めておりますし、当時2日目の行動、印刷局のことですね、造幣局と当時は書いて

ありました。その報告もまばらで、出す人と出していない人とおる、こんな実態があるのかと、改めて確認をさせていただきました。

そういう中で、この2日目の行動についての政務活動費の先例集に基づいた決まり、この申出というのはまずないと。

それから後、ほかにもあるんですよ。先例集の中には第7節のところですね、第13章第7節、この一番最後のところでもありますけれども、執行職員や外部団体職員等を要する勉強会、また管内・管外を問わずそういう視察を行う場合、事前に議長に文書で申し出ると。これがまず1個うたってあります。

そうすることによって、新城市議会として相手方にきちんと目的を明示できる、当然発送する、メールを届ける、そういう形で相手方に指示をする。そうして、許可を頂きながらの一つの御礼行事というんですか、これが挨拶行事の一つあるんですね。

この項目があるにもかかわらず、今回の平成30年3月28日、29日の行動については、こういう行動が取られたかどうか、ここも含めて確認したいと思います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 今回の質疑の件ですけども、質疑の内容はほとんど雑入ではなくて1款の政務活動費の話になっておろうかと思っておりますので、事務局として雑入に関してお答えさせていただきます。

繰り返しの答弁になりますが、申し訳ありませんが、政務活動費の報告書を受けるに当たっては、議員の皆様ともよく連携を取って、返還のないような精算にこれから心がけていきたいと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 私が今、2点言ったことについて、こういう質疑をしなくてもいいような手段を取れば、質疑はしなくてもいいんですよ。だから、こういう雑入という形で入金をせざるを得ない状態が起きたんですから、

そこをきちんと答えるべきだと思うんですね。

市長にも、当局側にもこれはお尋ねしたいわけではありますが、こういう決まり、原則というものがあがりながら、公金の問題について市長は総論的に議会のきちんとしたルールにのっとってクリアできた、その経過の中での行動であると。後は議会がきちんとやっぱりその辺を精査するべきだと、このような概要で今まで述べられてきております。

ですからこそ、こういう原則に基づいて私は言っておるわけですが、政務活動費というのは確かに個人の責任にして交付されるわけです。交付する以上、ちょっと絞って言いますが、まず補助金と交付金のすみ分けがあります。これは、交付金であります。議会に対して、議員に対して、個人に対して交付をするという原則があります。

そして、その交付金の成果というものは、きちんと成果品として地域活動交付金事業もありますが、そういう方々の団体はきちんと申請をして結果を出して報告をするという義務があります。この議会にはあるのかなのかといったら、やっぱりあるんです。これは、当局側も当然理解をしておるわけですね。

それが、定かではないか、定かではあるのか、その辺のところの手段というものは、やはりこういう裁判沙汰になってしまったような事態というのは、かなりのいろんな事案が起きたことは事実なんです。事実に基づいてそういうものをやはりもう一回見直して、市のほうがきちんとそういう行動をとるべきだと。私はそう思っております。

政務活動費そのものについては、最初にまず15万円交付して、それから年度末になって1月たってから4月いっぱいまでにその成果を出すと、これが当時の原則の中身になってますね。ですから、もう結果に応じてその都度チェックができないような体制になってしまっているんですよ。

例えば、議長がチェックをするというように形になっておれば、議長がチェックできるでしょうか。最後の4月の終わりまで、そのチェックもできない。そして、平成30年度に至っては、どういうわけか1月も遅れて5月の末に報告になっておった。そういうような一連の中での平成30年4月12日、13日の事案も起きてしまってるんですね。

だから、一つずつ振り返りますと、どこに責任があるんだ、どこに責任があるんだという交付をする側の責任は当然あるわけですが、結果責任を出す議員の責任というのは非常に重大なんですね。これをやはりきちんと明確にすべきだと。

だから、私はこの原則にのっとってもう一回振り返りますが、先例集に基づいて、こういう手続をきちんとされておるかどうか、これは一般論でも結構であります。一般論でも結構ですけど、ほかの議員がどこどこへ研修へ行きたいとこういうときのやり取りでもいいです。この事案に別に照らし合わさなくても結構であります。議会事務局の判断、どういうふうにやっておられますか、今。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 その件に関しては、先ほども申し上げたとおり、1款の政務活動費交付金の話かと思っておりますけども、先ほど丸山隆弘委員が御自身の質疑の中でも述べられたとおり、そういったものがなされないことがあって困っているというような話がありました。

事務局としても、そういった規則的なものが多少おざなりになっているところもありましたので、これではいけないということで丸山委員が議長のとくに、全員協議会等開いて仕組みをみんなで変えて、きちんと報告していこうということで現在やっていることだと思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それはそれでね、私、先ほ

ど述べたとおりであります。現状、当時の過年度分の返還に至らないような仕組みができたのではないかと、当時の仕組み、また実態、これを問いただしているんですよ。

議会事務局としては、こういう文書が当事者の人たちから出て、議長のほうに回覧、閲覧、そういう形で決済を取る方法かその辺の手段はまた別であります。そういう行動を今回の事案に合わせば取られたものか。一般的なことであるが取るべきか、こここのところですよ。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 返還金に合わせてお答えさせていただきますが、返還金に当たっては、まず報告書を議員から出していただいて、それを精査してその返還金を受けるということになっておりますので、その報告書の文書等は受けております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この先例集、非常に守らなければならないことであって、原則議員には、これ議員の一つの憲法でもある、行動指針でもある、この認識をもしないがしろにすればこういうような事案が発生してきていると。この結果だと、結論を言えばそういうことなんですよ。

私自身が当時議長という立場であるということで、そういう文書は一向に見ていない。だから、全員協議会の中で昨年でもこういう発言をさせていただきながら、皆様方に御認識を一致してもらうためにやっていったわけでありまして、それぞれ当事者の皆さんというのは、こういう問題について御意見を発しないで、口をチャックしてしまうという事態になったわけですね。だから、あえてこの事務的手続上のチェックを確認したいということです。

もう一回、改めて言います。この先例集に基づいて、議長に申出をする、議長に文書で

提出をする、こういう行動がこの事案に合わせてくれて結構です、あったかどうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 全部で10件ございますので、それぞれのパターンがあるかと思えます。いわゆる研修届、旅行届の話かと思えますけども、そちらも1款の話かと思えますが、今、手持ちに資料がございませんので届出があったかなかったかは、今お答えすることができません。

ただ、先ほど丸山委員も言われたように、そういったルールがかなりうまくなされないこともあったので、今、皆さんでしっかりしていこうということでやっていることだと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この事案の中でも、例えば、上の1番から3番、平成30年4月12日、13日、この議員セミナーですね、この議員セミナーについては、申込みをする時点で当然文書がずっと回って、議会事務局内を通過して、皆様方確認をし合うということの行動によって申出をしたと、出張研修に行きましたというチェックができるんですね。これはまずよしということです。

あと、要は平成30年3月28日、29日、7番から10番の事案については、こういう確認作業ができないがために、これはさきだつての研修で、研修セミナーではありませんので、向こうへ行ってからの印刷局への研修、また視察という行動が行われたということでありまして。当然、これは事前にやはり議長への申出、それから相手方に対する文書の申出、依頼文書というんですか、案内文書といいますかこれは当然出すべき先例集の中身になっているんですよ。

ですから、この7番から10番の事案については、きちんとそういう行動が取られたかどうか。ここを確認しているんですけどね。改めて聞きます。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 丸山委員さん、議長でありましたので、また非常に本質的な問題に絡んでおりますので、今の質疑について私なりに、非常に大きな矛盾を感じているところでありますので、そのことをお話申し上げたいと思います。

現在、新城市議会の事務局メンバーは、市長部局からの出向辞令で勤務をしております。これは、恐らく他の地方自治体全て同じことだと思いますが。

それはなぜそうなっているかと言えば、議会費に関わる予算執行、並びに決算については、市長に最終責任があるからそうしているだけであって、実際上の議事活動のある議会事務局は、全て議長の指揮監督に従うと。これが地方自治法の定めでございます。

したがって、先例集のとおりあったかなかったか、あるいはそれが議長のほうで掌握されていたかどうか、これらは市長側の今回の決算とは何ら関わりがないことだと思っております。

もしもその点で疑義があるとするならば、大変申し上げにくいことではありますが、議会事務局にもし瑕疵があったとするならば、議長の責任である。議会の最終責任、議会全体の最終責任である。このように認識をすべき事案であると思うんです。

ですから、私は、個々の政務活動費の内容については市は関与はしない。それは議会から出されてきたことをそのとおり基本的に信頼をした上で執行させていただくということでございます。そして、監査、決算等々の中で疑義があれば、当然それは私どもの責任になってくる。今回の訴訟で言えば、市長が被告人になる。

そういう構造であろうと思っておりますので、もしも先例集等々での事案がそうでなかったのではないかということであるならば、それはこの議場において、監査委員事務局に予算・

決算の責任として問うべきものではなく、議会の運営の中のあるくまでも問題であり、最終責任は議長にあるということであろうと、私は理解をしております。

ですので、それ以上は職員は答えようがないことだと理解をしておりますのでお願いいたします。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 私も、一番最初にお伝えしました、当時議長をやっていたという責任上、あるべきことをやはりここにお座りの皆さんにまず伝えて、同じテーブル、同じ共有していただいた中で事務手続上の課題、これについて昨年度がどうであったかと。ここの確認をしているわけであります。

当然、私も覚悟をして、こうやって質疑をしておりますので、市長の発言は市長の発言として受け止めておきます。

事務局にもう一回確認をしたいんですけども、こういう事案があると。そして、その7番から10番に対してそれぞれ7番から10番の当事者の皆さんから文書として起こして、そういう行動が取られたかどうか、先例集に従って。そういう文書を見たかどうか。細かく正直に言えば、そういうことなんですよ。それができてないなら、できてないと。それでは、できるような体制を組んでいきましょうというのは、決算を参考にして次の年度に送るといった基本的な原則なんです、それが。

だから、私は確認しているんです。よろしくをお願いします。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 その件は、平成30年の3月28日及び29日ですので、その政務活動費が行われたこと自体は平成29年度ということになるかと思っております。

現在、議題になっているのは、令和元年度、昨年度の雑入に関してということですので、先ほども私どものほうで申し上げたよ

うに、事務局としても議員の皆様と連携してミスのないような、こういう返還のないような報告書の提出に心がけていきたいということに尽きると思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 平成29年度ということであるんですけども、当然去年の全員協議会、議会の行動全体の中を見ていると、この問題でかなりもう振り回されているんですよ。振り回されて、議会全体が、この問題について。

きちんと当時から指摘をしてきたし、当事者の皆さんがきちんとそうやって説明していただければ、議会事務局も迷惑かからないし、きちっとした行動、文書の回し方も分かるわけですよ。そうではないですか。

だから、あえてまた平成29年度という発言がありましたが、確かに平成29年度末のことですけれども、文書出すのは平成30年度4月終わりまでですよ、平成29年度分というのは。だから、当然かかってくるし、それからまたそういう形になるし、それを引きずってまた次の年度へ送るがために見直しをして、平成31年度の見直しを行ってきたわけですね。

そういう経過があるものですから、一連の我々の政務活動費に対する認識を新たに、こういう機会にしていくというそのところをみんなで確認し合いたいなと、こんな質疑で私やっておりますので、文書的なものだけ、イエスかノーかで答えられるのではないのでしょうか。どうですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 政務活動費に関しては何件かありまして、ちょっと私、今のところ記憶の中で何年度のどれがその旅行届といますか、研修届が出ておったかというのが確実に言えるところがございますので、それに対しては今お答えできない状況なんですけども。その件に関しては、先ほど来、丸山委員がこれまでもずっと全員協議会の中で

もやってきたということで、その中でも報告のあった件だと思います。

その中で各議員話された件だと思いますので、私から今、確定的なことが言えませんが、そういったことで御了承いただきたいと思っています。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 あと、これ確認できないということでしたら、また確認していただきたいと思うんですけども、お願いしたいと思うんですけど。

あと、山口委員の質疑の中でありましたね、交付の順番、政務活動費を交付する、政務活動費として自らが一人一人の責任において、これは政務活動費ですと宣言しながらやる行動についての流れになっていくわけですが、平成30年4月12日、13日の交付の件でありますけれども、これも順番から言ったら年度初めでありますし、ごくごく普通でグループで行かれれば、6人ならば6人の方が同じようにこの交付金を使用するという政務活動費の流れだと思うんですね。こういう流れをしっかりと、やっぱりきちんとつくっていかなければいけないと思います。

この点、この令和元年6月13日付で報告された上から1、2、3の3点については、1万7千円ですね、これでこの人たちはいいんですけれども、ほかの人たちはどうなんだろうとか、いろいろ精査すると問題が出てくる可能性も出てくるのではないかなと。ですから、ここのところも十分なチェックをしていかなくはいけないのかなと思います。

そういう意味で、政務活動費そのものの費用についても、グループで行う場合の一つの方向性づくりと、共同で行くべきの運用指針のつくり方、こういうことも必要であります。

あえて、私、先ほど課長のほうがおっしゃっていただけたんですけども、そういう今までの過程を見直しながら、一つの方向に進んでいこうということやっていただい

るわけですが、特に昨年の9月においては、新たなまた方向性ということで、私、一つの方向を出しました。出した中での運用も含めて、反省も含めて、大いなるまた決算に基づいた議論をしていきたいと思っております。

議会事務局長として、今後全員協議会なり、こういう昨年のこの経過を踏まえた政務活動費の一つの手引きを新たにつくるという方向で取り組んでいただきたいと思います、事務局長。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 私からお答えさせていただきますと思います。

政務活動費に関する件に関しては、一番は議員の皆様同士で話し合っていてルールを決めるというものです。

それに対して、事務局も全力でサポートさせていただきますので、そういった機運を高めていただきましたら事務局としても一生懸命お手伝いさせていただきます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

21款諸収入の62ページになります。訂正をお願いしたいんですが、私のほうで政治活動費と書いてあるんですが、政務活動費の間違いですので訂正をお願いします。

返還金過年度分の15万1,763円とありますが、詳細な内訳を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 政務活動費返還金過年度分につきましては、先ほど山口委員、また丸山委員にお答えしたとおりです。よろしくをお願いします。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、先ほど山口委員、丸山委員の質疑、また事務局からの答弁を踏まえて確認をしていきたいと思っております。

大変なこういった返還を後からするということはあってはならないと思うわけでありませう。今回、まさに税金が一時的ではありますが、不正な報告書によって支払われ、それが各議員の誤った不正な報告書によって各議員のポケットの中に一時的ではありますがとどまった、税金がとどまったということの事態が大きいかと思えます。

そういったあってはならないことが起きたからこそ、NHKのニュースでも新聞紙上でもにぎわったということだと思います。

ですから、本当にこうしたことがないように、一緒にどこがおかしかったのか、決算として前向きに質疑を、もちろん誠実にお答えを求めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、1、2、3の大津の研修の返還のことでお聞きいたしますが、こちらはどういう理由でこうしたことになったのか伺いたいと思えます。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 返還の理由ということだと思いますけれども、理由としては資料で提示したところを書いてあるとおりですが、もう少し詳しく説明させていただきますと、議員の皆様から報告書を4月30日までに政務活動費については出していただきます。それは御存じのことと思えます。

その際、旅費については、職員の規定に沿って事務局のほうで計算させていただきますということがあります。それを私どもで計算する際に、皆さんの乗り合わせで行かれたということを失念しておりまして、電車で行ったという計算をして、皆さんの報告書に書いて、それで提出した形になったわけなんですけれども、本来そこで議員の皆様ともよく連絡して、実際何で行かれたのか、どういう方法で行かれたのかというのを打合せしてから確定すべきだったなど、そのような反省となっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 旅費に関して、事務局で計算をして、そのときに各議員みんなで車で行ったということを知らなくて、事務局で電車で行ったという計算をし、それを確認せずに公表に至って、収支決算の出納を終了させたという流れだと思いますが、それでよろしいですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 この件に関しましては、今、浅尾委員が言われたとおり、これまでも全員協議会ですとかそういった場の中でも何回も説明させていただきました。私についても、今、説明したとおりですので、その認識でよろしいです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 大変な事態だと思いますよ。こうした報告を見抜けず、出納閉鎖をし、それを確認せず公表してしまったという重大なミスを経済局側が行ったということでありませぬ。

一方で、僕は事務局だけが悪いとは思っていません、それ以上にそういう申請の確認を怠った各議員が最終的な判断を負っていますので、この議員が自分で報告の義務があるにもかかわらず、その落ちた旅費の大事な一番のところを訂正、確認もせず承諾をし、報告に至ったこの落ち度は、事務局も悪いですが、柴田議員と長田議員と中西議員、1万7千円返した、報告義務に誤りをした方々に大きなミスも一方であると思います。

お聞きしますが、報告を誤った方はこの柴田賢治郎議員、長田共永議員、中西宏彰議員、3人だけですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 先ほどの山口委員にもお答えさせていただきましたけども、全部で5人となっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 5人は誰ですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 この5人につきましても、これまでも全員協議会等で皆様から謝罪もあつたりしたことです、浅尾委員も御承知のこととは思いますが、回答させていただきます。

3名はそこにあるのでよろしいかと思いますが、そのほかには村田康助議員、下江洋行議員となっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 村田康助議員と下江洋行議員が報告に誤りがあったと、同じようにミスをしているということで理解をいたしました。

村田議員は今、予算・決算委員長をしております。そして、下江議員はそこに座っておられるということで監査事務局の委員としておられると。大変な監査委員としておられるということで、大変な。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員に申し上げます。通告に従って質疑をお願いします。

○浅尾洋平委員 今、まだ質疑をしていませんので、その質疑を説明する間ですので、ぜひもうちょっと焦らずにお聞きになってほしいと思います。

という役職を持っております。

大変なこうした報告の誤りを村田議員、下江議員、柴田議員、長田議員、中西議員がされたということで、非常にモラルハザード、そして危機感を持っています。

では、お聞きしますが、この報告書の中に事務局が見たときに、彼ら5人は車で行ったと書いてあつたんですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 その件につきましては、1款の議会費の件かと思いますが、雑入に関してお答えさせていただきますが、政務活動費の最終的な報告書、4月30日に皆さんから出していただく分についてはそちらの記載はございませんが、そういったことがある場合には口頭で言ってもらつたりとかも

しておりました。ただ、そのときについては私の記憶が定かではないものですから何ともお答えできません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 記載はなかったと理解をいたしました。

それでは、分かりませんよね、事務局も。車で行ったと書いてなければ、普通常識的に考えれば、電車で行ったんだと理解するのは普通かなと思います。

しかし、政務活動費というのは、僕が言うまでもなく個人に支払われているものなので個人の申請に基づく、申請主義であります。ですから、個人個人が書かなければならない記載事項を書いていなかったわけですよ。書いていなかったのは誰かといいますと、先ほども言ったように、下江議員、村田議員、ほか3名であります。

そのときに、なぜそういったことが起きてしまうのか。報告書に車で行ったと書くべきところを書かなかった。その理由を伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 報告書に書かなかった理由ということなんですけども、報告書はそれぞれの議員が出してくるものでございますので、事務局としてはそれぞれの議員に聞いていくしかないのかなと思います。

ただ、報告書の様式の中には、何で行ったか書きなさいというものはないものですから、そういったことで書く記載欄がないのでなかったということもあるかもしれません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、松井課長が言いましたけど、記載欄がないとおっしゃいましたが、政務活動費の運用指針にはどういうふう書かれてありますか、伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 すみません。今、手持ちに運用指針を持ち合わせておりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 いやそういう、誠実な、私は答弁を望んでいるんです。今、手持ちがないからそれはお答えできませんって納得しませんよ。今、議員と一緒にこういったことを改めるために力を合わせたいとおっしゃいましたよね。

私が聞いているのは、平成30年の4月から3月31日か、それから新たな、みんなでの政務活動費の運用指針というものを決めまして、これでやろうといった新たなみんなが同意をもつての運用指針をつくったではないですか。そこには、何で行ったか、車でいったら車を出した方がガソリン計算から距離を計算して申請を出していく。そういうふうに決めませんでしたか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 新しい指針は、平成30年4月1日から運用するというので皆さんでやっております。

この件につきましては、報告書に基づいて私ども計算して精算したということです。

それによって、報告誤りがありましたので、今のような状況になっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 おかしいですね。5人が5人、請求の車で行ったと書かなかった。それはおかしいのではないですか。6人がそれぞれ乗ったものって記憶にありますよね。その6人がそれぞれ車で行きましたと報告するというように運用指針で決めたではないですか。それを報告するべきではないんですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 すみません。今、手持ちに運用指針がないものですからその点については何とも言えないんですけれども、それまでのやり方として、旅費について事務局で計算させていただきますというようなことでやっていた流れで、その年もそのような流れで計算させていただいたということになっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ほかの2人、今回は滝川委員と山口委員です。その方は自分たちで電車で行ったので、計算をして報告をしていると聞きましたが、それは申請者が報告をする義務があるということで、新しいルールにのってそういうやり方が普通ではないのでしょうか。

なのに、一方で事務局がなぜ6人、また5人の計算をし、お出しをするというような、ちょっとうがった見方では各議員の格差があるようなサービスがされているのかどうかと疑問に思わざるを得ないんですが、その計算をなぜやっている方と、事務局側から計算するというその2つの対応があるんですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 事務局においては、全ての方、旅費等ございましたら全員同じようにこちらのほうで計算させていただいておりますので、議員によってこの人は計算してあげる、この人は計算してあげないとそういったことは全くございませんので御了承ください。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 一步ひいてそういうふうに理解をいたしました。

そしたら、事務局はこの5人に電車で幾らかかりましたという計算を出して、報告をし、了解を得たということですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 先ほどから申ししておりますように、その部分の確認時の我々事務局と議員の間の連携がうまくできておりませんでしたので、今回このような誤りになってその報告誤りを直して、このように返還に至っておるということです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そこが今、大事なんですよ。事務局側が計算をして電車で行ったというようにして、資料を貼っつけてこれでいいです

ねと5人の議員に報告書、最終確認をとって、最終確認にその5人はオーケーしたから情報公開、つまりホームページ上に載ったのではないんですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 繰り返しの答弁になりますが、その部分の議員と事務局の相互の連絡が足りなかったものですから、今回このように報告誤りがあって、それを修正して返還金に至っているというものです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 意味が分からないんですが、じゃあ、最終的なこういうふうなもので完成しました、報告書見てくださいと各議員に渡して、その了解も得ないまま事務局はアップした、出納閉鎖したということですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 その点については、これまでも全員協議会で説明させていただいておることでもありますけども、御承知のことと思いますが、最終的な報告書は合計金額を確認してもらって、それで確定してしまったということが先ほどから申ししておる私ども事務局と議員の間の連絡不足ということですので、そのようにこれまで説明させていただいていますので思い出していただいて、御認識頂きたいと思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、悪いのは事務局ということですかね。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 何ともお答えのしにくい話なんですけども、返還金という視点で答えさせていただきますと、先ほどから申し上げますが、議員と事務局の間にチェック不足といいますか確認不足な点がございましたので、今後は皆様ともよく連携を取って、ミスのないような報告書の提出を議員と事務局一緒になってやっていきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私たちは、本当に真面目に書いているんですよ。

〔不規則発言あり〕

○浅尾洋平委員 そうなんです。山口委員や滝川委員は自分で計算し、自分で申請書も書いて出している。でも、一方で5人は書かずに、事務局任せ。最終的な判断も自分でせずに、合計金額見れば、何でこんなに多いのかわかって思うはずですよ。車で行っているのは自分たちしか分からないんですから。

でも、それを事務局に最後に確認をこの5人はせずに、最終的に承認して、事務局はそれをうのみにしてアップしたということなんではないんですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 ちょっと多少誤解のあるところがありますので、そこだけ訂正させていただきますが、報告書も旅費の計算ももちろんやっていただける議員の方もいらっしゃる。ただ、旅費に関しては事務局でもまた計算し直しますし、報告書につきましても、その後訂正等あれば、そういったところは事務局のほうで直したりサポートしておることがありますので、議員の中に事務局の扱いとして格差があるということはいけません。

その後の反省事項は先ほど述べたとおりです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 格差があるのではないよと言われるんですが、結局こういうミスが起こって、事務局が確認もおろそかにして、こんな大きい事件とかテレビになるようなことを起こしたというところを反省してほしいんです。確認をしていないではないですか。なぜこういう確認をしていなかったか、こういうことを言っているんです。

それで、下江議員に聞きたいんですが、監査委員としてこの5人がどこが誤りで、また

車で書いた記載があった方がいるのかいないのか、そういった確認、監査のほうでどうしているのか伺います。

○村田康助委員長 浅尾委員に申し上げます。ただいまの質疑は質疑を整理して、再度お願いします。雑入に関する事で整理してください。

〔不規則発言あり〕

〔「混同があるよ、混同が」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この雑入で資料提供を受けた中に、こう書いてあります。「政務活動費の研修費を活用して、平成30年4月12日、13日に滋賀県大津市の全国市町村会の文化研修会で開催されたセミナーに参加した際の会場までの旅費について、報告に誤りがあったため」と書いてあります。報告のこと、僕、聞いているんです。

報告の誤りがあったということを今、お聞きしたら、どうやら車で行ったけれども、電車で報告を事務局のほうでしてしまったという誤りになったものですから、なら、監査委員の仕事として、下江監査自身がこの報告の誤りがあったわけですから、その誤りが車で行ったか行ってなかったのか、書いたのか書いていなかったのか。また、柴田委員、長田委員、中西委員、村田委員長の報告書の中に車で行ったと書いてあったのか、なかったのか、そういった監査をやっているのかお聞きします。

○村田康助委員長 浅尾委員に申し上げます。質疑について、個人に対して質疑をしているようですので、質疑内容は雑入に関する事できちんと整理をして再度お願いを申し上げます。

〔不規則発言あり〕

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 監査委員としましては、そういったものも含めて適正に監

査をいたしました。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 適正にされたとおっしゃいましたが、では書類には何て書いてあったんですか。車で行ったのか、電車で行ったのか。下江議員の資料、監査、見たんではないですか。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 監査委員としては、支出の還付、返還金の歳入の部分しか見ておりませんので、そういった具体的な書類については見ておりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 もっと監査は、やっぱり深掘りしてほしいと思うんですよ。今回、裁判もなっているわけだし、今回の大津の事件では、NHKまで大きなニュース、びっくりしました、私、見て。話題がすごいんですよ。それで、もちろん各メディア、新聞にも報道されています。何でこんなことが起こったんだって、今でも市民から言われるわけです。

だから、そこを第三者の目で監査がどこで間違っていたのか、どういうふうな再発防止ができるのかというところを、僕は期待して聞いたんであります。

今、聞いたらそういった詳しい書類は見えないと聞いて、びっくりしました。本当に監査としてのていをはなしているのかなと思います。

そこで、監査にお伺いしますが、こういうふうに事務局が計算し、最終確認を、日本は申請主義ですので、こういった申請される5人、当事者について、電車で行ったのか車で行ったのかさえも最終確認を取らずアップして、事の重大に気づくという状況は監査としてどう思うのか伺います。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 以前から、いろいろ政務活動費については御答弁をしているところなんですけど、そもそも政務活動費と

いうのは、政務活動費として充てるか、否かは個々の議員に委ねられております。

ですので、以前にもお答えしましたように、5人の方が仮に一緒に行ったとしても、1人の人は政務活動費に充てる、1人の人は充てない、それは個々の議員の自由裁量の中にあります。

したがいまして、監査としましてはそれを充てた充てないというところまでは監査の対象には含まれないと理解をしております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう理論もあるんですが、私が聞いているのは、事務局がこういう書類の管理をしながら最終的な判断を各議員にしっかり取ったのか分からないような状況で事務処理をし、上げてしまった。これは、監査の目からいって、僕はまずいと思うんですが、どう思うのか、また、再発防止にどういうふうに、どう思ったのか伺います。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 政務活動費については、先ほどから御答弁させていただいておりなんですけど、最終的には先ほどからお話に出ておりますように、これは議長責任でもって、議長については決裁権はございませんけれども、議長が確認をして精算をするという形になっておりますので、それは先ほどから言いますように、個々の議員の収支報告書の修正等に伴って精算をするということになっておりますので、そこら辺は議会事務局のほうでしっかり精査をすべきことであって、監査委員事務局のほうで監査をすることでは、ちょっと違うのかなと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうことを聞いているのではなくて、組織の在り方としていいと思っているんでしょうかと聞いたかったんです。こういうふうに税金が支払われて、不正な書類によって一時的にでも自分の財布の中に税

金が入った状況は、やっぱり不適切だと思うんです。普通の会社だったら、ちゃんと確認を取って、現場の報告書、これでいいんだなど。間違いないかと現場のスタッフに確認して、オーケーを双方にダブルチェックをして経費で出すということが当たり前ですが、これ、されなかったということなんです、それでいいんでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 今、おっしゃるのは平成30年度の政務活動費の滋賀県の大津市へ行った旅費の件だと思うんですが、それにあつては当然令和元年5月31日までの出納閉鎖期間でございますので、それまでに精算をするということなんです、今回にあつてはその期間中にその精算がきちりできなかったということで、出納閉鎖後にそういった収支の報告のミスが見つかったということで、今回過年度分の返還金として令和元年度の決算書に上がってきたと認識をしております。

です、それが正しいか否かということではなくて、それは先ほども申しましたように、10年前のものであつても過年度分として雑入で受けることもできますので、それは個々の議員が、これは政務活動費として充てるか否かというのはそれぞれの個々の議員の自由裁量の中にありますので、充てないとしたけと認識をしております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私は言っているのはそうではなくて、充てるか充てないか個人ではなくて、組織の在り方です。申請主義で、各個人がしっかり自分で車で行ったなら車で行ったで計算して、記載をして報告をする。で、事務局はそれを確認して、「これでいいですか」って言って「いいです」って言って、初めて成立するのに、今回そういうことができなかつたわけですね。電車で行った、車で行ったかも記載をしていない。

そこで、最終確認も事務局が取っていないし、現場の5人も何ら何も言わなかつた。双方が何も言わなかつた。そこで、こんな大きなミスが出た。

そういった組織の在り方でいいのか、監査としてどうなんですかと聞いているんです。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 それにつきましては、先ほども申し上げたとおり、政務活動費のことでございますので、議会事務局のほうで適正に判断すべきものと認識をしております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議会事務局が今回適正に判断できなかつたものですから、今回第三者の目で監査としてはどうかと聞いているんですが、なかなかお答えできないので、本人の下江監査委員、状況を説明してください。

○村田康助委員長 浅尾委員に申し上げます。個人への質疑はできませんので、質疑の整理をし、やってください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 村田委員長もこの件に関わっていますが、村田委員長はこの件で車で行ったと報告書に書いたのかどうか、伺いたいです。

○村田康助委員長 委員長は答えることはできません。

[不規則発言あり]

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、当事者の方々がそこに座っていますので、本人から説明を受ければ何らこの問題というのはすっきりしますのに、なぜ答えないのか、本当に私は不誠実極まりないと思います。

それでは、ここでもう1点お聞きしますが、やはりこうしたことで車で行ったとも書いてない。そして、電車で行ったとも書いていな

いということであるならば、今、監査委員の鈴木事務局長の話だと、請求していないということになると思うんです。なのに、なぜ事務局はそれを請求するために勝手にそこを読み取らずに電車で行った計算をしたんですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 そこが先ほど来申し上げておりますように、報告書を頂いてこちらで旅費等を計算する上で、そういった連絡が不十分だったものですからミスがありまして、今の報告誤りがあったということでその分の報告書の修正をしておるということです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それ、おかしいですよ。書いていないんですから、申請してないとなぜ理解をしないんですか、事務局のほうは。新しいこういった運用指針になった、もう本当に矢先にこんなことになってしまったので、僕はどうしてなのかということを知りたいんです。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 ですので、先ほどと同じような答えになるんですけれども、研修所に行ったことまでは把握しておりますので、もちろんそこには何らかの手法を使って行っておると。これまでも、研修等行っている場合には、旅費等は事務局のほうで計算させていただいておりますので、今回も特段なことがない限りはいつもと同じような事務で、そのように計算しておったということです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今の説明を聞いて、監査はどう思いましたか。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 監査といたしましては、先ほどから申しますように、議会事務局のほうで適正に判断して執行したと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それ、ちょっとおかしいですよ。今、鈴木事務局長は申請をしなければ申請にならないところを言ったので、今回5人は申請をしていなかったわけです。なのに、それを申請していないのに事務局が勝手に公共交通機関で行ったというふうに計算したとなってしまうんですが、見解を伺います。

そういう僕、やっぱり組織の在り方ではないと思うから、監査の目で、「いやここはここで違うよ」と言っていたきたいんです。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 ですので、私も監査委員事務局としましては、議会事務局から上がってきたものが、当然議会事務局、先ほど松井課長から答弁しておりますように、実際はそうではなかったと思うんですが、通常の公共交通機関を使って行ったものとして計算をした。それが、監査委員のほうに回ってきます。

当然、私どもとしては、それは公共交通機関を使って行ったものとして監査をしたところでありますので、何ら落ち度はなかったと認識しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、公共交通機関で行っていないのに、その書類を見て監査は「いいよ」と思ったということだと思うんですが、公共交通機関で行っていないといったところが問題であって、それを事務局が確認をせずにというか、書類上は書いていないものですから、申請しないという形になるわけです。

なのに、おもんばかって、電車で行ったという勘違いをして、確認もせずにこういうことになったと、請求を事務局のほうで電車で行ったとしてしまったというこの構造、これ指摘するべきではないんですか。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 監査委員事務局といたしましては、議会事務局から上がってきた書類が適正なものと、その書類でしか判断ができませんので、そこにはそういったものが電車で行ったということでの計算で政務活動費に充てるといった形に上がってきたものですから、それ以上は確認が取れないという状況でございます。

あくまでも、議会事務局から上がってきた資料の中でしか、監査はできないと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、議会事務局が挙げた書類自体がもう間違っているものですから、そこがおかしいわけであって、それが今、このように明らかになったわけです。

その明らかになったことを踏まえて、監査としてはやはりおかしいのではないかと、ここが改善をするべきだというような知見を伺いたいと思います。

監査はいつもよくやるではないですか、こういったいろんな監査した中で、残業代が多いからここを減らすようにとか、そういった改善傾向もおっしゃっている。そういったところで今回の件、事務局が上げてきた書類自体がもう不備、不正があったということなので、そこを正すのが監査の仕事ではないんでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 私からすみません。浅尾委員の表現に訂正をさせていただきたいところがあるんですけども、交通手段に書いていない、申請していないのに事務局が勝手に計算したというようなことをおっしゃっていますけども、そもそも研修に行ったという申請なんですよね。確かにそこには書いていなかったかもしれませんが、研修に行ったというそもそもの申請がありまして、それに対してこちらは旅費を計算した。その結果が

誤りがあって、そこが確認不足だったということですので、そもそも議員の皆さんが旅費を申請していないのに事務局が勝手に計算してつけたと、そういうことではありませんので、そのところの表現は、すみませんがうまく言っていただきたいと思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 おっしゃるとおりだと思います。

ですが、本人たちの主張は、「申請していないんだ」と、そもそも。電車とも車とも。だから、書かなかったという声があったものですから、それ、僕もおかしいよと思うよ。思うけれども、彼らの報告が書いていない以上は申請しないんだとおっしゃっているものだから、私もおかしいと自分も思いつつもこんな言葉遊びみたいなことを、一々やりたくないけれども、やっているということなんです。

ではじゃあ、合わせてお聞きしますが、報告の誤りはあったと、私、思いますが、松井課長の理論からいうと、訂正必要ではないんですか。つまり、このままだったら研修に行ったことは確かにある。しかし、そこまで行くための車で行ったのか、飛行機で行ったのか、電車で行ったのか、分からない。歩いて行ったんですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 ちょっと今の質疑の意図がよく分かりませんのであれですけども、当初の頃答弁させていただいたように、こちらとしては、公共交通機関を使っていったということで計算をしたということです。そちらの今、話になっている方たちは、乗り合わせで行った。そこのお互いの確認が不足しておったということでもあります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 つまり、今、報告誤りがあったということで、電車で行ったというところはないわけですよ。でも、研修には行っ

たものですから、じゃあ車で行ったからその旅費を返しますよというところまでは分かりました。

だったら、再訂正、つまり車で行ったという報告をまた、今、するべきではないんですか。その車で行った報告費用、その訂正のもの、出ているんですか、いま現在。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 報告の修正をしていただいちゃって、今、返還金になっているということです。その報告の修正の中では、旅費分を削除して、政務活動費を使わないということとして報告が出ておりますので、それで修正になっておるといことです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、大津の研修は行ったけれども、何で行ったかというのは訂正されていないということでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 要するに、旅費分を政務活動費を使わないということで修正の報告が出ております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうことで、とにかくセミナーに行ったことは確かだと。でも、そこで行った旅費、車で行ったのか、バスで行ったのか、飛行機で行ったのかは分からないという状況になったら、事務局は自動的に公共交通機関で行ったとみなして、計算をしたということでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 今の浅尾委員のお話がどの段階のことか分からないんですけども、いわゆる報告書を修正したその修正の中身が、旅費を政務活動費から使わないことにしているの、その分についてはもう計算もしていません。

それで、修正が出ておりますので、飛行機とか電車とかいろいろあるかと思いますが、それ自体をもう政務活動費を使わない

ものですから、報告もないというか、計算するところではないというか、政務活動費に充てていない場所になっておりますので、そういう修正の報告が出ております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、この1万7千円というのはもうセミナー自体も、そこで行った車のお金の金額も含めて取り下げたというイメージでいいでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 ですので、その修正の内容は、いわゆる公共交通機関、電車等使いまして大津まで行ったということ自体を取り下げています。しかし、特別セミナーに参加費がかかりますので、それは政務活動費の中に入っておるといこととでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、そこを言ってるんですよ。セミナーには出ているんですよ。セミナーの参加費は返してないんですよ。事実として、セミナーに行っているお金はこの5人、貰って今でもいるんですよ。

だったら、セミナーに行った事実はそれでお金を持っているんだから、そこまで行くのに今だったら歩いていったのかと考えられるんですよ。

それは、何で僕がそんなことを言うかといったら、松井課長の話だと、ここをなぜ電車で行ったと思ったかといったら、セミナーに行ったことは事実だから、そこに行くには歩いては行けないと、事務局側はおもんばかって思ったから、本人に確認せずに自分たちで公共交通機関でセミナーに行くマニュアルに書かれておるものですから、それに従って書いたんだとおっしゃったものですから、僕もそこは理解できます。

今回、最終的にセミナーの事実として、参加費はもらっている。でも、そこまで行くまでの訂正の、本当だったら、僕は車で行ったという申請をするべきだと思うんですが、そ

れはされていないと。

だったら、そこまで行くまでの、今、何で行ったのかということは、お金は発生しないんだよということをお聞きしているんですが、どうでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 先ほども、監査委員事務局長が申しておりますけども、政務活動費は与えられたお金を全て使わなければいけないというものではございません。認められる費用の中で、どれに政務活動費を充ててどれに充てないかというのは、完全に議員個人の判断、議員としての判断に委ねられております。

その上において、今回は大津までの旅費を申請していないということになったということでもあります。よろしいでしょうか。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうことで、また元に戻るんですけど、じゃあ、当初は政務活動費を5人は車も含めて請求していないんだけど、事務局はでもセミナーに行ったことは事実だから、恐らく電車で行っただろうというところで計算をしたところが、そもそもの間違いだったということではないのでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 先ほど来、質疑と答弁がずっとぐるぐる回りになっておりますので、どの段階の話か分からないんですけども、元はそのように公共交通機関を使っていたということで私どもは計算した。それが誤りだと、報告に誤りがあったということで修正しました。修正の結果、その旅費分については、政務活動費を使っていないということになったということです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 あと、最後聞くんですが、下江委員はこの報告書を出すときに、私は車で行ったとメモ書きなりで事務局に伝えたと全員協議会等も聞いていますが、そこは今回

当時は知らなかった、確認できなかったということなんですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 途中の段階ではそういう話もありましたが、最終的に報告書をつくるに当たって、こちらもそういう連携、連絡のミスがありまして確認不足もあって、報告書を公共交通機関で行ったという金額で計算したと、これは一番最初にお答えさせてもらった話でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、重大な発言だと思えますが、途中でそういうこともありましたということで、途中というのはどこら辺の時点で分かったのでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 出納閉鎖してから、これが問題になって、全員協議会等で話し合っておったと思います。その時点で聞いたのか、いつ頃分かったというのが誰かというのがありまして、私の話なのか、局長とかいろいろ段階があると思いますので、はっきりしたのは全員協議会かなと思っています。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、それを確認して、事務局、やっぱり当時下江委員は、車で行ったというメモなり、報告書に書かれてあったということなんですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 そういったところも含めまして、議員との間で連絡不足があって、今の1番から3番までの報告の誤りがあった。修正しておる。それが返還金になっているということでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、当時提出したときに、書かれていたメモがあったという認識でいいんですか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 それについては、

いまとなつてはもう確認のしようもありません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 確認のしようがありませんと言ってしまうと、もう結局再発防止もどうなのか分からなくなってしまうので、やっぱり事務局というのは非常に記録がすごく大事ですので、そういった当時の記録、今、森友・加計学園とかありますけど、やっぱりそういったことはないように記録がしっかり残っていないということなのかなということで、非常に検証もこういう形でできなくなってしまう、問題も曖昧になるということですが。

では、再度聞きますが、車で行ったとメモなり、通告をしているという方は下江委員だけだという認識でいいでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 それも含めて、いまとなつては定かでないということです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市長、こういう形で非常に市長の権限で事務局も派遣していただいているんですが、本当に大事なところの記録がなくて検証が滞っております。

ですから、指導を議会もしますが、やっぱり市長もしっかり指導や権限、こういったことが二度とないような形で認識を要望したいんですが、認識を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 この件については、繰り返し私の立場を申し上げておりですし、先ほどの丸山委員の質疑の中で私なりのコメントもさせていただいておりでございます。

基本的には、議会の中の内部規律、内部統制の中でやっていただくこと、議会事務局の活動については、議会の中の活動につきましては議長に指揮監督権限があるということ、私どものほうは予算の執行並びに決算、出納等の会計上の処理の必要から市長の職員を出

向辞令を出して議会事務局に派遣をしておりますが、それ以上でもそれ以下でもないということ。

けれども、自治法上どうしても予算執行権、編成権、提案権が市長にございますので、議会の中のことについてもこのような形で責任を問われることが、訴訟などもそうですが、あったということ。

私としては、これが突き進んでいって、市長側が議会の政務活動費の使途等々について、細かく詮索したりチェックをしたりすべきということにはならないようにしていただきたいと思うんです。これが行き過ぎますと、結局市長が全部執行のチェックをする必要があるんだからということになれば、言わば業務を私が執行指揮監督をするようなことになりかねない、政務活動費というものを通じて、議会費を通じて議会の活動そのものにチェックをする、介入をする、干渉をする、これはいい、あれはいい悪いというようなことになりかねないので、それはお互いの信頼関係と距離間の中でやっていくべきことだということを繰り返し申し上げたとおりであります。

今回の事態については、議会の事務局側にも反省点があるという先ほど来の答弁でありますので、それを踏まえて議長の下で新たなルール、より信頼性のあるルールをつくっていただいた。

それでもなお意図的、人為的な事案が発生した場合は、これはもう裁判沙汰になったり、刑事事件になったりするわけでありまして、また市長側からもより強い返還請求等々をする場合も出てくるかと思いますが、今回の事案につきましては事務局と議員との確認不足ということで理解をさせていただいております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 よろしくお願ひします。本当に基本的なこういった記載とか、記録、これは僕たちではやれないので、専門を持って

いる事務局が「浅尾議員、誰と誰はちゃんとメモで車で行ったと書いてあります、書いていません」とかいうことをここでちゃんとしっかり発言できないというところ事態が、本当にこれはかなりの落ち度があると思いますので、その責任は市長は現場にあるとおっしゃっても行く行くは最終的な責任は市長の采配で裁判等も被告になってしまうということで、逆にこれが回りめぐって市長に迷惑がかかっていくということにも、私はなりかねないと感じていますので、やはりそこは事務局等もしっかりやっていただきたいと思われし、一番は自己申請ですので、この5人がちゃんと車で行ったと書くべきだったわけでありす。

しかも、大きな問題は平成30年4月12日に起きた研修なんです、新しく政務活動費の指針としてつくったのが4月1日からのスタートなんです。これを中心的にまとめたのが、実は当時下江委員なんです、議会運営委員会の委員長でありました。その方がこうやって間違っているということで、私、本当に信じられないんです。副委員長は、確か中西委員だったと思います。その二人がそろってこういう間違いを、早々に犯してしまう。私、本当信じられませんよ。だから、こういう形で追及をせざるを得ないということなんです。答弁にも出ていないということで、本当に誠実性を疑います。

次に行きますが、今度は中西委員の令和元年8月30日の件をお聞きします。こちらのほうは、岩倉市に参加した高速代金、また旅費について使用した車両が中西個人のものではないため返還をするということですが、これは中西委員の車でないのに申請をしたということなんでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 事務局におきましては、議員の皆さんが乗っている車がそれぞれ一体誰の所有なのかということまでは、さ

すがに把握しておりません。ただ、政務活動費としては実費弁償という考え方がありますので、例えばレンタカーにしてもほかの車を使ったり、電車を使ったりしても、それに合わせて計算するという、先ほど来の答弁のことがあります。

ここの理由にありますように、証明が煩雑になるということですので、政務活動費は使った理由とか説明についてはそれぞれの議員が説明の責任を負うこととなります。その中で、御自分で中西委員がそれを証明すること自体が煩雑になると判断されて、このような理由で報告書を出してきて、それを削除、政務活動費を使わないこととして修正されたと認識しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、今、事務局の回答では、会議だとか研修とか、今それぞれあるんですが、そういった車についても旅費とか、交通費として私たちにも支払ってもらっているんですが、そこが今回みたいに中西委員個人の車かどうか分からないけれども、今、支出しているという状況なんでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 皆さんがどういった所有の車で来られているかということまで把握はしておりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、使っている車がどうか分からないけれども研修にかかった交通費が出ているということで認識をいたしました。

今回、この車両というのは誰のものだったんでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 それについては、ここに理由にございますように、中西個人のものではないということは把握しておりますけども誰のものかということまでは把握はしておりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こういうふうな状況で、なかなか分からないというものでありますと、今後の再発防止もどうしたらいいのかなというところで分からないとなってしまうのかなと思うんですが、やっぱりここら辺も普通の会社や常識に照らせば、会社の車だとかいうことが分かると思うんです。

また、そういったふうに個人の車だとか、会社所有のものだとか、そういった区別が必要だと思うんですが、監査委員の感覚ではこういった車、個人また会社のもの、そういった整理をするべきだという考えがあるかどうか伺います。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 監査委員事務局といたしましては、そこまでは調べる権限もありません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 一応公用車が事故を起こしたのか、個人の車が起したのか、そういったことは十分必要だと思いますので、やっぱり議員も個人の車なのか、会社の車なのか、公務の車なのか、そこははっきりとこういった公の場でも区別が分かるような、それぐらゐの基礎の資料とか、あとは情報は持っていたきたいと思っております。

7番、8番、9番、10番の東京行きのごとでお伺いいたします。

この件は、宿泊代を返したということで前日の要望とかそういった活動費は返していないという認識でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 全体の話になると、議会費の政務活動費の話になろうかと思えます。今は、雑入ということですので、この返還の理由についてお答えさせていただきますが、これはそこにあるように28日と29日の宿泊費分について政務活動費から除外するというものです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、宿泊費を返したと認識をいたします。

そこで、前日は行ったよという形で処理をされているんだと思うんですが、前日の国会議員への要請をされたよということで全員協議会のほうでも認識をしています。自民党の今枝宗一郎国会議員に要望書を渡したというところで、その中で全員議員の了承を得ていないけれども新城市議会と書いて提出をし、また2枚目の要望書の後ろには1枚目の連名した議員の判こを、議会事務局の印鑑を村田委員が一つずつついて、それをカラーコピーして2枚目の要望書につけて提出したと聞いております。

その中で、下江委員が「新城市議会と書いたのは不適切だった」と謝罪等もしておるといことでありますが、そういったことが公の文書として本当に成立するのかどうか、それは政務活動費として認知できるのかどうか、そこら辺を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 その件に関しましては、今、浅尾委員が御自分でも申されたとおり、政務活動費としてということでありますのでそれは1款の政務活動費の中で検討する話だと思います。

今は雑入ということですので、この雑入の件はそのときの宿泊費をこの4名の方が政務活動費の活用から除外して、その差額分が返還金となっておりますというものです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、やっぱりもう少し誠実に、税金ですので答えていただきたいなと思います。

今回、そういうことが明らかになり、また、今、言っているのが、今回印刷局へのお金も返してはいるんですが、そこでお聞きしますが、印刷局に行ったと言われるんですが、これは土日で行ったと聞いています。今枝議員のついでに土日開けてもらったという印刷局の

報告が全員協議会であるんですが、そういうことは政務活動費として認められないのではないかと思うんですが認識を伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 誠実に答えていたいただきたいということでしたけど、私は精いっぱい誠実に答えておるつもりです。

質疑につきましては、もちろん通告に沿ってやっていただけるのが原則でございますし、新しい質疑に入ったり、範囲を超えないというのがルールにございますので、その中で私が、例えば過大にしゃべったりして、それが次の質疑で浅尾委員が通告外ですとか、そんなふうに委員長から注意されては事務局としても大変心苦しいものですから、ルールの中で精いっぱい答えさせていただきます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、そこで印刷局に行ったんですが、この印刷局の所感がまだ事務局に出されていないんですが、出されていないものでいいんでしょうか。普通、会社員とかでもどこか出張に行けば、出張の報告書を書いてお金をもらうとなるんですが、今回宿泊費を返す中で、まだ印刷局の所感が事務局に出していない。

なのに、今回研修費として一時的にも申請をし、自分の財布の中に税金が入っているという事態は深刻だと思いますので、その見解を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 その部分、研修の部分につきましては、今回の返還金とは関係ないというか、今回の返還金1万3千円は宿泊費分ですので、それとは関係ないところだと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

この際、再開を2時50分とし休憩をいたします。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後2時50分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

4番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、続きまして21款諸収入、雑入、P62。

一つ目が住民訴訟紛争の解決金について。

二つ目が政務活動費返還金過年度分について、この2点、収入に至った理由をお願いいたします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 私からは1点目の住民訴訟紛争解決金について、お答えさせていただきます。

この解決金が収入に至った理由でございますが、平成28年12月21日付で市民から提起されました新庁舎建設に伴う物件移転補償に係る損害賠償請求住民訴訟事件におきまして、平成31年4月10日付で終局判決によらずに解決するよう名古屋地方裁判所から勧告を受けまして、原告・被告双方が合意し、その合意内容のうち「市長個人が紛争の解決金として、市に対して125万円を支払う」という合意内容により支払われたものでありまして、それを歳入処理して受けたということでございます。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 政務活動費返還金過年度分につきましては、先ほど来お答えさせていただいてもらっておるとおりです。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、1点ずつ行きたいと思っております。

この返還請求、ともに元は住民監査請求がスタートでした。第1回目が始まって大分かかったんですが、住民訴訟の紛争の解決金と

ということで、125万円という金額が出ました。これは多くの方は新聞等で見られたんですが、私は裁判には関わってなかったものですからその辺で一つずつお伺いしたいと思います。

この125万円、これどのような内訳だった御説明をお願いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 こちらにつきましては、裁判所からの勧告に基づく金額でありますので、こちらのほうで内訳等精査したものではありませんので内訳等は分かりかねます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 手元に資料等があったものですから、補助参加人というのは市長ですね。「裁判所からの勧告の趣旨を踏まえ、本件移転補償に係る補償費相当額の損害賠償請求権をめぐる紛争の解決金として、被告に対して125万円の支払いをすることとし、被告はこれを受領した。原告らは、この経過につき了解し、前記の支払いに異議を述べることはしません」となっています。

それで、125万円のうち、25万円が裁判費用となっておりますけど、この100万円が市に返されて、このうちの25万円が裁判費用ということだったでしょうか伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 歳入として125万円を受けております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 歳入のこの125万円、内訳については、今そんな感じだったんですけど、市長が市に原告との和解金、和解金と書いてありますけど実際は解決金なんですね。これの払ったお金なんですけど、解決金を払った主な理由を伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 これにつきましては、裁判所からそういった終局判決によらず、解決するよう勧告がありましたので、その勧告に応じたということでございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 このお金なんですが、市民の方たちが住民監査請求から行政訴訟になりました。それで、このまま続けていてもということで裁判所からの勧告を受けたとなっておりますが、私は最終的に結論を出すように結審まで行けばよかったと思うんですが、途中で裁判所の勧告を受けて双方話し合いになったというんですが、どんな勧告だったんでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 恐らく委員も資料等お持ちだと思うんですけども、裁判所からこの125万円の支払いを含めまして、被告が原告の訴訟代理人に弁護士費用相当額として25万円支払うなどの幾つかの勧告がありまして、それに双方合意したということでございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 幾つかの勧告と、今、言われましたけど、私の手元にあるのも1、2、3、番号が書いてあるんですね、4、5つ。それは、どのような勧告が、幾つかでは分からないものですから、内容について御説明をお願いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 口頭弁論の調書に記述がございますので、そちらを朗読させていただきます。

勧告のこれらを受け入れて、次のとおり合意するという合意内容の勧告であります。

1点目といたしまして、被告人及び補助参加人は、裁判所からの勧告の趣旨を踏まえた上で、新城市において、本件移転補償に際し、損失補償基準要綱の要件を満たすか否かに関する調査に必ずしも十分とはいえない点があり、支出に疑義が生じ得る不適切な事態が生じたことを重く受け止め、遺憾の意を表す。

2点目、補助参加人は、裁判所からの勧告の趣旨を踏まえ、本件移転補償に係る補償費相当額の損害賠償請求権をめぐる紛争の解決

金として、被告に対して125万円の支払いをすることとし、被告はこれを受領することとした。原告らはこの経過につき了解し、前記の支払いについて異議を述べることはしない。

3点目といたしまして、被告は、原告ら訴訟代理人新海聡に対し、訴訟追行等に要した弁護士費用相当額の一部として25万円を支払うものとする。

被告は、前記の支払いを、平成31年5月31日限り、原告ら訴訟代理人新海聡の指定する口座に振り込む方法により行うものとする。

4点目、被告は、今後、損失補償の事務等に関し、関係法令への適合性に疑念を持たれないよう、適正に処理すべく一層努めるものとする。

5点目、原告ら、被告及び補助参加人は、本件移転補償をめぐる問題について、前記1点目ないし4点目のとおりであり、本件が本合意により終局判決によらず解決されたことを確認し、今後、本合意の趣旨に反する言動等がないよう、相互に留意するものとする。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうですね。実際には裁判所には行かなかったものですから、後からの資料を見て分かったんですけど、この移転補償に関わってないところにそのお金を払ったことに市長が関与したのではないかということは、書類を見て分かったんですけど、この結果がこういうことだったと。

それで、勧告の趣旨を踏まえた上でというのがあったものですから、「本件移転補償に際し損失補償基準要綱の要件を満たすか否かに関する調査に必ずしも十分とはいえない点があり、支出に疑義が生じ得る不適切な事態が生じたことを重く受け止め、遺憾の意を表す」、これ、前のときには不適切な状態を生んで、遺憾の意を表すということを開き損なってしまったものですから、この遺憾の意というのはいろんな意味があるそうなんですけど、どのような意味があるんでしょうか、伺いま

す

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。質疑を通告の趣旨に沿って整理をして再度質疑をしてください。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、この125万円について、内容があるものですから、裁判も終わったということで、不適切な事態が生じたことを重く受け止め、遺憾の意を表す、これが裁判言葉に書いてあるんですけど、だからこういうふうにお金を返したということなんですよね。だから、遺憾の意というのは、ここでいう場合は二つか三つあるそうなんですけど、残念だったとか、申し訳なかったとか、そういういろんな意味があるんですけど、どのような反省の意味があったか、この125万円に関係して払って思ったかということを知っているんです。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 この合意内容につきまして、「今後、本合意の趣旨に反する言動等がないよう、相互に留意するものとする」ということがありますので、この合意の内容について、市として今の時点で見解を申し上げるといことは致しかねます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、それはおかしいと、僕は思います。もう裁判は終わったし、合意をしていると書いてあるんですけどね。

私は、先ほど言いましたけど、原告ではないものですから、前記の支払いについて異議を述べることはしないと。原告というのは、市民全体のことなんですか、それとも僕のことなんですか。誰が原告と言っているか伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 原告は、訴訟を提起されました市民5名の方と認識しております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、私は原告ではないも

のですから、この裁判の報告書を見まして疑義を感じるどころを、今、質疑しているんですが、やはりこの支出に疑義が生じる不適切な事態を生じたことって書いてあるんですよ。

これはやっぱり何で不適切な事態を招いたかということが、そういうことを解明していかないとこの金額について納得できないものですから、今、言ったように不適切な事態というのは一体何でしょうか。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 これはもうこの本会議でも何度も裁判の終結以降答弁していますので、山田委員も十分に内容を御存じのことと思いますが、今回あえて持ち出されておりますので、私のほうもあえて答えさせていただきます。

この件は、移転補償に関わる損失補填に関する訴訟でございます。当然ながら、庁舎の中の建設用地の中に、物件が入っていた場合は当然これは用地内でございますので物件補償、損害補償の対象になるわけですが、様々な事情から用地の外にあるけれども関連はあると思われる物件、これはもう今までいろんなあらゆる公共事業で紛争の種になってきましたし、裁判でもたくさん事例がございます。道路を挟んだ倉庫であったり、駐車場であったり等々もありますけれども、それらについては運用基準、補償基準に基づいて市の裁量の中で行っております。

明確な法的な基準の中で白黒がつくものはいいわけなんです、これは果たして本当に補償基準の中に入るのかとどうかという、要はグレーになる部分というのは必ずしも全くないわけではない。そういう中で、全体の調整の中で市の判断においてこれは移転補償の対象にしようかと判断をするものはある。それに対して、一部の方が「これは違法な支出ではないか」と、こういうところから起こされた裁判であります。

原告の主張は、これは違法であるので市長

が損害賠償を払うべきだということですが、私ども被告の側の主張は、これは補償基準にのっとって行ったものであるし、土地収用法の精神に沿って行った補償であるということを中心として主張し続けてきました。

その主張は、双方とも平行線であったわけですが、その事務の過程の中で、裁判所としては双方の意見を聞いて、市の主張も分かるけれども、完全に疑義を払拭するには至らなかった、完全に疑義を払拭するには至らなかったと。やっぱり何かちょっと問題があったんではないか、簡単に言えばそういうことですね。ではないかということで、けれども、この訴訟を続けていても、白黒のつく形でいくようなことでもない、ここらで収めてはどうでしょうかというのが裁判所の勧告。

そして、その中においては、市長としてそうした疑義が生じた、訴訟が起きたような事態が生じたことについて遺憾の意を表します。我々はあくまでも法にのっとって、正当な補償として行ったけれども、一部に疑義が生じた。そして、それが訴訟にまで至った。こうした事態については、遺憾の意を表しましょう、残念でしたということになります。

最終的にそれについて解決をするに当たっては、個人としての市長が市に対して解決金を払うということでも丸く収めなさいよと、市長がかぶれということです、簡単に言えばね。いろんな思惑、それから利害、それから関係者の方もおられます。それから、職員の問題もあります。そうしたものを全部ひっくるめて、個人としての市長が行政機関としての市に解決金を払うという形で丸めてはどうでしょうかと、これが裁判所の勧告で、私のほうはそれで原告がいいならそれでそうしましょうということになります。

原告に諮ったところ、それでいいので訴訟を取り下げると。これで、めでたくめでたしめでたし、一件解決ということでそれ以上で

もそれ以下でもないということでもあります。

それから、先ほど125万円のうち25万円と100万円ということを言われましたが、25万円の訴訟費用は全く私は負担をしておりません。125万円はあくまでも裁判所の勧告された解決金としてお支払いをしたものでありますので、この点間違いないように、誤解のないようにしてほしいと思います。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどの25万円については、これは市が払ったんですね。市議会議員の裁判のときも市が払ったように、そういう行政裁判では払われておりますが、当初の裁判、スタートした頃というのは、通常一般質問で言ったんですけど、行政裁判で五分五分になるようなことはほとんどないと。それで、出てきた書類に、信憑性があつたりしてこれは疑義が払拭できないということで勧告を受けたということなんです、私の手元にあるほうの書類は、これは市長は「疑うのは自由だ」と言っておりますけど、手元にあった裁判に使われた資料の中には、上記検討の住居の一体性の認定と住居の場所とは別であつて、これを分離することは矛盾するために妥当ではない、そもそも一体性がないのに一体性になったのではないかということを見つけて、この住民訴訟になったんです。

当然、市長が先ほど言われたように、移転補償地以外のところに建っている建物も必要性があるならこれは移転補償の対象になるんですが、ここにあつた資料には、住居移転先への関連移転は認定できないという書類が出てきたということから始まったんです。ですから、一方的に住民側が訴えているという形にはなっていますが、これは可能性があつたということで裁判になっています。

市長は正当性を当然訴えますし、市議会議員も正当性を訴えるんです。しかし、解決金を払うまでも払拭できないという不適切だけで、そんな大きなお金を払うんでしょうか

というところなんです。

ですからこれは、やはり市長としては、遺憾の意、申し訳ないことがあつたから原告に払った。

○穂積亮次市長 原告には払ってない、注意して。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 すいません。原告に払ったんではないです。

○村田康助委員長 山田委員、簡潔に質疑してください、簡潔に。

○山田辰也委員 ゆっくり言わせてください。

○村田康助委員長 駄目です。簡潔にしてください。

○山田辰也委員 まず、先ほど僕が間違えたのは、原告はお金はもらってないですね。市がもらったんです。

ですから、このようなことを起こしたことはやはり市長には問題があつたと、僕は思います。市長は、この遺憾の意としていますが、説明が少し足りないのではないかと。僕はこのお金のことを言っているんです。

もう少し、市民の中にもそういう声があるものですから、このお金については疑義を払拭するまでに至らなかつたのではなくて、疑義を払拭するまでに至ってほしいんです。そういうことについての説明が随分ないものですから、今、お伺いしておるんですけど、このまま疑義を払拭せずに終わらせるわけでしょうか。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 それこそ、合意内容に関わることでございまして、本件についてはこの裁判の解決の中で終局的な解決を判決によらずに解決をしましょうということでもありますので、訴訟の両当事者が原告は訴訟を取り下げる、被告は解決金を払う形で私個人が被告たる市に対して払うことで解決を見る。

その内容については、今後あれこれ言わないということでもありますので、この件につい

ては疑義が完全に払拭するに至らなかったことについて遺憾に思うという表明で、That's allということでありませぬ。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 That's allというのは終わったという意味だと思ふんですけど、でもこの裁判は、訴えた中で住民監査請求に係った一部だったんですよ。ですから、一般質問のときに言ったんですけど、この一部のことにやっていますから、残りの部分も残っているはずなんです。

原告との話し合いはしましたけど、私がこのことについて今後追及していくことには問題がないはずなんですけど、そこを確認したいと思ふます。原告ならここは言えないんですけど。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 日本の社会の中では言論の自由がございませぬので、法と秩序に反しない限りどんなことをおっしゃっても結構ですが、この件に関して市が追加的に何かを説明するということはないということ、また正当性を改めて主張するというのもしませぬ。それは、原告との審議の中でやっていますことありますので、裁判所の勧告以上でも以下でもないということあります。訴訟はなくなっただけでございませぬ。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 きっとしつこいなと思ふているはずんですけど。

通常、こういうことがあった場合、余りお金でこういう解決の方法がないんですよ。ですから、原告と市、市長、裁判の上で話し合いはまとまったかもしれませんが、それ以外の人にはまだ疑問点が残るということ、僕は言いたいんです。その点については、もうこれで終わりだと市長は言われましたけど、これが本当に正しかったかどうかということが分からないためにこういう裁判をしたんです。

ですから、やはり財務会計上の適合性は疑

義を完全に払拭するに至らなかったと。だから、ここの部分については、これは直接市長ですから、市長は疑義を完全に払拭できないけれど、125万円を払ったからこれで終わりたいと、もうおしまいですよという意味かどうか、認識もう一度伺います。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 その解決の中身をよく御覧いただければ分かるとおりに、遺憾の意を表するとともに今後そうしたことが生じないように努力をする、これは行政の責任であります。

そして、この解決をしたときの新聞報道への取材等々に対しても、私の側からこれをなぜ解決金を払って取下げに合意をしたのかということについても、申し上げておきます。

今後の教訓として、こうした移転補償についてはより慎重に、厳正に対処していくということあります。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 市長が今、新聞等の報道と言いましたからちょうど見ておるんですけど、裁判の手続は終了したんですよ。合意を受けて、判決の裁判所の判断を受けておらずと、最終的な判断を受けておらない。でも、これで私は正しいから適法に処理されたと思ふ。この中でも、遺憾の意というのは新聞には載っていませんでしたね。

ですから、市長はあくまでも適法に処理されたと言っている。適法に処理されたと思ふているのにもかかわらず、払拭ができなかったこういうことを起こしたことについて、もう少し市長は反省点が必要だと思ふんですけど、適法に処理されたとしてそうやって言われると、市議員が私たちは適法を訴えながら1万3千円を返しましたってこういうふうにして市長と議会がそういうふうに見えてきたりするんですよ。

ですから、やはり悪いところが悪かったという市長の言葉が少し足りないのではないかと思ふてこの125万円のことを言っているん

です。

もう少し、どの辺をこれからの市政のこういう問題点を出不さないようにするかをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 繰り返しになりますけれども、訴訟というのは、当事者がいるものです。原告と被告というものがあって、それぞれの主張があって、それを裁判所が聞き取って裁判所が判断を下す。それに従いましょうというのがルールであります。

その中で、訴訟の中での解決というのは様々な解決があります。最終判決を求める、訴訟を取り下げる、和解をする、その他様々でございますけれども、その訴訟の中でのある種の妥協の産物、あるいは合意、みんながそれぞれハッピーなところを取って合意をする。そういうものがいろんな形で出てくるので、これは裁判の中の一つの駆け引きの一種として最終的な判断をしたものだというわけです。

一方で、主張は主張として残るので、原告のほうもまだ主張としての残る方々もおるでしょう。私のほうも同様であります。ただ、この裁判に関してだけ言えば、もうそれ以上は何も言うことはありませんよということがあります。

そして、全体の普遍的な問題については、この土地収用法に伴う損失補填補償基準というのは、非常に複雑で、かつ繊細な問題を含んでいるので、より一層厳正に、慎重にこれから運用をしていかなければならないと。

これについては肝に銘じたところでありますので、その点もまた住民の皆さんに御理解いただければと思います。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 何度も言っているんですけど、これは市長が移転補償の相手方に利益を供与したのではないかという観点から訴えてきたと思うんです。そこが払拭できないから、

市長がこういう結果を。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 発言の途中で申し訳ないが、疑義の払拭ができないという意味では、運用基準、補償基準に照らしてどうだったかということであって、特定の方に私が個人的な利益を供与したことについて疑義が完全に払拭し切れていないということは、裁判所は一言も書いていません。訂正してください。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 分かりました。訂正します。しかし、この裁判の中に。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。議事整理権により、議事を遂行できるように協力をお願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 今の言い方は、ちょっと失礼だったところもあったんです。

でも、裁判の中ではそういう話が出てるんですね。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 裁判所はその件については一切認定はしておりません。これについては、そういうつもりは裁判所はないということは、法廷の内外で当弁護士にも伝えてきております。

さらに、私自身、法廷の場でも証言をいたしました。当該の関係者と個人的関係があるかのように原告の訴状には訴えられていますが、全くの事実誤認、もしくはでっち上げ、もしくは何かの勘違いであるので、もしこのことでだけを争うならば、私は堂々とやりますよ、完全な名誉毀損ですから。

それはそれでやりますが、そんなことがこの問題の本質ではないから、裁判所もそれはもう問わないと、そういうことではなくて、一連の事務手続の中に何かちょっと行き届かないところがあったのではないかと、これを市長が認めて、市長がかぶって解決金を払うことで全てをなしにすればいいではないか

と、これが裁判所ですから、私はそのようにしたがつたまで。

もしも、少しでも私が個人的な利益を供与してることについて疑義が払拭されてないというようなことがあるならば、私は最後まで断固戦ったでしょうし、今もそれは同じです。

そして、山田委員がもしも原告でないから、自分は言うことはいろいろ自由であると。したがって、この原告の最初の訴状にある「市長が特定の個人に対して個人的な便益を供与するために法をねじ曲げて職員を人為的に操作をしたんだ」という主張があるならば、堂々と主張してください。私は断固として受けて立ちますし、山田委員の名誉のために申し上げますが、そんな事実は一切ないということであります。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。委員会の議事整理権により議事進行に協力を願いたいと思います。次に入れるでしょうか。

○山田辰也委員 分かりました。

でもね、市長、疑うのは自由です。

○村田康助委員長 次の議事に入れるでしょうか。

○山田辰也委員 まだ一言あるんですよ。

市長の言い分も当然分かりますよ。市民の言い分も分かります。市長は、お話もうまいし頭もいい。でも、市民は簡単な疑問から訴えてきたんですよ。そこが違うんですね。市長と、市長のような市民の方が訴えてないんです。市長より、不勉強で発言もできない人たちが集まってやってきたんです。そうではないと、市長は言ってますけど。

そういうところを、やはり市長としては今後反省するという話なんですよ。

次に行きます。雑入ですからね。2番目に行きます。

政務活動費の返還過年度分の議員の件です。長くやっても後で市長に僕がへこまされるものですからこれ以上言いませんけどね。

でも、さっき言いましたけど、市民が市を

よくしようと思ってやっていることというのは、理解してもらえと思うんです。市長がやったこと以上に、市民の代表がやったことがこのお金を返したということです。これ、雑入のことだけで済ましてはいけないと思うんです。

ここに、市民の方がつくったチラシで一生涯懸命に配っている中に、6月18日のNHKテレビで放送された、6月18日とあと28日ですね、中日新聞やNHKテレビで放送されたことでびっくりしたと言うんです。これ、元太田大臣のところにも陳情に行ったりかいろんなことが書いてあったけど、本当だったのかということで、やっぱり裁判が起きています。

そこで、この1万3千円の返還は、8人の議員がおるんですけど、返したのは6人、これはなぜ東京に行ったのが8人なのに裁判が6人になってしまったと。これ、なぜそういうふうになったか、お答えください。

○村田康助委員長 山田委員、裁判のことになると通告外で逸脱しておりますので、もう一度質疑を整理していただけますでしょうか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、間違えました。すみません。東京は後でしたから、1万7千円のほうから行きたいと思います。

6月13日に返された1万7千円ですね。これ、ほとんど平成29年のときの東京の方たちと同じと、そうやって見ております。

それで、先ほど浅尾委員が報告について問題があった、この報告については事務局がしっかりしていなかったということがあったんですけど、再度伺いますが、事務局にそのような問題があったということをお認識しておるのでしょうか。伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 この返還金のことについて回答させていただきますけども、事務局の反省点という観点でお答えさせていただきます。

令和元年の6月の3名の国際文化研修所の1万7千円の返還に関しましては、旅費計算をする上で事務局としても交通手段としてのミスがありまして、その後も議員とよく連携が取れていなかったと、確認ができていなかったということもございましたので、今後は議員の皆様ともよく連携を取ってそういったミスのない報告書の提出に心がけていきたいと思っております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それで、それ以外の追加でお聞きしたいんですけど、その年度、1月のとき、私も大津の研修所に行くときに、そのときは松井課長ではなかったんですけど、「滋賀に行くのは自分の車で行ったほうが安く済むからどうですか」と聞いたときに、「公共交通機関を使うのが基本であって、特別な理由がない場合は車はやめてください。事故等もありますから」ということがあったんですけど、その点については、今回、この車で行ったということなんですけど、まるでそういう話を議員との意思の疎通がなかったということなんですか、伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 基本的には、遠くへ行くときは公共交通機関の利用をお勧めしておりますが、その研修に参加する形態ですか、場所によっては自家用車等使わなければいけないときもあろうかと思っておりますので、今、山田委員のように、そのように相談されれば、それに合わせてこちらでも進言、アドバイス、御相談には乗らせていただいております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、ちょっとびっくりしたんですよ。事務局に相談すればそうやって答えていただける。私、最初当選してその年でしたか、会派の会計にされまして随分計算するのに苦労したんですけど、やはりそのときも公共交通機関をできるだけ使ってくれ

と、事故等があるし最悪の場合はタクシーを使う。それでも駄目ならレンタカーって言ったんです。

そういう基本的なことがひょっとしてできていなかった議員がそのときにおられたと思うんですけど、この説明というのは当選したときに説明はしますけど、ある程度随時事務局では議員にそのような指導は、私、行ってたと思うんですけど、このときはちょうど忘れてしまったということだったんでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 議会事務局として、議員がどこかに行くという話が来たら、必ずその話をするわけではないものですから、例えば名古屋で研修に行くと言われても、必ずその話をこちらから持ち出すかというところというわけではございません。

先ほどの山田委員のように、そういった相談のあったときにはそのようにこちらでも相談に乗っておったということでもあります。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうですね。事務局は、相談すれば何でも教えてくれるんですよ。

ですから、何を聞いていきたいかというところ、岩倉の会議、交通費が中西委員のが載っているんですけど、あのときも事務局に「岩倉に行くのは電車と車はどちらがいいか」という話をしたら、やはり公共交通機関を使ってほしいと、私、言われておりました。ただ、時間的なもの等考えると、ここからみんな一緒に車で行こうかという話になったんです。

ですから、後からああいうふうに交通費の金額が出てくるんですけど、今回は行ったのは4月12日ぐらいなのに、年があけて1年近くもほかっておったと。だから、普通は出す前にも分かるし、出した後でも分かるんです。その確認は事務局が責任を持ってやるというのは最終的な確認だけで、その間の確認というのは通常余りしないと思うんですけど、連

携を取ってこういう結果になったというんですけど、事務局は淡々とやってただけで、やはり書いていないものは公共交通機関だという判断をされたと思うんですけど。

今のように岩倉の場合は、電車で行った場合と公共交通機関を使うより車で行ったときはどちらが安いという判断をされたんですけど、このときは偶然その話も聞いていなかったということだったんでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 委員長、内容確認のため反問権を行使したいと思いますがよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 反問権、どうぞ。

○松井哲也議事調査課長 山田委員にお聞きしたいんですけども、今の件は私が提出したこの資料の何番目の話でしょうか。6番目の中西議員の岩倉の話ということでよろしいでしょうか。お伺いします。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 岩倉は後で言うものですが、それは例え話で言ったんです。通常は、どちらがいいという話があるんですよ、通常は。

だから、ここで思ったのは、なぜ、浅尾委員が言ったように、車で行くのか、公共交通機関で行くのかって判断ができないようなこと自体が疑問だと言っているんです。

それで、車で行く場合というのは、ここで伺いたいですよ。公共交通機関で行った場合、唐崎の駅から歩いて大体250メートルぐらいなんですよね。それは、事務局でも当然分かっていますから、まさか車で行くとは思わなかったというが、これが事実だと思うんですけど、次の予定があったからこういう結果になったと思いますけど、事務局はどういう判断をされていますか。

これは、あくまでも公共交通機関で行くべきだという考えでおったのか、伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 その件につきましては、事務局としてそういう判断だったというわけではなくて、基本的には公共交通機関をお願いしますということは相談されればお伝えしますが、このときに関してはそれぞれの議員がこの研修に行くのに、それぞれの御都合があって、電車でなし車を使われたということだと思っておりますので、ですのでこれを行う前に私たちが車だの、電車だのという判断をしていたわけではございません。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 申請主義と言われたように、申請がされてなければこの交通費についてもこの1万7千円を取ったという事務局の意見でしたけど、先ほど言ったように、計算して得が出るほうを選んでしまったと思われるも仕方がないと思うんです。

ですから、NHKでもこういうふうなその報告とテレビで言われているんです。このうその報告というのが、この新城市議会にとってはイメージダウンなんですよね。このうその報告について、事務局はそのときに確認されておったんですか、それともテレビで報道されてから訂正の方法になったのか、その辺を少し、かなり近かったものですか、伺います。

[不規則発言あり]

[[NHKも訂正したぞ] との声あり]

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 NHKの報道の表現については、私のコメントするところはないと思います。

それから、放送された日がいつか分かりませんが、私の提出した資料には、そこに報告書提出日とございますので、その日付にそれぞれの議員が報告書の訂正を出してきた日になりますので、そこと照らし合わせていただければよろしいかと思えます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私が言いたいのは、住民監査請求を出されたすぐのときと、ほかの議員は公共交通機関で行って、車で行って写真を撮られて、それから報道されたんでしょ。自主的に返納するなんて、一般の人が思いますか、普通。正しい説明ができていないではないですか。全員協議会のときは、実は次の日に法輪寺へ行ったって。そんな説明を後から言われてね、報告書には。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。ただいまの質疑は通告外と思われるので質疑の整理をお願いし、再度質疑してください。

○山田辰也委員 委員長も一緒に行ったでしょ。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。冷静にきちんと質疑に応じていただきたいと思います。

○山田辰也委員 委員長、私が調べてきたところによりますと、全員協議会になったら「実は法輪寺へ行く」って言ったじゃん。法輪寺に行くんだったら、何で計画書が出てないんですか。計画書が出てれば車で行くんですよ。車が出ていれば、ちゃんと1万7千円ってこんなことにならないんですよ。

こんなことになった理由は、しっかりしていないではないですか。市長だったら、こんなのは駄目だよとすぐ言いますよ。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。通告外と思われるので、通告に従ってきちんと整理して質疑をお願い申し上げます。

○山田辰也委員 委員長、ここに書いてあるでしょ。報告書に誤りがあったと書いてある。報告の中が、全然違ってばっかりおるということを言っているんですよ。だから、この1万7千円がお金を返したことで全部終わりではないんですよ。

委員長も一緒に行っているでしょ。説明をちゃんとしてないでしょ。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。雑入の件できちんと質疑を整理して、通告に

従って再度質疑をお願いします。

〔不規則発言あり〕

○山田辰也委員 何で私がここで聞いているかということ、全員協議会でちゃんと答えてくれないからこういうことになるんです、全員協議会で。全員協議会でちゃんと答えてくれれば、こんなことにならないんですよ。この1万7千円は訂正して終わりなんて、そういうものではないでしょう。

滋賀に行ったことが通報されて、お寺に行ったことも後で分かって、それで私は車で行ったってという事務局に言ってる。もう全部整合性が取れない。ばれたら返せばいいなんて、そんなふうに市民は見ていますよ、ね。

市長としては、そんなことは関わりたくないって思ってますと、きっと。

次の1万7千円のところで、事務局が間違えたという言葉がありましたけど、どの程度間違えたんですか。さっきの話から聞くと、通常では間違えないですよ。手続上の間違いってというのは誰でもありますけど、申請主義というのは手続が間違っている、責任を取るのには申請した人ではないんですか。伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 委員おっしゃるとおり、それが申請主義かと思いますが、それに行くまでの事務局のサポートとして、旅費の計算をするのを間違えておったと。それに対して、議員と事務局の確認不足がありましてそのようになったということでございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 1年もほかっていってから分かったなんて、そんな言い訳、私ね、到底納得できないですね。事務局だって、通常行ったら報告受けるんですよ。今回の場合を見ると、住民監査請求があつて、それを棄却して、その後でお金を返しているんですよ。それも2日も変わらずにタイムリーで。

こういうことになるということが、雑入を

起こした原因の一つなんですよね。

〔不規則発言あり〕

○山田辰也委員 住民監査請求して、棄却されてますよ、1万7千円。住民監査請求しましたよ、6月の。

もう1個、住民監査請求したのが1万3千円ですね、これ、裁判になりましたけど。

住民監査請求しましたよ。それでテレビ局が来て、調査をして、それで報道されて、その後ですぐ返したんです。これはこっちへ置いておいて。

次、1万3千円ですね、東京。これ、今、調べてますけど、政務活動費の使い方については、市長は12月にそれぞれの議員が行う政治活動だから、はっきり言って議員さんたちの責任を取れって言ってます。でも、はっきり責任が取れないから裁判になっているんですよね。

それで、市長は和解禁としてお金を払っていますけど、議員はもらったお金を返しているだけなんですよ。ということは、責任を取ってないということなんです。市長は125万円、責任を取ったと、私、感じましたけど。議員の皆さんはお金をもらって返しただけなんです。

この1万3千円について、少し深掘りしていききたいんですけど、これは宿泊の返還と認識を持っておればよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 資料にも記載させていただきましたけども、宿泊費分を政務活動費の活用から除外するというものでございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 これも、住民監査請求だったんですよね。当初、「問題があるから1万3千円を返してくれ」と言っている中で、正当性を訴えるから、1万3千円返さないから、裁判になったんです。

それで、裁判の途中、最終を迎える前にお

金を返してしまったものですから裁判が続かなくなってしまったと。こういう事態を招いた基本的なところに問題があるんです。過年度分、お金を返したとかそんなことではなくて、こういうことをやった問題を当然、浅尾委員が言ったように、当時議長だったり、今、予算・決算委員会の委員長だったり、その当時副議長だったり、そういうことを反省しないからこういうことが起きたんです。

これ、再発防止のことについては、事務局はどのようにお考えをしているんですか、見解を伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 事務局としてということですけども、あくまで雑入ということに関してお答えさせていただきますけども、こういった返還の報告があった場合には、正確で速やかな手続をしていきたいと思っております。

また、そもそもこのように後ほど返還ということにならないように、年度末それぞれ皆さんに報告を頂きますけれども、その際には議員の皆様と連携して、よくチェックをしながらやっていくことが事務局としての責任かと思っております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほど言ったように、市長はそれなりに責任を取っておるんですね。議員は、もらったお金だけ返しただけで、市長には文句言いたのは裁判にかかった費用も議員に請求してほしいんですけど。

この1万3千円で住民監査請求があったとき、監査事務局は金額のことについてと過年度過ぎていたということだけしか調べなかったんですけど、もう少し丁寧に調べる必要があったとあのとき言ったんですけど、もう一度再確認のために見識を伺います。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 整理いたしますけど、平成29年度の政務活動費については、

山田委員がおっしゃるように住民訴訟になっておりますが、平成30年度の政務活動費のものにあっては、先ほどから言われるように監査請求の前に既に返還がなされたものですから、争う事実がないということでいわゆる不受理却下をした次第でございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そのとおりです。ですから、平成30年度は不受理却下だったんですね。平成29年度のこの1万3千円については、返した方と、さっきの話に戻るんですが、返されてない方もいます。

それで、一般質問のときにも言ったんですけど、踏み込んで調べることができたらきつとこういうことはなかったのではないかと。先ほど、そこまでは調べる職務ではなかったと監査事務局は言いましたけど、やはり是正のためには、もう一步踏み込んでほしかったと思うんですけどそこまではできないのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 鈴木監査委員事務局長。

○鈴木勇人監査委員事務局長 先日の一般質問の折にも、私から答弁をさせていただいておりますけれども、今回平成29年度の住民訴訟に発展した案件につきましては、1年の住民監査請求の期限を超過しておりましたので、平成30年度の政務活動費と同様に、いわゆる正式に受理をせず受付はいたしましたけれども、不受理却下という結論を監査委員がしたものでございます。

それから、一般質問の答弁の中でもお答えしましたように、仮にこの1年の請求期間が経過しておらず、いわゆる監査請求の要件を満たしておったとしても、監査委員としてはあくまでも財務会計上の行為や財産の管理等財務会計上の怠る事実ではありませんので、日帰りで帰ってこれるにもかかわらずあえて東京に1泊した、宿泊の必要性ですとか、国立印刷局へ行った視察が果たしてそれが市政に関する視察であるかどうかというところま

では、監査対象とは考えておりません。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 その辺をもう少し調べていただければ、こういう裁判で市民がお金を使うようなことはなかったと思うんです。

それで、この中で一番大きい問題というのは、一般質問のときも言ったんですけど、ちょっと早く言い過ぎましたけど、当初から書類の確認とかそういうものができていなかった。全員協議会の中でも、要望書を出してくれと出して出さなかった。そういう議員が、本来やるべきことをやらずにずーっと引き延ばしてきたからなんですね。

お聞きしたいのは、このときに元副議長だった村田委員が書類をつくって、それに判こを、先ほど許可なく押してコピーをしたというのを浅尾委員が言ったんですけど、事務局にも渡して、市長にも副市長にも渡したと言っているんです。この辺が、私。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。通告外の話ですので、整理をして再度質疑をお願いします。通告外ですのできちんと整理をしてください。

○山田辰也委員 だから、政務活動費の活用の中の宿泊費って書いてあるんですよ、ここに。だから、宿泊費をするのに、どういうことをやったかということが要望書、陳情書と書いてあるんです。

丸山委員が言ったように、前日の届出とか内容について所管がないと言っているんです。こういう簡単なことができていないということについて、もう一つ、先ほど浅尾委員が、村田委員が「私が判こを押してカラーコピーしましたよ」って。これって、このままでは公文書だったら違法性があるんですよ。そういうところまで踏み込まないとお金を返したから終わりではないんです。

その辺は、事務局でもこの要望書なんか本当に見ているんですか、伺います。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。

通告外の発言と思われるので、質疑の整理をお願いし再度質疑してください。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 ちゃんとここに書いてあるでしょ、この報告書に。お金を返したことから、二の次なんです。お金を返すに至った原因を言っているんですよ。宿泊分を政務活動費から除外するためって。不都合があったら皆除外すればそれでいいっていう話ですよ。もう少し、こういうことがあったらいけないから質疑しているんですよ。

平成28年だって同じこと、やってるでしょ。平成28年のことは通告がないから関係ないって。

○村田康助委員長 山田委員に申し上げます。委員会の議事整理権により、議事進行に協力を願います。

先ほどから何度も言っていますが、議事整理権に基づいて、議事進行に協力願いたいと思います。お願いします。

○山田辰也委員 分かりました。

それでは、今回のこういう雑入に至ったことを考えてみまして、事務局としては今後どのような点に注意したらいいという、その辺の見解を伺います。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 本件は雑入ということですので、また雑入に関してお答えさせていただきます。先ほどの答弁と同じになりますが、御了承ください。

こういった返還の報告があった場合には、正確で速やかな手続に努めたいと思います。また、そもそも後ほど返還になることがないように、年度末の精算時には議員の皆様と連携して責任を持って事務を進めていくということが、これが事務局の責任になろうかと思えます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほど、過年度が過ぎていても議員からの申出があれば、これは雑入と

してのことはできるということを再度確認して終わりたいと思いますけど、これは過ぎたことであっても申出があれば、雑入として過年度分を入れることが可能だということでしょうか。

○村田康助委員長 松井議事調査課長。

○松井哲也議事調査課長 過年度分の雑入につきましては、今、議題になっておるとおり受け入れております。

○村田康助委員長 以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入21款諸収入の質疑を終了します。

~~~~~

この際、再開を4時05分とし休憩します。

休 憩 午後3時53分

再 開 午後4時05分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

再度言います。質疑者、答弁者とも決算の審査の趣旨に沿って簡潔、明瞭にお願いします。

次に、歳入22款市債の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、22款の市債、64ページのことについて2点お聞きしたいと思います。

1点目は、市債の合計を伺います。また、年度末の残高は幾らになるのか伺います。

2点目は、地方債等の償還金が平成30年度と比べると多くなっていますが、その理由を伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それでは、1問目の市債の合計ですが、令和元年度に借入れました

市債の合計は、28億3,500万円になります。
また、令和元年度末現在の市債現在高は、283億2,427万3千円となります。

2問目ですが、御質疑の地方債の償還金ですが、歳出12款公債費になりますが、こちらで答弁させていただきます。

令和元年度の地方債の元利償還金は、前年度に比べまして約2億2千万円増加しております。これは、平成29年度借入から元金返済の据置期間を3年から1年へ変更したことによりまして、令和元年度の元金償還額に据置期間3年の平成27年度借入分と据置期間1年の平成29年度借入分が新たに加わったことから元利償還金が増加したものです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

市債については、令和元年度は28億円ということ、またトータルの残高は283億円になるということで理解いたしました。

人口減少になっている新城市で、税収も今後どうなっていくか分からない状況で心配しております。また、今後は特に新型コロナウイルスの状況が経済、新城市内の状況も今後本格化して、税収がどうなっていくのかというところがあるものですから、こういう市債のような借金が、283億円あるということで本当に返していけるのかなと心配して質疑を入れさせていただきました。

2点目のほうで1点、再質疑をさせていただきたいんですが、この地方債等の償還金の状況を聞きました。ちょっと基本的なところで質疑になってしまうのですが、この償還金というところで、平成30年度よりも今回多く出されたということなものですから、この償還金ということが多く出されたということは、それだけ借金が減ったという理解でいいのか、伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 元利償還金ですので、元金と利子を返済するものですから、元金の

金額はその分残高が減ったということになります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ということは、大本の元金のほうが減ったということで、借金が減ったと。元金が減れば、今後利子の影響もだんだん減っていくというようなことになるのかなと思うんですが、そういう理解でいいんでしょうか。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 元金を返せば、当然元金に対して利子がつきますので、その分は減ったということになります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認め、歳入22款市債の質疑を終了します。

次に、歳入総括の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 歳入総括ということで、新城市監査委員の決算審査意見書、56ページには、一般会計の不納欠損額、また収入未済額、この発生状況がまとめられております。この不納欠損額、また収入未済額の対応と対策についてお尋ねをいたします。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 不納欠損額の対応につきましては、そのほとんどを占める市税は、破産の1事業所の収入未済額869万3,334円を法律上または事実上、徴収が不能もしくは著しく困難と判断される場合に適用する即時欠損によりまして、また収入未済額1,968万2,826円を時効期間を超えた場合に適用する時効完成により不納欠損処理を行いました。

保育所保育料、後期高齢者医療保険料は、いずれも時効期間を超えた場合に適用する時

効完成により不納欠損処理を行いました。

対策につきましては、文書及び訪問による催告、市税につきましては東三河広域連合徴収課への移管もありますが、滞納整理による収入未済額の早期収納、差押えや債務承認による時効中断の実施により不納欠損額の抑制に努めてまいります。

次に、収入未済額の対応につきましては、56ページにある債権は強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権、この3つが混在しているわけですが、それぞれ所管する課において、文書や訪問による催告、納付折衝を行い、それでも納付されない案件につきましては、それぞれ適用される法令の規定に基づいた滞納整理を行うなど削減に努めてまいりました。

対策につきましては、適正な滞納整理の実施が根幹になるものと考えますが、平成30年9月に策定しました新城市財政健全化推進プランにおいて、令和4年度までに市債権の収入未済額を1億2千万円削減する目標とともに、その削減目標を実現するため本年度の債権管理計画の策定を掲げております。収入未済額より具体的な取組は策定する債権管理計画において、債権の性質別に明らかにしてまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この中で、今ちょうどその前のページの56ページのところを確認しながら、今メモさせていただいておたわけですが、午前中の質疑の中でも大体市民税も含めて流れが分かってまいりました。

この中で、再確認したいことがありまして、不納欠損額及び収入未済額の対応、対策の中で、板敷の使用料というのがここにあるんですね。板敷の使用料についての、この取扱い、また原因発生だとか、その辺のところ経過を教えてくださいませんか。

○村田康助委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 板敷の使用料につきましては、確か行政財産使用料条例に基づ

く別表のところにある債権だったと思いますので、これは法律ではなくて条例等に定める非強制徴収公債権ということになるかと思えます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それぞれ午前中から先ほどまでの中で、各委員が質疑していただいたので大体分かりました。

これで結構です。ありがとうございました。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入総括の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、歳出2款1項1目について順次お伺いをします。

2款1項1目資料80ページの財産区運営事業であります。

事業成果と各財産区からの評価及び臨時の職員を使ってお仕事をされてみえるということですので、その職員の人数についてお伺いします。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 財産区の事業成果と評価でございますが、こちら平成29年度まで各財産区で行ってございました会計などの事務処理を市で一括して行うことによりまして、統一した基準で運用が行われ一層の適正化が図られたと考えております。

このことによりまして、財産区管理委員の皆様におかれましても、法的な面でありましてか安全面から安心した適用につながっていると感じてもらっていると思っております。

また、臨時雇用者数でございますが、臨時職員は今1名雇用しております。1名雇用しまして、財産区会計の予算執行から予算・決

算ヒアリング会議等の補助、そのほか財産区に関する事務を行っていただいております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 平成30年度からだと思うんですが、この業務を市に移管をさせていただいたということで、今、室長おっしゃられるように大変地元からは「いいよね」というお答えも頂いておりますが、ここで今、職員とそれから臨時の職員がお見えということではありますが、お仕事としては執行だとか、その他の支払いをされてみえるというようなことでありますが、基金の運用をされるという部分については、ここでやっているのか、それともセクションが違うのか、その点だけちょっと。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 基金の運用につきましても、予算ヒアリングでありますとか決算ヒアリングのときに財産区の管理委員の皆様と調整しまして、資産管理室で行っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 高額な地区もありますし、少額な基金のところも決算書であるわけですが、一番有効な手法でもって運用を図るということではありますが、今の現況の預け入れ金利の数値でいきますとなかなか期待される効果は生まれてこない。じゃあ、国債はどうかというとそれもなかなか難しくなるというような部分もあります。

はてさてこれ決算になってしまう、決算と同時にこの部分の決算ではなくて、財産区の決算だと思ってしまうんですが、実際基金の運用益というのはこの運営事業として実施をし、それがどの程度の果実があったのか、もしお分かりならお答えいただきたいと思います。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 今すぐに数字が出てはきませんが、果実は確実に運用し

ておりますが、やはり今、委員おっしゃられるように、これ定期預金で主に管理しておりますものから、思ったような果実運用はできてないというのが実情でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 自己満足をしているわけはありませんが、私も2年ほど実は管理会計、基金の運用をさせてもらいました。いろいろな当時、運用先もあったわけですが、いろいろ調査をして金融機関の信用度だとかそういうものを含めて、その金融機関から撤退をして資金を極力1か所に集めてきたということもあります。

そうした中で、直接金融機関の経営者の代表の方と交渉もして、実は今、あなたのところには、これは言い方いけません、「2本預けてあるけどあと5本持ってくるからどうだよ」ということをやって、実はレートを特利してもらった経過もありますので、やはりそういった手法ももって運用されるということが必要ではないかと思っておりますので、なかなか難しいですよ、難しいですがそういった前向きな姿勢で対応していただけないかということをお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 運用につきましては、もちろん定期預金等を入札で行っております。行っておりますが、実際に入ってきていただける金融機関の方もなかなか今、難しくなっている状況なものですから、何かいい運用の方法があればいろいろ研究していきたいと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 金融機関も、確かに調達をして運用しなくては利ざやが出ないということですので、かなり金融機関も厳しいということは承知しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいということでもあります。

次に行きます。

2款1項2目電子計算費、新城まちなみ情報センター管理事業686万1,337円でありすが、資料82ページ。

この事業の成果についてお伺いします。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 新城まちなみ情報センターにつきましては、若者議会からの答申に基づきまして、平成28年度に施設を改修しまして、市民の交流の場として多くの市民の方々や団体に利用していただけるよう運営してまいりました。

施設改修後は、利用者数が約2倍になりまして、年度ごとの新規利用者登録数が約1.5倍に増えております。

令和元年度につきましては、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部利用規制を行いましたけれども、利用者数につきましては1万17人、新規の利用者登録数は123件ありまして、改修後の利用者数等を維持しております。

また、新たな利用者層としまして、土曜日・日曜日・祝日の昼間に、近隣の中学生の利用も見られるようになってきております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 非常にいい事業に発展しているなということですので、さらに、今、言われるように中学生もここに来ていただけたというようなことで、非常に彼らが将来の新城を担っていただけるということではすばらしいと思いました。

では、そういった流れの中で、次の項目に参ります。

2款1項7目財産管理費、公共施設マネジメント推進事業、資料が88ページであります。

事業費は1,084万1,220円でありすが、事業委託の成果及び公有財産管理に対する効果について。

我々もこの会議に出席をというときもあつたわけでありすが、それらを含めてのこと

だと思ひますがこの推進事業の成果についてお伺いします。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 これにつきまして、昨年の1月から2月にかけてワークショップ等、議員の皆様にも御参加頂きましてありがとうございます。

こちらは、将来の人口推移、それから財政見通し、また公共施設の老朽化などの課題を踏まえて、既存の公共施設の適正管理を行うため、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定しまして、その実行計画となります個別施設計画を今年度中に策定するために、個別施設計画策定支援業務委託を行いました。

この計画の策定に当たりましては、今、言われた市民の方等の意見を反映することが不可欠だということですので、この中立的な立場で専門知識やノウハウ等を持った者がワークショップの運営支援を行うということで、市民が市の財政状況、公共施設の状況、それからその問題点等を共有しまして、行政主導によることなく合意形成を図ることができたと認識をしております。

今後は、その頂いた意見をもとにしまして個別施設計画を策定し、本市の実情に即した公共施設の縮減・長寿命化・有効活用により維持更新費用の縮減を図りまして、行政サービスの持続に努めてまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 公共事業、公共施設もそれぞれ大変な部分もあります。そこにあるから、以前からあつたからというようなことでなかなかその部分を撤去して、断腸の思いで次のステップへというのは難しいわけですが、やはりこういう時代でありますので、共に汗をかくというような気持ちも含めてこの事業の推進をよろしくお願ひをしたいと思います。

では、次に参ります。

2款1項8目であります。車両管理費、車両管理事業、2万8,281円、金額は僅かなんですが、この療養補償の詳細についてお伺いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 療養補償の詳細につきましてでございますが、車両管理事業における療養補償ということで、行政課で任用いたしておりました公用車運転業務のための臨時職員が、令和元年9月18日に本庁舎内で転倒いたしまして、頭部を負傷したため、医療機関での診察、検査等に要した費用を補償したものであります。

補償の内訳といたしましては、医療機関での診察、検査及び傷の縫合に要した費用が2万6,071円、薬局での調剤に要した費用が2,210円であります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 雇用されてみえる方が転倒ということではありますが、その転倒の状況、多分頭部を打ったと聞きましたが、どういった状況の中で転倒されてしまったのか。

また、その転倒をされたということは、それぞれの環境整備等が整っていたものなのか、御本人の不注意なのかということについてお伺いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 事故の状況であります。場所におきましては本庁舎の1階の廊下でありまして、その臨時職員が文書運搬のための荷物等を運んでおるところで、歩行中につまずいて転倒したということで、頭部を床面に強打しまして左まぶたの上の挫傷を負ったということでもあります。

1階のフロアの廊下でありますので、特段へこみとかそういった不良箇所等はそのときもございませんでしたし、ちょっと足がつまわずいたというようなことで原因を認識しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 その後、その方は後遺症も残らず、再度継続してお勤めになってみえて仕事をやっていただけたということによろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 負傷中の通院等では何日か休業されましたけども、その後も引き続き、現在も従事をしていただいております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 お元気でお仕事されてみえるということで、大変喜ばしいことだと思いますので、どの職員も気を付けていただきたいと思いますし、それぞれフロアだとか、市民の方もそういうふうに使われると思うんですが、雨降りなんかはなかなか靴拭いで拭わずに入っていくってすべってしまうだとかそういう方も見えるのではないかと思いますので、インフォメーションのところでもそういったことで注意喚起をしていただければ、職員も含めて市民の方もこういったおけがをされなくて済むということでもありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。その点はいかがでしょう。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 雨天時等、廊下等すべりやすくなったりいたしますので、総合案内等でそういったところの注意喚起もさせていただきますと思います。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、続いて2款1項11目の地域振興費、宅地販売促進事業、資料が94ページであります。

ここで、貸付金、そして他会計繰出金、貸付金においては343万3千円、それから他会計繰出金は359万2,178円ありますが、これに対する事業の効果についてお伺いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 貸付金、他会計繰出金の事業効果はということですが、まず貸付金ですけれども、宅地造成事業の運営経費、

これは浄化槽保守管理費用などでございますが、そちらの運営経費の財源となっています。

それから、他会計操出金につきましては、販売地の販売価格を見直すための土地評価業務委託及び作手長者平団地お試し住宅に係る経費の財源となっております。

販売価格の見直しによりまして土地を購入しやすくなり、お試し住宅に実際に居住し地域を知る機会を提供することで、移住につなげていくためのPRができたと考えております。

今後、その事業効果等があらわれてくるものと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 この件については、第104号議案だと思うんですが、ここでも決算状況についてお伺いしますので、ただいま杉浦課長からお話頂きましたように、それぞれの経費であるとか、PRのもの、それから詳細についてお伺いしましたので、これを踏まえて第104号議案で再度お伺いしたいと思いますのでお願いします。

続いて、2款1項17目になります。地域活性化事業費、配食サービス空白地域解消事業の112ページであります。

当初の予算が217万3千円ですが、結果2分の1程度にしかなくなっていないということでありますので、これについて決算結果をどのように捉えてみえるのかということについてお伺いします。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 配食サービス空白地域解消事業につきましては、配食サービスを委託している業者が、配達できない地域にお住まいで日常生活に支障のある独り暮らしの高齢者等に対して、シルバー人材センターに委託して週一回夕食の配達を行うことで、食生活の改善と健康保持、安否確認を行うものです。

令和元年度につきましては、年度当初毎月

160人の配達を予定しておりましたが、実際には年間の平均では月に84人と、予定の半分ほどの利用者であったため、決算の結果となっております。

予定より実績が少なかった原因としては、利用者の入院や施設入所により減少が続いたことが挙げられます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 確かに、おっしゃられるとおりだと思いますし、入院をされておみえになったり、施設へということでありますので、それから、聞き間違いかもしれませんが、宅配業者さんが宅配できない地域に住む、こういうことでしたか。ということは、Aという宅配業者が宅配できない地域に住んでいるということで、はっきりいえば仕事に対応できないという意味でしょうね。

そういうこともあるかと思いますが、宅配業者をこれから幅広くというのなかなか、恐らく160人ぐらいだと宅配業者も採算ベースにあいませんと言われるのではないかと思います、それは分かりませんよ。

ですので、そういった意味で、これは将来の話ですが、こういう決算を受けて、現在教育委員会のほうで共同給食サービスセンターというのを提案されておみえになりますが、やはりその余剰の時間をうまく使ってこういう宅配業務へ若干共同給食センターから仕事できるような仕組みづくりも内部で検討していただければと思います。お答えは要りません。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出2款1項1目一般管理費、人件費、72ページであります。

退職手当について、当初予算額、これは1億7,401万5千円だったと思いますが、に対し、決算額が2億6,919万442円ということで約9,500万円と大幅に増額されていますがそ

の要因と見解を伺います。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 退職手当の決算額が大幅に増加した原因とその見解ですが、こちらの回答をさせていただきます。

退職手当の当初予算額につきましては、予算編成時に見込むことができる定年退職者分を計上しております。その後、早期退職や定年を待たずして退職される職員が増えたため、増額になったものでございます。

早期退職などは年度当初に見込むことは困難でありますので、今後も補正予算等で対応していきたいと考えております。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 ありがとうございます。

それでは、予定人数よりも何人多かったのか、分かたら教えてください。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 令和2年3月末の定年退職予定者は12名を予定しておりました。最終的に退職された方は34名になります。その内早期退職者が2名と、それ以外の普通退職と言っておるんですけどもその方々が20名という計算になります。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 かなり定年以外での退職の方が多く感じるんですが、例年このような形で多いのか、それともこの年が多かったのか教えてください。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 こればかりはなかなか退職される方の予定等もございまして読めないところがありますけれども、昨年は例年に比べて若干早く退職される方が多かったのではないかと考えております。

家族の事情だとか、あるいは結婚などの理由によって退職される方も見えますので、そこから辺で増減についてはこちらでも読めないところがあるというのが現状です。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 では、最後にちょっと伺いますが、理由も様々だと思うんですが、実は私も民間企業に勤めておって、その管理職をやっているときに、ある特定の部署で退職が多いとちょっとその部署に何らか問題があるのではないかと疑う、そういう見方をすることもあるんですけど、今回特にそういう理由が見受けられたかどうか、分かれば教えてください。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 この3月に退職された方には特定の部署が固まって多かったというところは見受けられなかったと思います。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、次の2款1項16目に移ります。地域自治区費、地域自治区運営事業、100ページから110ページ。令和元年度主要施策成果報告書は30ページであります。

予算執行率を見ますと、八名地域自治区の61%を最低として、予算執行率の低い地域自治区が見受けられますが、その要因と見解を伺います。

○村田康助委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 予算執行率の低い要因と見解について説明いたします。

各地域自治区予算の執行率が低くなる要因は、工事や備品購入において、競争入札により落札額と予算額に大きな差額が出るということです。また、新型コロナウイルス拡大防止のため事業を縮小したことも執行率に影響しております。

なお、八名地域自治区の予算執行率が低いのは、当初予定していた交通安全施設整備事業の区画線設置工事を地域の要望により見直しし、カーブミラー設置を優先することになりました。そうしたことも要因の一つと挙げられます。

見解ですけれども、私たちの仕事は最小の経費で最大の効果を出すことです。事業の実

施に当たっては、常に地域に確認するとともに最小の経費で事業を実施することに努めてまいります。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。

お役所は、なるべく予算は使い切ったほうがいいということが昔からあって、それも問題だということがよく言われるんですが、今回率が低いというのは、地域自治区の皆さんの活動が縮小したということではなくて、皆さん、地域のためにいろいろと考えて活動はやっているんだけど、なるべくお金を使わずにやっ払いこうというような形で進められておるので、今後はもっともっと予算を有効に使って、もっとたくさんの活動をしていくという理解でよろしいですか。

○村田康助委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 この予算につきましては、昨年度新城地区におきましては、途中で災害が出ました。そういったときには、追加建議ということで事業をやってきました。そういったことで、いろんな事業に対応できるように、地域のほうもしていけるような環境を整えているということであります。

○村田康助委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

~~~~~

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩をします。

休 憩 午後 4 時43分

再 開 午後 4 時46分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

3 番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、2 款 1 項 5 目人事管理費、職員研修事業、86 ページです。あわせて、令和元年度主要施策成果報告書の

15 ページも見させていただいております。

(1) 事業の概要と研修実施による効果を伺う。

(2) 平成30年度の事業内容からの変更点と工夫したポイントを伺う。

(3) 本事業実施に際してどのような課題があったか伺う。

以上3点、お願いします。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 それでは、頂きました質疑3点につきまして、順番に説明させていただきます。

まず、1 点目の事業概要と研修の効果ですが、職員研修につきましては、階層別研修、市で行う一般研修、それから派遣研修の三つに大別できます。

まず、階層別の研修は、新城・設楽地区職員研修協議会や愛知県市町村研修センターで行われます。新規採用職員研修をはじめ、採用後の年数に応じた研修、新任係長研修を新城・設楽地区職員研修協議会で実施し出席しております。

また、新たに副課長以上の管理職に昇任した職員につきましては、愛知県市町村研修センターで開催する研修へ出席しております。カリキュラムですけれども、各階層に求められる役割だとか知識などを習得することができまして、それぞれの職場で生かされておると考えております。

次に、市が行う一般研修ですが、若手職員だとか、中堅職員に対しましてはハラスメント防止研修やメンタルヘルスの研修を実施し、課長職以上の管理職には職員管理やマネジメントなどの研修を行いました。特に管理職研修につきましては、新城市出身の企業等の役員の方を講師に招聘いたしまして、民間の経営的な視点だとか組織におけるリーダーの役割を認識する貴重な機会となりましたので、今後も継続して実施していきたいと考えております。

最後に派遣研修ですけれども、職員の能力を高めるための研修で、外部の研修機関で公務員としての基礎研修、専門研修を受講いたしました。派遣研修は受講する職員にとって職務に直結する内容の研修が多いため、自己研さん意欲が高まります。また、研修で得た知識や技術を職場に持ち帰り、OJTなどにより生かすとともに、人的ネットワークを活用して、職場に必要な情報収集が図られていると考えております。

次に2点目の平成30年度の事業の内容から変更した点と工夫したポイントですけれども、令和元年度では、新たな研修といたしまして再任用を対象とした再任用研修、職員研修を実施いたしました。これまで再任用に限定した研修は行っておりませんでした。改めて再任用の立場だとか役割を自覚することを目的に始めさせていただきました。

初めての研修であったため、既に再任用として勤務している職員と次年度に新たに再任用となる職員を分けて行うことによって、受講職員が現在の置かれたそれぞれの立場で受講することができたと認識しております。

最後の3点目、本事業による課題の点ですけれども、委員が以前からおっしゃられているとおり、研修というのは実施時期が早まれば、求める効果が大きくなる研修だと認識しております。特に、新規採用職員研修については従前6月に実施しておりましたけれども、受講者のアンケートや講師を行った職員から実施時期を入庁間もない頃にしたほうが良いという意見がありましたので、今年度以降につきましては実施時期を見直して計画をしておるところでございます。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 (1)については理解いたしましたので、(2)から再質疑をさせていただきたいと思っております。

(2)では、変更点と工夫したポイントをお伺いしました。答弁の中では大きく新たな

試みとして再任用職員研修というものの説明があったかと思っております。

この再任用職員への研修ということで、なかなか私もまだイメージしづらいところがありますが、立場とか役割への自覚を促すということでしたが、もう少し具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 具体的なという御質問でしたが、再任用職員につきましては、御存じのとおり既に職員になった方という方がその後違う部署で仕事に就かれるということもあります。公務員という立場であるということ一度退職された後になりますけれども、再度認識をしていただくということももちろんのことです。

そのほかにつきましては、退職された、年齢的にも60歳を回った方ですので、健康等管理して受けていただくというようなところを実施してきたと認識しております。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 再任用ならではの働き方の変わり、変化というそういったところも改めて研修の中で御教示頂けるのかなと理解いたしました。

(3)に移りたいと思っておりますが、これ昨年からも話をさせていただいて、今年度以降については新しく入った若手の職員に対しての研修を今後は早いタイミングで実施していただけるということで、一つ安心をしたところです。

ただ、ここでどのような課題があったか伺いましたが、今、人事管理費、職員研修事業の中で人材マネジメント部会への参加ということで、職員を3名輩出していただいていると思っております。

この中で、人材等の問題点の解決に関わる部分、また課題解決に関わる提案とか、そういったものが新城市の職員研修事業に生かされていくのかなと、私自身は思っております。

そういった提案と、また事業、実際に反映させていった内容等ありましたら確認したいと思います。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 この人材マネジメント部会につきましては、平成30年度から、御存じだと思いますが始まったものになりまして、今年度で3年目になります。

報告書にあるとおり、市が抱える組織だとか人材等の問題点の解決に積極的に取り組んで提言できる職員を育成するというを目的に派遣しております。

職員につきましては、それぞれ研究テーマを持って職場で人材マネジメントの中心となれるように養成されてまいります。ただ、いかんせん1年ごとに変わっていく関係でなかなかこの1年の中では完全に人材マネジメントできるものとなるかどうかというのは、行かれた者にもよるんですけども、内容としては1年に4、5度東京へ出て、調整だとかマネジメントの関係の方向性、市で抱える課題等を研究してまいるんですけども、最終的に市等へ報告するということもあります。現在のところは、緊急事態でも組織が正常に機能できるような環境整備を進めていこうということでテーマに進めておりますけれども、直接今の新規職員にどうこういうことができる状況ではないことは正直なところです。

派遣された職員を中心に、今後につきましては、例えば職員育成の庁内向けの研修の企画だとか、あるいは庁内の検討部会等があるようなところで、これまでに養成された内容を生かしていただけるような機会を設けていきたいなどは考えております。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 ありがとうございます。答弁の中にもありましたが、やはりこの1年という限られた短い期間の中で学んできても、なかなかそれを具体的に新城市に持ち帰って生かす場がなかったりとかそういったことが

あるということでしたが、やはりせっかく学んできていただいたことを少しでも新城市の職員研修事業等に生かしていただけるのが、一番いいことだと思いますし、私もこのマネジメント部会に実際に参加した職員といろいろお話させていただいたことがありますが、皆さんかなり熱い思いを持って研修に挑んでいただいておりますので、1年ごとに変わってしまうということであれば、参加したOB、OGが今後新城市の職員研修事業等に意見であったり、提案できるような検討というのもぜひしていただければと思います。

次の質問に移ります。

2款1項17目地域活性化事業費、結婚支援事業、112ページです。成果報告書の33ページも見させていただいております。

(1) 委託内容の概要を伺う。

(2) 実際の事業実施内容と成果を伺う。

(3) 本事業実施に際してどのような課題があったか伺う。

以上、3点お願いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、3点御質問頂きましたので、順次御答弁させていただきます。

まず1点目、委託内容の概要についてでございますけれども、この結婚支援事業につきましては、結婚を望む独身の男女を対象に、出会いの場を創出することを目的に、未婚で新城市内に在住もしくは在勤している男性と、新城市内外の女性を対象として、出会いの場を提供するイベントの企画を委託しました。

イベントは1回開催をしております、参加者の募集や受付、事業内容に関する問合せについての対応や、実施会場及び当日の運営スタッフの確保、プログラム運営、一連のコーディネートを受注者が行うこととしたものであります。

2点目の事業実施内容と成果については、令和元年11月

9日土曜日に、山びこの丘をメイン会場に、参加条件を24歳から42歳の未婚者で、男性は新城市内に在住もしくは在勤している方を、女性は住所、勤務地を問わず募集しまして、山びこの丘でのバーベキューや道の駅もつくる新城での買物など交流を深めるイベントを開催しました。

募集人員については、男性22名、女性22名に対しまして、実際の応募者数ですが男性が26名、女性13名でありました。そのため、男性の参加者を抽せんで14名に絞りバランスを整えて開催し、当日は5組のカップルが成立をしました。

参加者からのアンケート結果では、イベント内容について満足されている方が90%、結婚に対して前向きな気持ちとなったと回答された方も88%見られたところです。

3点目、事業実施に際してどのような課題があったかでございますけれども、今回のイベントにつきましては、多くの参加者を募るために市のホームページや広報誌などで周知を図り、受託業者も市内の事業所へチラシ配布やSNSを使った周知などを図りましたが、女性については募集人員を満たすことができず、男性の参加者が抽せんとなってしまいました。

そのため、今後女性の集客をより図るために、アンケート結果を参考にホームページやSNSでの周知を強化して、より女性に情報が浸透するスポットに働きかけるなどの周知方法の改善が必要であると感じております。

また、本受託業者には参加者のその後の動向が分かれば情報提供をと依頼をしておりますけれども、個人情報を取り扱うことから御結婚までされたかどうかは不明でございます。

「市が主催となっていることで安心してこうした婚活イベントに参加できる」という御意見も頂いておりますので、同様のイベントを開催しております市内のほかの機関とも連

携をしながら、今後の婚活イベントの方法等を検討していきたいと考えております。

○村田康助委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 答弁のほうでおおむね理解させていただきました。

こちらは(1)から(3)まとめて再質疑をさせていただきたいと思っております。

新城市のデータ等見ておりますと、今の少子高齢化という中で人口減少が進んでおりますが、やはり新城市の未婚率というものが一つの大きな課題かなど、私自身も感じております。結婚、出産の適齢期であっても、結婚されていない方、特に非常に多いというところで、そうするとなかなかお子さんの数も新城市として減っているような現状を理解しております。

そういった中で、この市が主催となって行う結婚支援事業、現在は年1回ですが非常に重要な役割を果たしていると思っております。答弁の中でもございましたが男性の人数は26名ということで多くの応募があったのに対して、女性の募集人員が満たされなかったというところで、そこについては反省を生かして今後課題として対応していただけるということなので引き続きよろしく願いいたします。

1点、確認事項ですが、今回この令和元年度の事業実施に際しては、カップル率が非常に高ったというのが印象的です。そこについて、前年度と比べたときに何か大きな工夫点とかあったのか、そこにつながる要因がもし分かるようでしたらお伺いしたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 その前の年もカップルとしては5組でございましたが、参加者数が多かったものですからカップル率としては15.6%、今回は14名というバランスを整えてやったため、カップル率は5組ですが率としては45.5%ぐらいになるわけなんですけれども、平成30年度、その前の年の婚活イベントでの反省点、そちらでの課題としてもうち

よっと親密に男女が一緒の共同作業、何かできるほうがカップル率としては上がるのではないかということで、今回はバーベキューという一つそちらでフリータイムも含めて長い時間、しばらく一緒に話すような機会を持たせたことがカップル率の上昇につながったのかなと考えております。

○村田康助委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 2款1項16目地域自治区費、100ページについてであります。市監査委員の決算審査意見書の59ページ、6番の総評の中段あたりにあります、これはちょっと省略をしてありますが、「今後はより幅広い市民参加ができる体制の整備を図りたい」とございます。

これまでの行政執行状況から、この総評に対する御認識をお伺いします。

○村田康助委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 総評に対する認識について御説明いたします。

平成25年度の地域自治区制度開始以降7年間、毎年90を超える団体が地域活動交付金を利用し、地域の課題解決や地域の活性化のための様々な取組を行ってきました。また、地域自治区予算事業においても、多くの市民の皆さんに参加していただいております。これらは、地域自治推進の成果と自負しております。

しかしながら、活動団体の中には、高齢化の進行などにより事業継続を危惧している団体も見えます。監査委員は、地域課題解決のために地域の皆さんが一生懸命活動している現状に対し、今後の人口の動向を鑑みて「より幅広い市民参加」が必要と総評されたものと認識しております。

今後、人口減少・少子高齢化が進行していても、これまで行ってきました地域自治を今後も継続する必要があると考えております。

地域活動の素地は、地域活動体験の中で培われると考えております。活動団体におかれましては、参加の裾野を広げることや人材育成が、今以上図られるよう市も一緒になって支援していきたいと考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、最後のところで活動団体及び人材育成に努力をしまいたいという御意見、総まとめになったと思います。

現実、ここの総評の中にもございますように、地域課題というのはすごく重要な課題になっておりまして、高齢化の問題、先ほど言われました。確かに、この高齢化の課題によりまして大変地域自治そのものが閉塞感を招いて、地域崩壊へと向かう、ひょっとして向かっていないかなというような地域もございます。

また、自治区によりまして、委員や役員づくり、先ほど人材育成ということも言われましたけども、非常に大きな今、課題になっておると思うんですね。やはり、いろんなテーマを挙げられて、幾つかのこういう団体、いろんな団体が確かに地域を引っ張ってやっておられるかも分かりませんが、まずは役員をつくるということ自体が大変な状況な地域もあると、こういうところでどういうアドバイスをしていくのか、行政はどういうふうに向こうとアドバイスをしていただけるのか、素朴に本当にそういう地域も、昨年度見ておってもしました。

また、新しく次年度を迎えるに当たって更新をされる役員選びをするに当たっても、また大変な状況になるなど。こんな繰り返しは今、行われているということで、そういう課題に対してどのようなアドバイスを、この決算を通じて、皆様方求めようとしておるのか、そこについてお尋ねします。

○村田康助委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 地域自治区制度が始まりまして、今いろんなところで課題解決

のために問題意識を持った方々が組織をつくって地域活動を始められております。作手地域だとか、八名地域だとか、あと鳳来の南部のほうでお楽しみ市場だとか、いろんなことを始めています。その人たちに共通して言えることが、やっぱり口利きでいろんな人を誘って、若い人から高齢者まで幅広い、全体の人が参加できるような工夫もされております。

役員選びというのがやっぱり大変なことなんですけれども、少しでもその団体に関わるようにして、その中から今、ちょっと話がかわってしまうんですけれども、地域活動の中で草刈りとかいうのでもやる人がおらないとかいうのが大分問題になっております。だけれども、草刈りやっている人たちというのは、自分が今、ここに住み続けるためには自分がやらなければいけないという心意気でやっていたいております。

ですので、活動交付金は今後も継続していく必要があると思いますし、そういったものを用意しておいた上で、先ほどの声かけによっていろんな活動を体験していただく中で、次の活動もつながっていけるような人材育成だとか、人とのつながりだとか、そういったものやっていくのが必要ではないかなと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 抱負、また努力、成果、このあたり、私も納得するところでありますけれども、ただこの監査委員の意見の中に、今後より幅広い市民参加とうたってあるということは、反対の目で見ると狭い市民参加になっているのかなと、このような形に捉える、より一人でも多く幅広い地域活動というのは、非常にこれは理想でありまして、行政区単位をもっと絞っていけば、それはすごくやりやすくなると思うんですね、行政区単位で絞っていけば。地域自治区として、大きく視野を広げてやっていくとこういう地域参加というのは大変やはり見落とししてしまうところがあ

ると。

こういう反比例なところがありまして、最近こういう幅広い市民参加といううたい文句で言われる中で、一方では「地域自治区を一回解体して、もう少し地域自治区そのものを小規模な自治体組織をつくったらどうだ」と、こんな御意見もあつたり、また「二重行政」という言葉がよくあるんですけれども、こういうようなことを言われる、ちょうど発足当時もこういう意見が多々あったと思うんですが、本当に根本的にもう一回見詰め直す地域づくりをやるべきではないかとそんな意見も出始めております。

それが、直結して役員、また委員に選ぶ人材、そういうところにも結びついていくと思うんですけれども、非常に大きな課題の時期になってくるのではないかなと思っておりますけれども。

先ほど言っていたようなことを幾らやろうとしても、地域が努力していただけます。地域は絶対努力します。人をつくるに当たって努力はしますけれども、無理無理の中でどうしても否応なしにその組織体だけはつくろうということで行政組織がそれぞれ代表者が話し合って、組織をつくっていく。これは致し方ないかなと思うんですけれども、どうしても矛盾が来ている時期だと思うんですよ。こういうものをどうやってカバーしていくのか、もう少し行政の皆さん、お力を与えていただきたいというような声がありますので、どうでしょうか。

○村田康助委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 行政のほうも、後ろで支えていきたいと思っております。

地域自治というのは、政治主導でも行政主導でもなくて、地域の住民の皆さんが生活者の視線で本当の課題を見つけてそれを解決していくというものであります。強制的に何かをやれといったらそれは地域自治ではなくなってしまうので、今、議員が言われたとおり、

地域の皆さんから自発的にいろいろなものを取り組んでいけるというような形づくりを、今までこの7年間の中で徐々にできてきたと思います。

先ほど話がありましたけれども、例えば、千郷の地域自治区は総人口が1万人おりまして、大規模なコミュニティーです。それに比べて鳳来の地域自治区の中でも鳳来南部は千人という小さな規模です。それを同等に考えるかということもあるのですけれども、今、地域計画がそれぞれのところにできたところです。その地域計画を推進しようという組織も今、できてきております。

そういった中で、もう少し長い目で地域の皆さんの活動を見て、支えていくことが必要かなと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 再度、また確認なんですけれども、確かに地域は努力しているんですよ。それで、地域のために、先ほど少し例えばの話で地域の声を上げたんですけれども、「自治区は要りませんよ」と、あるいはまた「自治区を解体してももう少し小規模な地域自治区をつくっていく」。行政区そのものがやはり小さい行政区は寄せ集まった地域というのはありまして、地域自治区がつけられたところがあります。そういうところっていうのは、どうしても幅広く隅から隅まで地域自治区活動というのが行き届いているかというところ決してそうではない。それが現実なんですよ。

だから、無理無理役員をつくりましょとなると、無理無理役員は出せません。出せるところで責任を持てるかということ、やはり小さな行政区でありますので、どうしても役をたくさん兼ねてしまうんですね、兼ねざるを得ない。そういう現実的な悩み、それでも新城地域の、今、言われた千郷地域の自治区と比べたらどうなんだと。それは余裕があります、ゆとりがあります、人材的にゆとりがあります。そういうところの差が、どういうふうに

今後生かしていくのか、非常に困った、困ったの声であります。

だから、「一回解体して、もう一回見直そうではないか」という声も間違いなく出てくるものですから、地域自治区組織そのものについても改めてまた地域の声に寄り添って聞いていただきたいと思いますが、どうでしょうか、最後に確認です。

○村田康助委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 先ほども説明させていただきましたが、今それぞれのところで地域計画ができたところでありまして。今すぐに地域自治区を解体するという考えはないのですけれども、皆さんに寄り添ってやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 続けて、2款1項17目地域活性化事業の高速バス運行事業について、112ページであります。

2点お尋ねをいたします。

高速バスの運行事業の検証結果についてお伺いをいたします。

それから2点目であります。これは、年度末に業務委託されました成果品が出てまいりました。高速バスマーケティング研究所株式会社による高速バスの事業マーケティング調査分析報告書についてお伺いをいたします。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 2問頂きましたので、順序に沿って答弁させていただきます。

まず1番目の高速バス運行事業検証結果についてでございますが、高速バス運行事業の検証結果につきましては、本年2月5日開催の市議会全員協議会で配付いたしました新城市高速バス運行事業検証結果にあるように、当初に設定した利用者数の目標を大きく下回る結果となりましたが、これまでに講じてきた様々な利用促進策によって、利用者数は緩

やかな伸びを示している状況であることを報告させていただきました

検証結果からは、利用促進に向けてまだ打つべき手が十分に試されておらず、需要がありながらも掘り起こせていないこと、インフラとしてのポテンシャルが高く経済効果の面で開発の余地があることなどを確認することができました。

2番目の高速バス事業マーケティング調査分析報告書についてでございますが、平成28年7月から開始した高速バス実証実験運行の結果は、目標とする利用者数を大きく下回る結果となっていたことから、高速バスの専門家である高速バスマーケティング研究所株式会社に、専門的知見による山の湊号の可能性の分析・評価、利用者増と収支改善に向けたより効果的かつ具体的な利用促進策等の提案を求めることを目的として、令和元年11月11日に高速バス事業マーケティング調査分析を業務委託しました。

その成果品である高速バス事業マーケティング調査分析報告書を令和2年3月25日に新城市議会議員の皆様へ配付させていただいたところでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 検証結果について、もう一回確認をさせていただきます。

検証結果、下回っておったと。それから、緩やかに増加しているというような今の御答弁頂きましたけれども、いろいろこの検証、3月の定例会前後の中で、議会と皆様方との議論をさせていただいた中で、幾つかやっぱり問題点はあったんですね。問題点を皆さん、提起していただいたと思います。

たまたま、もみじまつりのときにも直に行けるような便をつくってサービス満点な形をやったがために、1便当たり7.1人が8.1人と1人増、これも確かに増加したわけでありませぬ。これも確かな成果かも分かりませんが、これも一時のことでありまして、継続的に所

期の目標が達成されているかということ、決してそうではないんだということ。

我々、この新城地域から藤が丘地域に向かってどれだけ人々を乗せていくのか、これが第一の目的だったと思うんですね。これが、本当に検証結果の中でどう表れておったのか、ここのところの3年9か月を終える中での成果、ここのところをまとめて答えていただければと思います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 今、御質疑の藤が丘行き新城行きの資料的なものが手元にないのでございますが、名古屋行きに乗っていらっしゃる方々はやはり通学、通院、ショッピング等の方が多い点、そして、名古屋から見える方につきましてはやはり観光の面が人数的に多いということが結果的に出ているということでございます。

令和元年度だけを見ても、令和元年4月から1月までの利用者のなものは前年比800人ほど増えておったんですけども、2月下旬から3月いっぱいにかけてどうしてもコロナの関係もあると思うんですけども、前年比500人弱減ってしまったものですから、結果的に309人の増という形になっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ちょうど今、2月下旬から3月下旬のことをお伝えしていただいたんですけども、ちょうどその頃、3月の定例会の中でも、また次の定例会のときにも言いましたけれども、新城市民の方が、こちらから利用されている方がもつくる南駐車場のところが大体全体の4割から4割強、5割近い、そういう方が乗られるんですね。

それで、私は役所へ来るたびに駐車場を見させていただいてきておるんですけども、そのたびに大体想定ができるんです、どのぐらい乗車されているのか。やはり、一覧表出していただきますと、その成果、大体合って

きております。

その中で、新城市民の方がしっかり利用されているかという点と決してそうではなかった。ナンバーから判断してはいけませんけれども、一般質問の中でも触れておいたんですが時間切れになってしまったんですが、やはり浜松ナンバー、県外ナンバーですね、今日も止まっております。いつもなじみの方のようでありますので、私も大体どういう方が想像できますが、1車か2車、週に大体2、3日から3、4日、それからまた名古屋ナンバーの方も常駐されておられる方もいらっしゃいます。

こういう中で、確かに浜松方面ですとここからバスに乗るとすごく安く行けます。物すごく便利だと思います。そうではなくて、この新城市内の方はどうなんだと、こういうことを、私、確認したいと思うんですよ。

今年の3月のときに、一般質問の中でも少し触れましたけれども、たまたま地域の方が私の家へ来て、「4月からバスは出発するのでしょうか」と疑問がありました。そして、その方には、「私は今の実証成果、ちょうど今、議会でも話し合いです。理事者側と話をしております。そういう成果の中であなたはどのような希望を持って4月以降期待されているんですか」ということを話し合ったら、「大学へ子供たちをそれに乗って行かせたい」と、「それはいいではないですか、利用されるならそれはいいですよ、走るでしたら」と。ただその成果を見て非常に恐縮をされておられました。この前年度までの成果を見ると、非常に「これで大丈夫なのか」と、6人から7人、平均が。「こういう中で、我々だけで独占してしまっているだろうか」と。「税金がこういうところで使っているだろうか」と。「やはり成果に基づいて自信を持って私たちも乗りたい」と、こういうことを利用しようという方がその親御さんが言っておられたんですね。そのことを、定例会の中でも確か話をした経緯がありますけれども。

そういう市民の皆さんのこういう希望に沿った形で高速バスが果たして走っておるのかどうか。私は、この成果から見ると疑問であります。どういうところに矛盾点があるのか、どこに欠陥があったのか、そういう成果を確認したいと思うんです。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 今、丸山委員の「利用したい」という市民の方々の御意見は大変ありがたい御意見だなどとお伺いいたしました。また、もつくる南側の駐車場の車につきましても、浜松ナンバーの方がいらっしゃるということなんですけれども、安さというところで利用されているのかなと思っております。

今回の7月、令和2年度のお話になってしまいうんですが、今回7月の大雨がありまして飯田線が運休したときがございます。そのときに御利用された方が増えたという話を聞いております。なので、災害にも強い高速バスなのかなというところも、一端今回の7月の大雨で分かったかなと思っております。

新城市民の方の利用というものを今後さらに伸ばしていかないといけない、やはり新城市から、当初の目的である通学で利用していただいて、それで市内から通っていただくというところをもっとPRしていかないといけないと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 これからの抱負は分かりましたけれども、この検証結果をどういうふうに見るかというところで、そういう努力をどういうふうにされたのか、この乗車率を上げるために、目標が当時はやっぱり実証実験の中にもあったわけですから、その目標に対してどういう企画を設けていくのか。

企画そのものについては、先ほども言いましたように、もみじまつりだとかイベントごとに打っていただくのはそれはいいんですけども、常時やはり公共交通としての位置づ

けをなさるんでしたら、それだけの努力が必要だと思うんです。その努力をこの成果品としてきちんと出してきたかどうか。失敗なら失敗でしたってそういうふうには言い切れれば次の策になっていくんですよ。

それがなかなかこの3月の定例会の中では担当部局の部長も含めて答えていただけないという経過があったものですから、今この決算においてどういう判断をされて、この検証をどのようにされておられるのか、改めて確認します。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 策としましては、やはり高校生の方々に乗っていただきたいというところでありまして、その方々に高校生割のキャンペーンというものをさせていただいて、145の方に御利用していただいております。これも一つの成果かなと思っております。ここで山の湊号のよさというものを認識していただいて、名古屋圏の大学に行かれる際は使っていただきたいと思っております。

この令和元年度までの検証結果につきましては、もちろん人数的なものはどうしてもクリアされてないところは現実であります。ただ、人数的なもので、少しずつではありますけれども伸びているというところは実際の結果であります。

まだ、取り組むべき策というのがあるということで、そういったものを利用促進策だとかPRだとか利便性をよくする策というものをいろいろ考え、そして実施していき、利用者を増やしていきたいなと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 2点目のマーケティング調査に入りますけれども、今後のところへ入っていくわけです。

これが3月末、25日、26日でしたか、議会のほうへ御提示していただいたと。それに対して、後ほど澤田委員からも質疑があります

ので深く入りませんが、やはりこのところ、マーケティング調査、僕はされた以上はやはりきちんと議会と議論しましょうよというスタンスだったと思います。

この報告書の中を見たりしますと、1日当たり平均利用者が33.16人、1便当たり平均利用者が6.2人、これがまち・ひと・しごと総合戦略の目標の1日当たり120人、また新城市地域公共交通形成計画1便当たり20人程度、こういうふうには提示されているのと比較しながらそのところとして結論が一つ導き出されております、この報告書を見ますと。運行していること自体が地域住民に貢献されているんだと。関係者の認識が必要だ。こういう結論を導いておられるんですけども、ちょっとこれ無理があるなど。私の感覚、市民の感覚からも無理無理これは結論を導いておられるだなと感じております。

本当に、公共交通というのは地域にとって本当に大切なものであって、地域が本当に守ってってくれるんですね、普通は。地域バスもそうではありますが。そういう形にまだなっていない。このマーケティング調査の結論というのは余りにもこれは短絡的であって、これは決算の最後のところの持ち出しのこういう計画そのものが余りにもずさんであると、私はそういうふうに感じました。

ずさんではないぞと言うんでしたら、その3月のときにきちんと議会で説明をして、こうなんですよ、利用率をこうやって高めていきます、これだけのことをやるべきだと思うし、結論の最後のところでこういうことも一切やらずに年度をまたいでしまいました。非常に残念であります。

そんな中で、新しい生活様式のパターンをつくっていかねばならない本年度に入ってしまったわけですね。余りにもこれは準備不足でもあるし、もう無理無理の、ほんと否応なしの見切り発車、こんなバスになってしまったと非常に残念でありますし、新

たな結論、やっぱり市はきちんと責任を持って出すべきであると思います。

それから後、もう一つ、ラッピングのバスですね。爽やかなバスがいつの間にか消えてしまった。四谷の千枚田、それから七滝、それから長篠の戦い、このラッピングバスがいつの間にかなくなってしまったんですよ。これこそ、本当は故郷新城の地域全体をPRするにふさわしいラッピングではないでしょうか。これをもう一回再現できるようなことをやったほうがいいですよ。

これは結論として、私、言いたいですけれども、あの赤いと今の暑いとこ、暑苦しいですわ。もう少し爽やかな新城らしいバスをつくってほしい。これを本当に切にお願いします。このラッピングも含めてですね。

まあいいか、すいません、これでやめておきます。以上です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、質疑をさせていただきます。

歳出2款1項17目地域活性化事業費、高速バス運行事業、ページ数は112ページです。

2点あります。

先ほど丸山委員に対する答弁で理解できる部分も大分ありました。重複しないよう、再質疑をさせていただきたいと思います。

それでは、この重複した部分を抜かし、再質疑という形で入らせていただきます。

(1)の実証実験について、ここですけれども、この高速バス運行事業に託されたこの計画、これは市としては達成ができたとお考えなのか、大きく下回ったと先ほど御答弁ありましたけれども、達成はできたとお考えなのかどうか、お聞きします。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 人数、利用客の目標に届かなかったというところは、そ

れが実際でございますのでそれはしっかりとこれは踏まえていかななくてはいけないというのはございます。

ただ、名古屋東部圏へバスを路線として通したというこのことは、開設したことがまず一つ大きな成果というところになるのかなと思っております。

丸山委員への回答にもさせていただきましたけれども、大雨のときに高速バスでも名古屋に行けるというところで、飯田線がとまったときに行ける路線があったということで、そういった名古屋へバスで行かれた方も増えているということで、そういったところも確実に行けるというところでそれも一つの成果かなと思っております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 私たち、随分長い間この高速バスを反対しながら質疑をずっと続けてまいりました。今回、答弁を頂く担当職員の方、やはり十分な説明というのは、私、今の状況を見まして無理だと思うんですね。せっかくこうやってこちらのほうは質疑をするんですけども、やはりそれに沿ったお答えというのは今の状況の中、なかなか頂けないのではないかと感じをしました。

その中でも私たちは質疑をしないといけなないので、今回この計画については達成はできなかったが、開設をしたことによる効果というのは多少であっても成果があったと、そういうことですね。分かりました。

市長が再三おっしゃってみえることは、公共性のあるバス、共通の利益との観点に即していると考えるかどうか、市はどのようにお考えかお聞きします。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 反問権がいいですか。

○村田康助委員長 はい、どうぞ。

○白井 薫公共交通対策室参事 今の質疑については、今回のこの質疑内容のどちらに当

たるのか教えていただきたいと思います。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 先ほどの丸山委員の実証実験の終了してこの成果というところ、ここなんですけれども、市長はこれが公共性があるバスだと言っているんですけれども、これは実証事件において公共性があると踏んで進んでいると思うんですけれども、実際に終わった段階で本当にこの共通の利益という部分で、それに公共の利益として即しているかどうかというところをお伺いします。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 本事業における成果としまして、大学等の高等教育機関をはじめ、都市型の未来的な施設が数多く存在している名古屋東部圏域と1時間余りで直結できる交通手段を確保するため、名古屋圏の主要な交通結節点の一つである藤が丘と直結する高速バス路線を開設できたことが挙げられます。

目標とした利用者数を達成することができませんでしたが、本市にとって住みやすさや利便性向上の観点、また、観光客等誘致の商圈として経済効果等の観点から非常にポテンシャルの高い交通ネットワークを形成できたと考えています。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 先ほど、学生の方を中心に利用を上げていきたいという話がありましたけれども、当初はやはり学生の方を重点的に名古屋の地域へ新城に住みながら通っていただく、その目的があったんですけれども、最後のほうになりますと大分学生の方たちも乗らなくなってしまった。

やはり、その原因というのもきっと調査がされていると思うんですけれども、結局授業の時間帯が合わなかったりとか、いろんな部分があると思うんですね。それが、朝行ってお昼、それから夜、この3便だけですので、やはりその辺に不具合が出てくるのではない

かと察するんですけれども、そうしますと共通の利益という部分ではどうなのかなという形を、私たちは考えておりました。

次に、今回こういった形で高速バスの実証実験が済んだんですけれども、市民の理解を得るという部分でもこの運行実験後の市民への説明、こういったものが非常に不足していたのではないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 今回、令和元年度として、先ほど丸山委員の答弁にもあったんですけど、高速バスマーケティング調査分析報告書というものが出されました。今後になるんですけれども、こちらに13の取組が記載されております。そちらについて、こちら市側としてどのような策が講じられるのかというものを検討しております。

そういった13の取組に対する検討内容ですね、取りまとめた段階で一度説明させていただきまして御意見を頂きたいと思っております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そういった思いというのは、今、お話をお伺いしたんですけれども、通常でしたら3月25日、こんなときにマーケティング調査が出てもしっかり議論ができないと思うんですね。市長はいつも、当然予算編成権を有しておりまして議会は議決権をもってして市民の思いを第一に多くの事柄を審議して決定をしていく立場からいきますと、こんな遅いときにマーケティング調査の結果が出てきても、議論をする場がないんですね。

そして、議会はこういった高速バス運行事業に対してもしっかりと議論をしないまま、時間がなかったということは本当に大きな問題だったんですけれども、できないまま、そして議決してしまいました。そして、3年間のまた長期の契約が交わされていってしまった。こういったところに大きな問題が、私はある

と思っています。

今回のことももちろんなんです、できたらすぐにでもやめてほしい。まず議論に入ってちょっと立ち止まって考えてほしいという思いはいまだに変わりません。

そして、ほかの議案でもこういったことがあってはいけないと思い、しっかりと調査をしていただきたいと思います。市のお考えをお聞かせください。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 今回の分析報告に絡む策の報告もさることながら、利用されている方の御意見も踏まえながら今後に生かしていきたいと思っております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 先ほど言いましたように、利用される方はもちろん、利用されない方、税金を使つての事業でするのでその辺のことも踏まえながらしっかりと議論、検討をしていただきたいと思っておりますのでよろしく願ひいたします。

これで終わります。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出2の1の7財産管理費、公共施設マネジメント推進事業、88ページです。主要施策成果報告書は17ページです。

委託先は具体的に何を行ったのか。

お願いします。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 委託の内容でございます。

まず、庁内策定会議の支援、それから1月に行われましたシンポジウムの運営支援、それと1月から2月にかけてワークショップの開催支援、それから、市民意見の収集・分析・報告書の作成等であります。

特に、シンポジウムとワークショップにつ

いてでございますが、こちらは行政主導とならないように、また活発な議論となるよう慎重に委託業者と打合せを行ったものでございます。

また、個々のデータを集めました施設基本情報によりまして、個別施設の現状の把握が容易となりまして、個別施設計画の策定に際して資料作成も行ったというものでございます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 庁内策定会議の支援とか、シンポジウムの運営支援とか市民ワークショップ支援、市民意見の収集、後は施設計画資料作成等々行っていただいたということですが、もうちょっと細かく聞きます。

シンポジウム1回行われました。これの運営支援と、市民ワークショップ4回行われました。この事業で委託先はもうちょっと具体的に何を行ったのかお伺いします。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 この公共施設につきましては、市民の方が直接関係する問題であるということで慎重な議論、それから繊細な問題だと認識しております。

そこで、これは先ほど言いました行政主導とならないような支援ということでございまして、委託業者に関しましては、特に、ファシリテーターの支援を行っていただきました。これによりまして、市民の方に忌憚のない意見、生の声を拾い上げるということで委託業者の方にはそういった支援に回っていただいたというものでございます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 シンポジウム、ワークショップでは行政主導とならないようにファシリテーターになっていただいたということでした。

内訳なんですけど、このシンポジウム1回と市民ワークショップ4回の計5回で814万円、そしてマネジメントシステムに関するこ

とで260万円という内訳だと思ったんですけどこれでよろしかったでしょうか。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 そのとおりでございます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 なかなかいい、実際にこういったコンサル系の委託料が高いのか安いのかという判断は、実際のところ私は難しいと思います。大切なのは、委託先が今まで他の自治体等々関わって長時間かけて培った専門的なノウハウをどこまで吸収するかという、いわゆる市の担当者がどれだけ貪欲になって市民の税金をより効率的に使おうといった強い意志を持って実際にどれだけ動いたのか、行動したのかというこの部分が私は問題だと思うんですね。

そこで、お聞きしたいんですが、本市のために委託先のどんなノウハウや知識を吸収したのか。そして、そのノウハウによって今後、例えば公共施設の縮減を進めていく過程などどんな場面で特に役立つと考えているのか、このあたりお願いいたします。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 吸収ということでございますが、委託業者との連携による成果というところで捉えさせていただきたいと思いますが、特にやはりノウハウを頂いてワークショップの進め方についてはかなり円滑に進んだと思っております。

その成果につきましては、例えばこういった安全性で物を考えたほうがいいよねとか、こういった耐震性はどうなんだ、そういったところを市民の方にかなりとも有していただいたというところで、公共施設の基準というものがちゃんと考え方としてまとまったというところがございます。

それから、そのほか残すには残すんですけども、こういったところAとBを一緒にしたらどうか、統廃合の考え方等そういったとこ

ろも委託業者の方にいろいろお知恵頂きながら、また先進の市町村等の事例も含めながら市民の方と共有させていただいて、そこら辺も市民の方にはいろいろ考え方を確認させていただいてまとめさせていただいたというところでは。

そういった声を拾い上げたものですから、それについては今後個別施設計画に直接反映させていけるだけの意見は頂いたと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 今、いろいろこういうノウハウを頂いたというお話を頂いたんですけども、それらを踏まえてなんですけど、公共施設マネジメント推進事業の今回の費用対効果、最小の経費で最大の効果は出せたのかどうか、このあたりお聞きしたいと思います。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 できたとは思っておりますが、もう一つ付け加えるとこの公共施設のマネジメントは今、委託業者にいろいろお手伝いをさせていただきました。これだけでは片手落ちだと思っております。実際には、公共施設を維持していくためには、施設管理者の方が直接的な維持管理をしていかなければこれは始まらないと思っております。

我々資産管理室といたしましては、今、自前で技術屋が先頭になって作成しておりますが、施設管理マニュアルというものをつくっておりますして、そこら辺で施設管理者の方に直接維持管理していただき、早期発見、早期修繕等を行って長寿命化維持に努めていくというものも行っておりますので、そこら辺見ますと、特に委託ばかりではなく自前でいろいろ努力もしておるというところがございます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 今の話聞いて分らなかったんですけど、今回委託業者を使ってこの事業を進めたことについての費用対効果は

どうだということをお聞きしたかったんですけど。

○村田康助委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 すみません。飛び出した発言で申し訳ありませんが。

それについては、費用対効果はきちんと出ていると思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 今後、公共施設については続いていくことだと思っておりますので、そのあたりでもしっかりと今回の費用に見合う動きをしていただいただけるとありがたいなと思っています。

では、続きまして2の2の2賦課徴収費、航空写真撮影事業、主要施策成果報告書44ページですね。

東三河広域連合の共同事業で、主に固定資産税の課税資料を作成するための事業とのことですが、他課ではこの航空写真データをどのように活用したのかお聞きします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 それでは、御質疑の件につきまして御答弁いたします。

航空写真撮影につきましては、東三河広域連合の実施事業として、8市町村全域の航空写真を平成28年度に撮影しております。都市計画基本図や固定資産の評価等に利用しております。

今回、御質疑のありました航空写真撮影事業につきましては、適正な課税資料とするため、東三河広域連合の5市で3年に一度航空写真を撮影することとし、令和元年度において都市計画区域及び準都市計画区域の撮影を行っているものでございます。東三河広域連合及び各市で行う土地利用状況の把握など行政事務の基礎資料として活用しております。

他課での活用につきましては、申請がありましたらデータを共有いたしまして提供しております。また、閲覧等ができるようにしてございまして、庁内の資料としての発行等も

行っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 航空写真が現在都市計画基本図とか、固定資産評価とかに使われているということなのですが、オルソデータ化してあるこの航空写真なんですが、例えば災害に関して土砂災害警戒区域図やハザードマップの作成、先ほどありました都市計画も空き家管理とか、農地台帳とか上下水道台帳にも活用できると言われています。利用価値の高い資料だと思います。航空写真を使っている自治体の約4分の3が固定資産評価だけではなくほかの業務でも使っていると、国土地理院が調査しております。

もうちょっと詳しくお聞きしたいんですけど、この新城市の他課で使っているところ、具体的にこういうふうに使っているというところはないのでしょうか。あったらもうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 航空写真は、全域を平成28年度に撮影しておりますが、この全域の航空写真等につきましては都市計画課から申請があった課にはデータを共有しております。都市計画でいいますと、農業課で農地利用状況の現地調査図とか、土木課で先ほど申し上げておりましたとおり土砂災害のハザードマップ、後は鳳来の地域課、企画政策課等々から申請があって利用をしているということでございます。

また、税務課におきましては、税務課のカウンターに他課の職員が閲覧できるパソコンを設置してございまして、航空写真構図地番図等については、閲覧ができるようにしております。

具体的な業務の活用の詳細まではこちらでは分かりかねますが、閲覧申請状況を利用簿で確認したところ、ほぼ全ての部署において利用が見られております。全部の11部26課室で、利用状況につきましては令和元年度の実

續の集計では696件ほどございました。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

~~~~~  
この際、再開を6時10分として休憩をしたいと思います。

休 憩 午後6時02分

再 開 午後6時10分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
再度申し上げます。
質疑者、答弁者とも決算審査の趣旨に沿って、また質疑の整理をし簡潔、明瞭をお願いいたします。

7番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

歳出の2の1の1一般管理費、市政報告・懇談会事業になります。

3点ございます。

ここではどのような御意見が出たのか伺います。

2点目、地域の諸問題、諸課題などをどのように解決していくのか伺います。

3点目、目標値500人に対して実績値が303人ということでありました。市の評価と課題を伺います。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 それでは、頂きました御質疑順番にお答えさせていただきます。

まず、どんな意見が会議で出たかということですが、主な意見といたしましては、若い女性が就職しやすい環境づくりだとか、少子化対策や若者の定住などの地域活性化に関する意見、台風等の影響による、大きい時期でしたので倒木の予防的措置として行う危険箇所の伐採の関係、災害時の避難施設の充

実などの防災対策に関する意見がありました。

また、作手地区のオンデマンドバス運行がちょうど始まった時期でありましたので、経緯とその現状など公共交通対策に関する意見などもありました。

続きまして、地域の諸問題をどう解決していくかという関係ですけれども、意見交換会では、地域の皆さんと行政と一緒に解決策を探していく意見や行政に解決してもらいたい意見が出されます。それは、地域が抱える固有の問題や市政全般に及ぶものまで多岐にわたります。

会場で出された御意見につきましては、市長をはじめとして部長職が出席いたしまして、その場でお答えし、理解が得られるように御説明をさせていただいております。その中でも、特に現場を確認したりだとか、県等の関係機関との調整が必要な課題につきましては、一度持ち帰りをさせていただいて、その後回答させていただくことがございます。

あと、意見交換会で出される意見や課題、その回答は、区長を通じて後日御案内いたしますし、市のホームページへの掲載だとか、広報ほのかにおいて市民の皆さんへお伝えして解決策等を公表しているところでございます。

3点目の目標値500人に対しての実績値、市の評価と課題についてですけれども、この目標値500人というのは参加人数ですけれども、庁舎の建設など重大な施策があった最も多くの市民の皆さんが御参加頂いたときの目標でもあります。

また、ここ数年の実績値300人から350人という参加者ですけれども、これは現実的な数値と考えておりますけれども、昼間働いておみえになる方だとか、あるいは子育てに専念してみえる世代の方など、様々な世代のニーズを酌み取りたいと考えておりますので、より多くの市民の皆さんが参加していただくよう努めてまいります。

これまで参加頂けていない方にも参加しやすい場の提供ができるよう、意見交換会に御協力いただいているそれぞれの地域協議会に御相談を持ちかけさせていただきながら、開催の方法等について毎年工夫して行っているところでもあります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。ここではいろんな市民の方々のお困り事だとか、地域の課題等が話されていると理解をいたしました。

その中で、なかなか市長も目玉に挙げている自治ということで、いろんな市民の人たちが集って自治を形成していくとうたって頑張っているらっしゃると思いますが、なかなか目標値500人という目標に対して300人というのは少ないのかな、集まりが悪いのではないかと思います。平成30年度では324人ということで、平成30年度と比べても減少しているということで、非常に自治というのはどういうことなのかなと考えさせられる状況になっているかと思えます。

そこで、やっぱり自治が育っているとはどうしても思わないんですが、沸き上がってくるような状況が見えないんですがその評価はどう思っているのでしょうか。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 参加者の問題でいきますと、確かに目標値500人、これは会場のキャパ等もありますのでなかなかそこまでもっていくということは難しいところもあるんですけども、自治が育っているかどうかというところですけども、実際のところ、地域意見交換会へ行きますと、意見の交換の場では90分という時間を意見交換会します。その中で、地域で介在する課題だとかそういったものは地域の方々が考えてくださって、意見を出してくださいませ。

先ほどから地域計画というものも各地区できてきておるという話を頂いておりますが、

将来的にその地域計画に沿った内容に、地元や各地域自治区が育っていくために、ここで皆さん方がどうしたらいいのかという話を持ち上げてくださっておるものと解しておりますので、ここで意見が出る限りでは御質問等、地元にある問題を市に頂く限りは、自治は育っていると認識しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 自治も含めて状況であるんですが、先ほど丸山委員の質疑の中でもありましたけど、やっぱり今、どうしても人口減少で自治自体が形成、コミュニティー自体が、今、崩壊になっていくという危惧があるかと思えます。そういった不安が市民の中に、心の奥底にこの新城は本当に崩壊するのではないか、町がなくなってしまうのではないかと、つまりはまた新たな合併だとか、この行政自体が、土地とかは消滅なんかはしませんのでそのままなだけけれども、今、運営している皆さん、また行政自体が成り立たない状況に陥るのではないかという不安があるのかと思うんです。

こういった懇談会で、そうした人口減少による、特に鳳来の奥だとか、作手の奥のところなんかは多分深刻だと思うんですよ。とにかく、お役をやる人がいないとか、あと何回もこのお役を重複して回さなければならないとか、いろんな会議も、後から出ますけどいっぱい新城市はやりますので、地域自治区もやらなくてはいけない、区長もやらなくてはいけない、いろんな役もある、その中で公共管理で草むしりをやらなくてははいけない。そういう状況が深刻なんだと思うんです。

そういった話、そういった人口減少による弊害、問題というのはこの懇談会では出されないのか、出されていたらどういったものだったのかというのを把握しているのか伺います。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 資料提供させてい

ただいた中にも草刈りをする人がいないだとか、様々な意見が出されておって、その地区その地区に抱えておる問題はたくさんあると理解しております。

人口減少に関する内容ですけれども、現在実際のところ、市内の10地区地域自治区が存在いたしますけれども、私ども市が全て同じ枠の中で同じ取組をすることはできないと思っております。それは、先ほどお話がありましたとおり市内で1万人を超える千郷地区だとか、あるいは作手、鳳来といったような北西部や、作手地区ですか、高齢者が多い地域というものも確かにあるかと思えます。

様々な問題を持っていますので、そのために今後につきましては、各地域自治区のカラーに合わせた形で地域協議会と行政が協力し合って、会の運営を調整していきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうふうになっていただければいいかと思うんですが、ただ市長の思いとかもインタビューを見ますと、「うまく縮むまちづくり、人口は増やさないまちづくり」というように言われるものですから、今後こういった奥地の過疎化が進むところは、特に人口が減るところはさらに減っていく。でもそれはだんだんマンモスであると言われるんですけど、千郷だって人口が減っていく。でも、運営はやっていかなければならないというところで、非常に私は結局人口が緩やかにでも増えていく、また横ばいにしていくというところが根本的には大事なんだと思っております。

そこの視点から矛盾しないのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 すいません。反問権、よろしいでしょうか。

○村田康助委員長 反問権、どうぞ。

○牧野賢二秘書人事課長 申し訳ございません

ん。今、ちょっと内容が御理解できなかったもので、もう一度質疑お願いしてよろしいですか。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こういったお話を聞く会はずごくいいかと思えます。そういったお話を聞いていく中で、私、やっぱり今、課長もおっしゃったように、人口減少による弊害がすごく出ているのではないかと思いました。

その弊害をどう解決していくかというところは、大きく言えばそのコミュニティー、また市の政策としては人口を少しでも増やしていく、人口の流出を止めていくという施策が土台にあってこそ止まっていく、また人が増えていく。若い人がここに住みたいと言っていけるといふ施策になるかと思うんです。

それが、私はあるんですが、一方で市長の思いとしては、縮んでいくまちづくり、朝日新聞の内容等読んでいただければ分かるんですが、「人口を増やさないまちづくり」ということでおっしゃっているんですから、そうすると人口は増やさないと、交流人口で奪い合いのまちづくりはしないよと、土台を言っている状況を考えると、それは結局人口はどんどん流出してもそれは仕方がないんだというふうになるものですから、そうすると今、こういった草刈りだとか、あと町なかの学校の空き家対策、また学校の利活用の面でもなかなか進まないというところに行き着くのではないかという心配の声がありましたので、そこら辺は矛盾しないかと聞いたんですが、認識が分かれば教えてください。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 ちょっと一つ反問権を使いたいので、委員長、許可願います。

○村田康助委員長 どうぞ。

○穂積亮次市長 浅尾委員がおっしゃっているのは、人口を増やすことをベースに置くべきだというお話なんです、その増やすというのはどういう意味なんだろうね。今、4

万6千人から7千人ですが、これを5万人とか6万人とかそういうふうのを増やすと言っておられるのか、それとも傾向的に低減少してくのはもう避けられないけれども、その中で少しでも減少することを抑えたり、流出を抑えたり、出生数を増やしたり、そういうことを目標にしておられるのか、それはどちらの意味を言っておられるのか、そこだけ確認させてください。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私が言っているのは、5万人とか10万人とか、20万人とか増やすことは考えていなくて、やはりまずはこれからの人口減少は避けられないというような計画もありますので、やはりそれをどうにかして減少を最大限防いでいく、流出を防いでいく、そういったところで考えています。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 それでしたら、市の基本的な考え方と全く変わりはありませんので、矛盾は何もしていないと思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 矛盾はしていないということだったんですが、現にやっぱり何役も持って、草刈りも区長さんがやってというようなことが実際に作手や鳳来、特にあるんですが、そういったところでそういったお困り事を何とか増やしていくというところが必要かと思っていますが、その認識を伺います。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 決算審査の質疑になじむかどうかわからないんですけども、お役がたくさん重なっているとか等々ありますし、公共施設の管理運営の問題も多々あります。

つまり、人口増加時代につくり上げてきたシステム、あるいは様々な施設整備、公共施設の在り方が時代の変化にそぐわなくなっている。その矛盾が現場の末端の住民のところではそうした形で表れている。また、私どもの公共施設の中でいえば重複する公共施設が

過大な負担となっている、そういうふうに表示されてくるわけです。

だからこそ、人口増加というような、さっき言った絶対数を増やすというような幻想を抱くのはやめましょう。それを追い求めれば、それこそ費用対効果が全く出ない政策しか打ち立てられなくなり、資源の無駄遣いになるだけです。基本的にはもう人口減少は避けられない。避けられない上で、活力をどういうふうに維持していくか、若い世代をいかに活躍できるまちにしていくか、高齢者の皆さんが若者たちへの負担を気にすることなく活躍できるような健康づくりをどうしていくか、こういうことにシフトを切り替えながら、みんなで知恵を出し合ってこの時代を乗り切っていこうということが住民自治の根幹にあるものでありますので、そうした観点から我々はこの事業に取り組んでいるということでございます。

そして、地域意見交換会、目標数値がなかなか達成できないという御指摘はまさにそのとおりで、我々もいろいろ悩みながら多くの方に集まってもらい、また負担感のない形で開催できるように、そして、でき得るならばそこに参加することが楽しみになったり、やりがいを感じられるような場にできるように、地域協議会の皆さんとも意見交換をしながら、できる限りいいものにしていきたいと思っておりますので、浅尾委員もぜひ一市民として御参加頂いて、いろいろ活発な御意見を頂ければありがたいなと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解はいたしました。

市民からお聞きすると、やっぱり合併してから15、6年かけているんですが、この間一度も人口が増えていないと。その10年前、15年前、まだ手だてができていたのではないかと思いがあると、市民の声もありますので、やはり本当にこのまま合併してから人口が一度も増えていないという状況で、しかもこれ

きには、イギリスが受入れを行ってくれたりとしております。これまでもアメリカ、イギリス、ドイツ、スイスなど様々な国が新城の高校生の受入れをしていただきました。

これらは、まさに複数の国と同盟を結んできた国際交流の賜であり、今後もこのつながりを生かしてまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。今、今後コロナ禍でということ、やれることというのはオンラインでやるということになるのかなと思います。今、答弁でもコロナ禍なのでオンラインでやると理解をいたしました。

思い切って廃止をということを言ったんですが、その中には企業とのビジネスの交渉等もその中には入っていると今まで話されてきましたので、ビジネスの交渉という話になってくると、やはりマーケットというのは新城という名目だけでマーケットなんていうのはやるわけではないものですから、そことの整合性が合わなくなるのではないかと思います。そこら辺の決算として反省、今後の考え方等あるのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 ビジネス交渉の関係で御質疑を頂いたと思います。昨年度、ジャパンフェスティバルということでマレーシアのコタバル市で開催されましたジャパンフェスティバルに参加をしております。

こちらからはいろいろ東三河の企業から提供頂いたものを持参したりということをしておりましてけれども、ちょっとコタバル市と話をしておりますと、青年交流については前向きではございますけれども、あちらのほうで求めるのはむしろ農業水準を高めるほうなんです、技術指導だとか支援を希望されておるといふこともありまして、こちらのほうで考えておるビジネス交渉とはまた違っていたのかなとは考えております。

です、またそれぞれの加盟市と交流を

行っていくに当たって、それぞれの状況というものを共有しながら進めていかないといけないかなと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

最後になりますが、決算の中にはスイスの旅行のキャンセル料というのは含まれているのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 スイスの関係ですが、そちらは一応年度をまたいでおるといふことですので、これは令和元年度の決算には出てきておりません。来年度になります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。

それでは、次に行きます。

2の1の1一般管理費、国際交流員招致事業になります。

2点ございます。

外国人市民の相談が目標100件となっているところ実際値では203件という倍近くの相談が寄せられているんだということが分かりました。国別の割合とか、主な相談を受けた内容の増加原因、また解決に至ったケース、解決できなかったケースなど伺いたいと思います。

今後の課題を伺います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 すいません。先ほどのスイスの関係でございますけれども、ちょっと私の認識不足だったんですけども、令和元年度に入っておるといふことですので、訂正させていただきたいと思います。キャンセル料です。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。ここにスイスの旅行のキャンセル料が入っているということ、理解いたしました。

そこで聞きたかったんですが、コロナ禍の

大変な時期だったということでキャンセルは仕方がないと、もちろん私も理解しておりますが、確かここ2万円か4万円のキャンセル料があったのかなと思うんですが、これは市がキャンセル料を払わなくても、当時確か国とかがコロナの影響があつて、そこでキャンセルを国が持てるのではないかなと思ったんですが、ここら辺の整理、回答を教えてくださいたいと思います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 今のところ、確かそのようなことはないと思います。

3月末はまだ決まっていなくて、対象になっていないということでもあります。

それでは、国際交流員招致事業につきまして2点頂いておりますのでお答えさせていただきます。

外国人市民の相談が目標100件のところ実際値203件と倍近く寄せられておりまして、その国別の割合、主な相談内容と増加の原因、また解決に至ったケースと解決できなかったケースということでございますが、外国人市民の相談件数が増えている件につきましては、複数の要因が考えられております。

一つは、外国人市民の増加が考えられます。平成28年4月1日には709人だった外国人登録者数は、その後毎年増加傾向にありまして、今年4月1日には1,032人の登録がございます。実に4年間で323人、約46%増加しております。

国別では、ブラジル人が366人で全体の35%を占めておりまして、家族で居住し、市内の小中学校に就学したり、こども園に通園している子供が多いことから、ブラジル人の国際交流員を雇用しまして、困り事の解決を図っております。

外国人の相談内容の多くは、行政手続に関することでありまして、窓口で国際交流員が説明することで、課題のほとんどが解決しておる状況です。

外国人登録者数で次に多いのはベトナム人ですけれども、その多くが技能実習生ということで、会社等のサポートによりまして市への相談は余りないという状況でございます。

今後の課題ということでございますが、現在、新城市には世界20か国から千人を超える外国人の方々が居住しております。今後も外国人市民は増加すると思われまますので、外国人市民が新城市で安心して暮らしていただけるよう、サポート体制の強化が課題であると考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 スイスの件は、先ほど当局の答弁が間違っていたものですから、そこで質疑ができなかっただけですので、訂正があったらその訂正から戻って聞きたかったことを聞けるという形になると思いますので、ぜひそういった議会運営を公正公平に行っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

外国人相談者の件は理解をいたしました。年々増えているんだなということで、非常にここへの子供さんもいるということで、サポートが求められるということで理解をいたしました。

次の高等教育機関支援事業について伺いたいと思います。

運営協議会の開催は1回だけですが、どんな意見が出たのか伺います。

2点目、市は、学校法人の穂の香学園に幾ら貸し付けて、幾らで利子を設定しているものなのか伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、1点目の運営協議会においてどんな意見が出たのかということでございますけれども、令和元年9月3日に、第1回の穂の香看護専門学校運営協議会を開催いたしました。

出席をされた各委員の皆さん方より、穂の香看護専門学校に対してそれぞれの立場から

連携協力等に関する積極的な意見交換を行うことができました。

協議会委員の皆さんからは、例えば穂の香看護専門学校のPRにつきまして、「卒業生の声が大切であるので、卒業生からのメッセージを発信してもらうのもよいのではないか」とか、それから「情報発信をし続けることが大切」、また「魅力発信の工夫を」といった御意見等がございました。

2点目でございますけれども、穂の香学園への資金の貸付は行っておりません。穂の香学園とは土地建物賃貸借契約を締結しまして、毎月賃料の支払いを受けているというところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。1回だけの運営協議会の中では、PR、連携等話し合っているということで理解をいたしました。

2点目の貸付の資金をしていないということでもあります。でも、土地建物等は貸しているということなんです、これは毎月幾らになって、また滞っていないのかどうか、決算上どうなのか伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 毎月100万円の賃料の支払いを受けております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員、歳入の話になっていますので。

○浅尾洋平委員 歳入。

○村田康助委員長 歳出の通告に従って質疑をお願いしたいと思います。今の話は歳入の話です。

○浅尾洋平委員 今のは歳入ということですかね。了解をいたしました。

あとこの運営協議会では、特にこの運営、学校の借金が多くあるとかそういったことは確認できているのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 こちらの運営協議

会につきましては、そもそも新城市と穂の香看護専門学校、それから地域の住民の方や各種団体の方も委員になっておられますけれども、そうした方々と穂の香看護専門学校と連携をして、学校運営事業の支援体制等を整備することを図ったりだとか、協議会の中で相互に意見交換をしまして、学生募集の支援だったりだとか、そうしたそれぞれの立場での相互理解も含めまして、促進を進めていこうという情報交換の場が主の会議でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 情報交換の場だけだと理解をいたしました。

市のほうで、この運営で借金があるとか、そういったことは決算のほうでは確認しているのかどうか伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 先ほどの穂の香学園からの賃料のことと理解して答弁させていただきます。賃料の支払いを滞っておるわけではございませんので、よろしく願いいたします。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。借金等はないということで理解をいたしました。

次の2の1の3広報広聴費、ホームページ運営事業について伺いたいと思います。

1、「各担当課で更新を行い、分かりやすい情報提供を行う」とありますが、トップページはどこが管理しているのか伺います。あわせて、各部課の新着情報は、全て載せているのかどうか伺います。

2、新型コロナウイルス感染症拡大による重大な影響が出ているときに、いつまでも「おもてなし」の写真がトップページに表示されておりました。緊急事態に対応するホームページの切替え等は速やかに行うべきだと考えますが、市の認識を伺います。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 (1)の御質

疑のホームページ運用事業につきましては、旧ホームページのことかと思いますが、旧ホームページも新ホームページもこの部分に関しては同様ですので、両事業についてお答えします。

トップページにつきましては、秘書人事課で管理をしています。新着情報、募集情報、イベント情報は、各担当課でページごとに管理をし、トップページと連携をしています。

更新情報につきましては、新着情報に掲載するよう各部署に依頼、調整をしているところです。

新ホームページにつきましては、システム自体をおよそ10年ぶりに更新したため、いまだ職員がシステムに不慣れなことも予想されますが、ホームページの質を保てるよう、改めて、基準となるマニュアルを全庁に配布し、重要な情報が必ず掲載されるよう徹底を図りました。

2点目の御質疑につきましては、新ホームページになってからのことですので、新ホームページについてお答えをいたします。

新型コロナウイルスが全国に猛威を振るう当初の段階である2月27日から、市役所のトップページ中段に新型コロナウイルスに関する集約ページのリンクを作成し、集約ページへの導線を設けました。また、緊急事態宣言が全国適用された4月16日の翌々日から、市役所、市民病院、学校、議会ホームページの全ページの上段に、緊急情報という形でリンク設定をしております。

今後においても、トップページの切替えについては、適切に実施してまいりたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ホームページを新しくしたということで、質疑をさせていただきますが、やはり市民の方からは、このコロナの大変なときにトップにコロナ情報がなかなか出てこない、おもてなしの火縄銃の写真がそのま

ま載っているという声を聞いたものですから、やはりこういった今、市民が知りたい情報、また全体的な今の全国的な状況という察知をしていく。それは、ほかの市町等のホームページを見ていけばその危機感とか、トレンドとかそういったものが分かると思いますが、そういった判断がやっぱり今回遅かったと思うんですが、その認識を伺いたいのと、あと市民からはそういう声とか、トップページとかにもっと緊急のものを貼り出してほしい、コロナの情報を貼り出してほしい、そんな声とかはなかったのかどうか、伺います。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 トップページの画像の切替えのおもてなし画像の変更ににつきましては、市内で感染の2例目が7月24日に起き、3例目が7月の29日に連続して確認された際に切替え処理を開始しまして、7月31日に切替えを完了いたしました。

なお、トップページの切替えにつきましては、当初緊急事態宣言時の4月中旬に検討をいたしましたけれども、余り早い時期に大々的に広報してしまうことで必要以上に不安をあおることにつながらないかという懸念から、当時の判断ではこの7月末という時期に設定をいたしました。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう状況で判断はそのときにはしなかったということで理解をいたしました。そういったこともしっかりと、逆に切替えがないと不安になる、情報がなかなか伝わらないというところもあると思いますので、そこら辺のスピーディーな判断をお願いしたいと思います。

次に、2の1の9企画費、自治基本条例運用事業について伺いたいと思います。

2点ありますが、決算額256万3,621円ありますが、その内訳と各委員への報酬が占める割合を伺います。

2、報酬を支払っている委員の数と複数年

にわたり任命されている委員の数を伺います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 自治基本条例運用事業につきまして2点御質疑頂きましたので、回答させていただきます。

自治基本条例運用事業につきましては、市民自治会議、市民まちづくり集会、女性議会、中学生議会を開催するための事業でございます。決算の内訳としましては、市民自治会議が72万3,385円、市民まちづくり集会が116万8,975円、女性議会が40万3,475円、中学生議会が26万7,786円となっております。

各委員への報酬が占める割合は、市民自治会議は81.9%、市民まちづくり集会は0.6%、女性議会及び中学生議会はゼロ%となっております。

報酬を支払っている委員の数と複数年にわたり任命された委員の数ということでございます。市民自治会議の委員は15名ということなんですけれども、複数年にわたり任命された委員は10名でございます。平成30年度と令和元年度で同じ方は10名となっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

こういった自治を醸成していくという状況で組まれている会議等々があると考えておりますが、市民の方からの声を聞きますと、やはり「新城はかなりいろいろな会議が多過ぎる」と。「自治ということは分かるんですが、いろんな役割がある中で会議と、またそこへの報酬等が多い」と。「人件費も高くつくのではないか」という声が出ております。

こういった今回の決算の課題や反省として、もう少し人件費削減に努めてほしいという声があるんですが、内部の調査結果や分析等はどういう認識なのか伺います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 市民自治会議につきましては、諮問機関となっております、市の諮問機関ということでございます

ので報酬は支払うということになっております。

それから、特に報酬の在り方ということでございますけれども、市民まちづくり集会のほうでは謝礼という形で会議に参加される方、実行委員会の方たちにはお支払いをしておるところ、それと大学の先生方も参加されておりますのでそういったところでの人件費は出てきております。

女性議会につきましては、これは当日のみということで非常に少ないわけでございます。中学生議会につきましては、報酬はないというところで、それぞれの会議の中で報酬の話合いというものは、今のところないわけですけれども、会議の実施回数ですとか、ボリュームなどを考えますと謝礼をお支払いしておるところでございます。

特に、市民まちづくり集会でございますけれども、いろいろ協議を頂いておまして当日の運営もございまして謝礼のほうはお支払いをしておるところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう形で運営しているということなんです、一つ注目しているのは市民自治会議の在り方なんです、今、複数年にわたり任命された数が10名ということなんです、資料については13名と書いてあるんですが、どちらが正しいのでしょうか。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 申し訳ございません。13名というのは令和元年度から令和2年度にかけての比較をしました。2年任期なものですので本来ですと15名いらっしゃれば15人となるはずなんですけれども、これは令和元年度の決算でございますので平成30年度と比べたほうがよいかというところでカウントし、10名ということになっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう形で報償費が81%、

ほとんどの予算の中で報償費が占めていると理解いたしました。

私、決算の中での役割についてお聞きしたいんですが、市民自治会議ということで名前のおり自治、新城市の自治をつかさどる会議になるのかなと思うんですが、そういった中で私やっぱり自治とおっしゃるなら、人口4万7千人、幅広いいろんな人がいるものですから、この役員の人も2年に1回ずつ交換していく、リフレッシュな人数に変えていくというのがこの自治をつかさどる状況があると思うんですが、今回みたいに13人が同じ人、例えば今回の決算でいうと10名が同じ人、15人中10名が同じ人で自治を考えていくということは、やっぱり偏りがそこは出ると思うんですね。

そこで、中立性がだんだん「いいわ。いいわ」になったりとか、後は同じ人が座長をやっているとその人にもうお願いするという雰囲気、どうしても半分以上が同じ人になると飲まれてしまう、その人のリードによって。

そういったいびつな自治を形成するという心配があるんですが、今後そういった対策、そうさせないようなアンケートを取るとかそういった等々課題はあるのかどうか伺います。

○村田康助委員長 浅尾委員に申し上げます。決算議案質疑でありますので、議案に対する意見だとか要望を述べるころではありませんので、決算質疑を整理してやってください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私、要望ではなくて課題としてそういった自治を形成するときに、定員が15名いる中で、10名以上が複数年にわたって同じ人がここの役員にとどまるということは課題ではないのかと内部で分析していないのかどうかを伺っています。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 平成30年度から令和元年度にかけて先ほど15名中10名が同じ方だと回答させていただきました。ただ、

これもいろいろな方が市民自治会議の委員に、確かになっていただくという人の循環というものは必要だとは感じてはおります。

ただ、平成25年から始まっておるこの市民自治会議ですけれども、確かに長い方はずっといらっしゃるんですけども、それでも当初と比べますと、当初10名という枠でしたけれども、ほぼほぼ皆さん、最初の10名のうち3名ほどが今も残っておったりもするわけですから、それ以外の方たちは代わってきておるといってございませぬ。

この市民自治基本条例を執行していく中で点検をする役割を持つ市民自治会議ですけれども、なかなか難しい議事を皆さん協議していただいております。1年2年で全員が代わってしまうといふとなかなか難しいところがある、継続性というところも確かに必要かなとは感じてはおります。

当然、一応公募枠ということで一般枠と若者枠と設けて募集はしておりますので、委員がおっしゃられた継続性、再任というところでの継続性というものも新たな課題として今後も検討していきたいとは考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、やっぱり同じ人がずっとやるというのは自治としては問題があると思いますので、一つの今後の課題として受け止めていただければと思っております。

次、2の1の9企画費、しんしろ創造会議運営事業になります。

3点ございます。

決算額24万4,755円の内訳と報酬が占める割合を伺います。

2、報酬をもらう委員の数を伺います。

3、この事業の目的と内容を改めて伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、3点につきまして順次御答弁させていただきます。

1点目、決算額の内訳と報酬が占める割合

についてでございます。しんしろ創造会議運営事業の内訳につきましては、委員報酬が17万7,500円、委員費用弁償が9,132円、消耗品費が2,263円、会議録作成委託料が5万5,860円で、合計24万4,755円となります。なお、報酬の割合については72.5%となっております。

2点目、報酬をもらう委員の人数でございますが、しんしろ創造会議の委員は6名で、報酬についてはお一人の委員の方から辞退届が出されておりましたので、5名の委員の方にお支払いをしました。

3点目、この事業の目的と内容でございますけれども、しんしろ創造会議につきましては、社会経済情勢の変化に対応し、全ての市民が、年齢等に関わりなく、豊かに暮らすことのできる社会の創造に資するために必要な事項について調査審議することを目的に、平成30年9月定例会において新城市しんしろ創造会議条例を可決していただいております。

内容につきましては、平成30年9月議会の議決後に平成30年度は3回、令和元年度は6回会議を開催し、資料には令和元年度5回開催となっておりますが訂正をさせていただきたいと思っております。令和元年度は6回会議を開催しまして、人生100年時代の地域創生戦略としまして、一つが健康づくり、二つ目が相互扶助の仕組みづくり、三つ目が高齢者の所得機会の拡大と、この3本柱とした答申が提出されておるところです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。この会議は、健康づくり、相互扶助の仕組みづくりということで理解をいたしました。その中で、報酬を辞退している方は1名ということで、小川さんという方で日本政策金融公庫に勤めている方が辞退をしているということで理解をいたしました。

この中で、鈴木誠先生が載っているんですが、鈴木誠先生は市民自治会議の座長もやっ

ていて、このしんしろ創生会議の委員にもなっている、二つ掛け持ちでできると理解してよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 しんしろ創造会議のメンバーとして会長をお務めいただいております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市民自治会議でもやられて、またこちらのしんしろ創造会議もやられているということで理解をいたしました。

この内容が健康づくりとか福祉に関わることかなと思うんですが、一方で福祉円卓会議も福祉の会議の話合うものと結構リンクする感じであると思うんですが、そこは違うという認識、別々ですということで認識はいいんでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 福祉円卓会議とは、また別の会議という位置づけでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 いろんな会議があるものですから、非常に効果的な会議になるのかな、ダブってしまうのではないのかなと思うんですが、こうした心配等、また課題等はほかの会議でのリンク等は部内会議で統制が取れているのかどうか伺いたいと思っております。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それぞれの部署におきまして、必要な会議として運営しておりますのでこのしんしろ創造会議につきましても、これは令和元年度で答申を受けて終了しておりますけれども、その後幾つか会議もございまして、それぞれに趣旨もございましてそれに応じた会議等を設定し、開催をしておると考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。

~~~~~  
○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑の途

中ですが、ここでしばらく休憩を取りたいと思います。7時25分から再開します。よろしくをお願いします。

休 憩 午後7時15分

再 開 午後7時25分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、順次質疑をさせていただきます。

2の1の16です。地域自治区費になります。東郷地域の自治区予算事業になりますが、小学校管理事業に工事請負費79万9,200円の主な内容と内訳を伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 この東郷地域自治区予算事業の内容につきまして、答弁させていただきます。

主な内容と内訳につきましては、東郷西小学校屋内運動場の床の塗装と既設ラインの一部の修復を行ったものです。

内訳としましては、工事請負費の79万9,200円となります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 屋内運動場の床とラインを引いていると理解をいたしました。

こちらは、学校の施設管理ということで、自治区費ではなくて教育予算でやるべきではないかなと思うんですが、そちらの問題等はないのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 屋内運動場の修繕工事、塗装ということで、必要があれば随時そういう塗装等で修繕や工事を行っていくというのは委員の言うとおりでございますが、今回この年度からいいますと、平成30年度に自治区予算を組んで、令和元年度の執行とな

っております。

本来であれば市でやるということですが、それができるだけ早く地域でやりたかったということで予算建議があったものと理解をしております。

教育総務課としましても、計画的に床の改修等を行っていくところではございますのでよろしくお願いいたします。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こういう床の修繕、また屋内運動場の子供たちの施設になるものですから、やはり基本的には市の予算でやるべきだなと、私も思っています。

やっぱり、予算が少ないのではないのかなと思いますが、なるべくこういったのを地域自治区費ではなくても市の普通の予算で計画的に対応できるような予算組を今後課題としても検討していただきたいと考えておりますが、次に行きたいと思います。

次は、鳳来南部地域自治区予算事業、黄柳川小学校利便性向上事業になります。

20万円の主な内容と内訳を伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 主な内容と内訳につきましては、黄柳川小学校の一般利用者の利便性向上のために、近隣の土地を借用し駐車場を確保したものです。

内訳は、賃借料の20万円となります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 一般の利用の駐車場をということなんですが、こちらは小学校の駐車場は利用できないんでしょうか。普通、小学校には駐車場があると思うんですが、それでは足りなかった、どういう経緯でこういうふうな話になったのか伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 黄柳川小学校が建設される段階では既設の土地を利用してということで、駐車場としましては、職員の駐車場とかについては確保ができましたが、一般

的な近隣の住民の方が体育館に集まる駐車場につきましても、近くの山吉田財産区の前の駐車場やあと既設、旧山吉田小学校の跡地等で対応できるということで、そこについては完成の段階ではそのものは確保する計画がなかったものでございます。

しかしながら、平成25年度に地域自治区制度が始まりまして、この山吉田の公共駐車場として整備をし、そちらのほうを自治区予算で借りるという運びとなったところで、現在まで続いております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 これは、職員の駐車場ではなくて一般の利用者、近隣の住民たちが使う駐車場だと理解をいたしました。これは20万円です。土地を借りるということになるのかなと思うんですが、そういう理解でいいのかな。だから、毎年土地を借りるお金が20万円かかるよという内容なのか伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 毎年、この使用料として20万円の賃借料がかかるというものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そうですか。毎年毎年、ここでは地域自治区費に土地を借りる20万円がかかるんだと認識をいたしました。それを市が買い上げるとか、こういった毎年この地域自治区費が維持管理費に使われる税金の使い方、それはこういった形でずっと利用すれば20万円がここに固定費としてかかるという状況になると思うんですが、それはそれで仕方がないという考えなのか伺います。

○村田康助委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 基本的に、職員の駐車場や業者が来る駐車場については中で確保できるという認識の中で、地域自治区、地域協議会で公共駐車場として整備して、そこを自治区予算化としたということで、地域協議会の発でございまして、そちらについて

は地域自治区のほうで始まったと認識はしております。

ただ、昨年度地域協議会でこの案件につきましては、いろいろ内容について話は随時させていただきます。よろしくお願いいたします。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 お金の使い方として、これが地元の問題解決に20万円、固定費が要るんだと言われてしまえば、そういう理解なのかと思うしかないのかなと思うんですが、土地を借りるのに20万円、これを使っていくというのは本当にお金の使い方として適切かどうかというのは、やっぱりどうかなと私自身思います。

そういったお金の使い方のことは、やはり毎年毎年いろいろな機会を捉えて、本当に適切かどうかというのを検討していただきたいと思いますが認識を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 三浦企画部長。

○三浦 彰企画部長 その点について、私から地域自治区費のことです。お答えを申し上げたいと思います。

今、御指摘の点については、これは例年毎年毎年、地元でやはりそういった議論はございますが、今、どうしても学校用地というのは離れたところにごさしまして、学校のそばでどうしても行事をやる場合、例えば運動会ですとか、学習発表会ですとか、あるいは学校を使っての地元行事というのもございます。

そういった中で、どうしても使い勝手、利便性の高い現借地が地域のほうでも必要だということで、毎年地域協議会の予算建議の中でそういった議論がございまして、現時点ではこういった借上げという方向で地元は結論を出しておるといった状況でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 いろいろな予算の使い方、こういう形で決算で議会でもやるように、それが全部正しいんだと思わずに、そういった意見も取り組みながら、本当に今年もいいの

かという議論が一般的に必要なかと思っておりますので、そういう意味で言わせていただきました。

次の鳳来北西部地域自治区予算事業について伺います。

2点ございますが、玖老勢コミュニティプラザ駐車場整備事業に292万3,800円の内容と内訳を伺います。

2、地区敬老事業援助事業として48万5,078円の内容と内訳を伺います。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 それでは、まず1点目の玖老勢コミュニティプラザ駐車場整備事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、鳳来北西部地域協議会からの建議に基づき、地域自治区予算として2か年度の計画で駐車場を整備するようになったものでございます。

初年度となりました令和元年度の工事内容につきましては、駐車場とするスペース全体の路面476平米の不陸整正と、その約半分に当たります217平米のアスファルト舗装を施工いたしました。

なお本年度、残りの未舗装部分の舗装を6月末に行い、駐車場全体の舗装は完了しております。

○村田康助委員長 尾澤自治振興課参事。

○尾澤潤三自治振興課参事 それでは、2点目の地区敬老事業援助事業について御説明いたします。

地区敬老事業援助事業の内容は、鳳来北西部地域自治区の区域に住所を有する高齢者を対象に開催する敬老事業の主催者を補助対象としております。敬老者への記念品の給付等の事業に対し補助を行うものです。

鳳来北西部地域自治区の敬老事業の主催者6団体の、記念品の購入に要する経費に10分の9を乗じ得た額以内、千円を上限として交付しております。

令和元年度の記念品の内容といたしまして、ギフトセット、洗剤詰め合わせ、タオ

ル、レトルト食品、鉢花、紅白饅頭などでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解をいたしました。まず、玖老勢の駐車場整備については、特に市のほうでもやっぱり道路の整備というのは出すべきではないかなと思うんですが、この件については地元が300万円近くここに使いたいという状況で、今回使ったということでもよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 地元、鳳来北西部地域協議会の建議に基づき予算措置をされたということでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと整備事業にこういったお金が出るというところで、ソフトな部分とかも必要ではないかなと思ったものから質疑をさせていただきました。

もう一つ、敬老の内訳のところであったんですが、これはこの自治区だけ、北西部の地域の高齢者だけのものであるのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 尾澤自治振興課参事。

○尾澤潤三自治振興課参事 委員のおっしゃるとおりでございます。鳳来北西部の地域自治区を対象としております事業でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。こういう形になりますと、隣の地域の人とか「なぜ私はもらえないんだ」とかそういったお声が聞こえてきそうなんです、そういった声は出ているかどうか、そこら辺の整合性は大丈夫かどうかを伺いたいと思います。

○村田康助委員長 尾澤自治振興課参事。

○尾澤潤三自治振興課参事 鳳来の自治区としましてほかに3地区の協議会がございますが、北西部のこの事業に対して特にほかの地区からというお声は聞いておりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それでは、次に作手地域の自治区予算の事業について伺います。

2点ございます。

亀山城址の整備事業に325万6千円の主な内容と内訳を伺います。

2、つくでっ子元気事業で72万4,434円の主な内容と内訳を聞かせてください。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 第1問の亀山城址整備事業につきまして、城址の頂上、本丸と手づくり村駐車場を結ぶ既存の遊歩道を3年計画で整備する事業となっております。

来訪者の安全な往来に配慮するため、城址の景観に配慮しながらアスファルト舗装やコンクリート階段の改修整備を行ったものでございます。

昨年度は事業の2年目に当たりまして、山の中腹斜面で幅1.5メートル、長さ35メートルについて41段の擬木を用いたコンクリート製の階段を整備いたしました。総延長の3分の2の範囲で遊歩道について整備を終えることができました。

内訳につきましては、工事請負費325万6千円でございます。

○村田康助委員長 加藤自治振興課参事。

○加藤良一自治振興課参事 2点目のつくでっ子元気事業でございますが、つくでっ子元気事業は作手地域自治区内の小中学生を対象に、スポーツ・文化・芸術の講習会、講演会、鑑賞会等を行い、学習意欲の向上及び地域の人たちとの交流を図ることを目的とした事業です。

令和元年度は、共育の日の6月15日土曜日の午後に、新城東高校作手校舎体育館を会場に、芸人やダンサー、音楽家で構成されたスーパー・エンターテインメント・ユニット「TAP DO!」を迎え「エキサイティング・ショータイム!」と題して、タップダン

ス、塩ビ管を使った演奏、パントマイム、観客参加のタップオーケストラ、ジャグリングなど、会場全体が一体となった公演が行われ、子供からお年寄りまで300人が参加されました。

この事業は、地域住民で組織されるつくでっ子元気事業実行委員会に企画・運営を委託しております。

事業費の主なものにつきましては、公演料が66万9,144円、駐車場用の石灰、養生テープなどの消耗品費が2万5,582円、ポスター・チラシの印刷製本費が1万8,651円などでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

1点お伺いします。亀山城址の城址の整備事業で325万円の内訳を聞きましたが、かなり大きな整備事業なのかなと思います。これを地元の人がやってほしいということなんです、ここまで大きいと市のイメージ、方針である文化とか、亀山城の整備事業等の考え方と、地元のそういった整備事業との混在、リンクをちゃんとしているかどうかということ伺いたいと思います。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 作手の亀山城につきまして、文化財、市の指定史跡にもなっております。当然、史跡をある程度開発するという行為になりますので、文化財を守るという私たちの立場、それから作手の亀山城を盛り上げていきたいという地元の立場、お互いに相談をしながら、文化財に問題がないように、それからお見えになるお客さんたちがけがをしないようにということで、お互いに相談をしながら事業を行っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それでは、次の質疑に入ります。

地域自治区費の地域マネージャー制度研究事業になります。

地域マネージャー制度導入ということで、また新たなものを導入する形なのかなと思いますが、この導入に向けて検討を進めているということですが、どういう内容なのか伺います。

○村田康助委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 地域マネージャーは、各地域自治区で策定している地域計画を基に各地域自治区の運営を担う責任者と考えています。

令和元年度の研究につきましては、当初専門家による検討委員会を組織し制度導入に向けて検討する計画でありましたが、各地域自治区で地域計画が策定されたことにより、それぞれ地域自治区の特色を生かすためには、全市一律的な制度導入を早急に進めることは、将来地域マネージャーを中心とした、地域自治区運営に支障を来すおそれがあるものと判断いたしました。

このため、地域ごとの実態に即した自由度の高い地域マネージャーの在り方を改めて検討することとし、その骨組みとなる方向性について、現在検討しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 お聞きしたいんですが、この地域マネージャー制度の導入を進めているという中で、この役割を教えてほしいんですが、今、地域自治区がつけられた地域自治区の作成によって地域計画がつけられまして、その地域計画をこの地域マネージャー制度を入れることで責任者になると。

その責任者が市内の一律的ないところは一律導入しようとか、そういった形でまちづくりをするのがこの地域マネージャー制度ということなんでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 まだ、具体的にそういった方向で固まったわけではございません。今後、地域協議会の皆さんと当然話し合いをしながら進めていくものであります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それと、今、この決算の中でですが、この地域マネージャー制度は大体どのぐらいの時期に導入を考えている目標があるのかどうか、そこら辺分かったら教えてください。

○村田康助委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 それにつきましても、それぞれの地域自治区で特色がありますので具体的にいつまでというのは決めておりません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

それでは、次の質疑に入ります。

2の1の17地域活性化事業費、高速バス運行事業になります。

5点、あります。

1点目、高速バス1台当たりの平均乗車人数を伺います。

2、平成30年度に引き続き、目標値4万5千人に対して、実績値が1万3,422人でありました。これは、ほぼ平成30年度と同レベルになります。この1年間の対策の効果について、市の評価を伺います。

3点目、過去3年間の実績値を伺います。

4、決算額3,729万683円ですが、PR活動の内容と経費の額、補正額を伺います。

5点目、費用対効果について伺いますが、今後の課題についても伺います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 5つの質疑を頂きました。順次答弁させていただきます。

まず、1番目の高速バス1台当たりの平均乗車人数についてでございますが、令和元年度の高速乗合バス山の湊号の平均乗車人数につきましては、1年間で1万3,422人の利用がありまして1,940便を運行しましたので、1便当たり6.9人となります。

続きまして、1年間の対策の効果について、市の評価でございますが、1年間の実績とし

ましては、前年度1万3,113人と比較して約300人の増にとどまっております。新型コロナウイルス感染症の影響が見られなかった令和2年1月末時点の実績では、前年度比約800人の増加という状況でございました。このままいきますと、1年間トータルで1千人以上の増加が期待できるほど順調に来ておりましたので、この1年間の利用促進策の効果は高かったと考えております。

過去3年間の実績値につきましては、各年度の利用者数ということでお答えさせていただきます。平成29年度は1万3,061人、平成30年度は1万3,113人、令和元年度は1万3,422人でございます。

4番目の決算額の3,729万683円だが、PR活動の内容と経費額、補正額についてでございますが、PR活動につきましては、本事業で予算計上し実施したものと、ほかの事業等に参加させていただいたものがあります。

本事業で実施したPR活動は、三つありまして、一つ目は、平成31年4月に藤が丘中央商店街振興組合が主催した藤が丘さくらまつりにおいて、高速バスのチラシや観光パンフレット等を用いて来場者一人一人に御紹介をさせていただきました。そのブース確保のための会場テント賃借料3万円でございます。

二つ目は、令和元年11月10日の中日新聞名古屋市民版への広告掲載で、広告料20万円。三つ目は、令和元年12月21日から令和2年3月31日まで実施した高校生割キャンペーンです。これは、市内在住、在学の高校生が高速バスを利用する際に1乗車500円で利用できるというもので、145人の利用があり、7万2,500円を支出しました。

令和元年度当初予算内で利用しましたので、補正額はございません。

最後の費用対効果、今後の課題についてということでございますが、高速乗合バス山の湊号の沿線である名古屋東部圏域には、大学等高等教育機関をはじめ都市型の魅力的な施

設が数多く存在しており、その圏域と1時間余りで直結できる交通手段があることは、本市にとって住みやすさや利便性の面からインフラとしてのポテンシャルが高いと判断しています。

また、名古屋東部圏域は、人口構成に若干変動はあるものの、今後10年以上は現在の人口が維持される見込みであり、特に子育て世代を中心に人口が増え続けている長久手市及びその周辺地域は、商圏として十分な可能性を秘めた圏域であることから、経済効果等の面でも需要の掘り起こしにつながるよう山の湊号の利用促進を図っていきたいと考えています。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 高速バスについては、私自身はやはりこれだけ予算を使ってもなかなか乗車人数が増えないということで、私はやっぱり廃止したほうがいいと考えています。

その上でお聞きするんですが、今回、高速バス1台当たり6.9人ということでありますし、過去の実績値を見ても1万3千人ぐらいの利用から3年たっても1万4千人とか1万5千人と横ばい、増えていっていないという状況であります。

さらに、この経費プラス一生懸命PR活動で3万円の藤が丘のおまつりに参加したり、中日新聞の広告掲載に20万円かけたり、高校生割キャンペーンで7万2千円やっているということがあったとしても、1万3千人以上になっていないと、この3年間。

こういった実績値、データを見てやはり上がっていないという状況ですので、ここで一旦止める、一旦廃止というような決算の中での議論等はなかったのか伺います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 先ほどもお話ししたように、300人の増加になっている点とか、まだ掘り起こしていないところもあります。商圏としての可能性もまだ秘めている

というところもありますので、継続という形で考えてまいりました。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 3年間やってきても、大きなインパクトのあるような乗車人数が望めていないわけですので、今、さらに掘り起こしていない部分があると、ポテンシャルが高いとおっしゃいますが、さらに掘り起こすために今後プラスアルファの予算を使うという判断、認識なのか伺います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 令和元年度の実績として報告させていただいて、令和2年度のお話になってくるのかなとは思いますが、これからの利用促進策とか利便性を考える上で、やはり予算というものは考えていかななくては、もちろんいかないなと思っております。

予算の範囲内のできるもの、やっぱり予算がかかるものは必ず出てきますので、よく精査しながら策を考え、予算を練り、進めていきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 PRやっているわけですので、これ以上運営費以外でもこうやってPR活動経費をかけているにもかかわらず出ていないものですから、またさらに市がおっしゃる掘り起こしていない部分があるというんだったら、またそれを掘り起こすお金がかかってくると思います。

こうなると、本当に無限にお金がかかっていくのではないかなと思うんですが、1点、僕はやめたほうがいいと思うんですが、4番の補正額というところなんです、この補正額の意味が伝わってなかったのかなと思うんですが、ここでの補正額というのは、45人乗りのバスに黒字になるためには25人以上乗らないといけないんですが、しかし実際は6.9人しか平均乗っていないということでその差額分の補填、補正額、赤字のところがあ

ると思うんですが、それは大体幾らぐらいに年間なっているのかどうか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 すいません。細かい数字、資料を持っていないので申し訳ございませんが、約680万円ぐらいだと思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

ですから、毎年こういった運用費の中でも、赤字の補填額が680万円かかっているというところですので、本当に非常に、さらにPR活動も別でかかってくるというところでありますので、すごい経費がかかるわけですよ。

ですから、そういったお金の使い方、こっだけ聖域として湯水のように税金を入れ込むということは、やっぱり限りあるお金ですのでできないと思いますので、やはり経費削減という部分でもこの決算上は視点が必要だと思うんですが、認識を伺いたい。

○村田康助委員長 白井公共交通対策室参事。

○白井 薫公共交通対策室参事 今のお話ですと、やはり次の年度とかいうところにかかってくるかなと思っております。

先ほどもお話したんですけれども、やはり利用促進策とか利便性の方向上には策を考えていかなければいけないんですけれども、予算がかかるもの、かからないもの、やはり存在してまいりますので、その辺も精査しながらやっていかなければいけない。全体の事業費等も考慮して、事業を推進していきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私、別に変なことは言っていないと思います。やっぱり税金ですので、限りある税金は最小限の予算で最大限の効果を得るということは同じ立場ですので、そういう目もこの高速バスでも持っていただきたいと思います。

次の質疑に入ります。

若者が活躍できるまち実現事業になります。

2点ありますが、若者ITチャレンジ講習の内容と成果、今後の課題について伺います。

2点目、若者議会運営事業の内容と成果、今後の課題について伺います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 若者が活躍できるまち実現事業につきまして、2点御質疑を頂きましたのでお答えをしていきたいと思えます。

まず最初に、若者ITチャレンジ講習の内容と成果、今後の課題についてですけれども、若者ITチャレンジ講習の内容につきましては、プログラミングの基礎を短期間で学び、その後オリジナルWebアプリケーションの作成技能が習得できる講座を夏と冬の合宿を含め全17回開催しました。

具体的には、オンラインプログラミング学習サービスでありますプロゲートを活用し2か月間で基礎を学びまして、その後の7か月間はオリジナル教材にてツイッターを模したWebアプリケーションを作成するなど、1年間を通して学ぶ内容となっております。

成果につきましては、受講生の一部が簡単なプログラミングの仕事を請け負い、少額ながらも報酬を得ることを行ったり、全国的なプログラミングコンテストに参加している受講生もいました。

今後の課題につきましては、9か月間の長期間での講習ということで、参加者のスキルの差によりまして、講習の後半では進捗状況に差ができてしまっておるということです。2週間に1度の講習と講習の間では自宅学習を行うわけですけれども、その際にはメッセージプラットフォームというものを活用しまして、質疑応答など参加者へのフォローアップを行っておりますけれども、より充実したフォローアップ体制を整えてまいりたいと思えます。

続きまして、2番目の若者議会運営事業の内容と成果、今後の課題についてということですが、若者議会の運営事業につきましては、20名の委員、2名の市外委員、9名のメンター市民、7名のメンター職員の総勢38名の若者で組織した新城市若者議会が、市長の諮問に応じまして若者総合政策の策定や実施に関する事項を答申できるよう運営を行うものです。

令和元年度の第5期若者議会では、全員で行う全体会を15回、検討テーマに分かれた委員会ごとの会議を99回行いました。さらには、市議会との意見交換会、本市での若者に関するサミットのフィールドワークの開催、新城市のPR活動や若者議会自体のPR活動なども行いました。

令和元年11月12日には三つの事業を答申しまして、令和2年3月27日には若者議会の運営改善に関する事項について答申をいたしました。

成果としましては、過去に学生として関わっていた方が社会人となって再び若者議会へ参加したこと、平成30年度の第4期若者議会からの答申事業を実施するに当たりまして、任期を終えた本人たちが実行委員会やプロジェクトメンバーとして引き続き携わっていただいております。

また、若者議会を経験した若者が地域協議会委員や地域計画推進委員、都市計画マスタープラン策定委員など若者議会以外の場でまちづくりに継続して参加している方もいらっしゃいます。

今後の課題としましては、委員募集から答申までの期間が短いということで、この短い時間の中で答申をするということで、若者の負担が心配されております。

今後は、募集時期から答申まで、ある程度時間が取れるよう、開始時期の見直しを含め、検討していきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

まず、1点目の若者チャレンジ講習の件でお聞きしたいんですが、こちらは参加者が8名で、参加費は夏が7,500円、冬が8千円という状況でよろしいんでしょうかというのが1点と、あとこの参加した方々の声だとかそういうものが分かれば教えてください。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 参加費でございますけれども、要求資料にもおつけしました一番下のところに参加費とありまして、年間5千円、それから合宿での宿泊代、食事代については実費負担ということで夏が7,500円、冬が8千円となっております。

参加者の声といいますか、この今の要求資料の上のほうを見ていただきますと、実際8名の方が昨年度は受けられたわけなんです、御覧のとおり半分以上が中学生ということになっております。本来想定しておいたものは実際にプログラマーとなって起業するぐらいのことを考えておいたところではあります、実際、近年中学生ぐらいが受講生となっております。確かに、楽しんでプログラミングはしていただいておりますけれども、この受講者の構成がこちらの考えと違っているなというところは感じております。

参加者の声というのは、皆さん楽しんでやっておられたなと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 参加費で分からなかったのであれですけど、年間5千円あって、これがベースで参加費になって、さらに夏、冬に合宿をするものだからその合宿をするときは、プラス夏だったら7,500円払って参加して、冬は8千円で参加するというイメージでいいのか伺いたいのと、あともう1点、なかなかプログラマーを目指すというコンセプトだと思いますので、講師というのはどういった方が講師になってそういった専門性の高いもの

を教えているのか、教えてください。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 参加費につきましては、委員のお考えのとおりでございます。

あと、講師ですけれども、新城出身の方が東京でこういう専門の仕事をされておられて、その方に教えていただいております。こちらの出身ではありますので、合宿のときにはこちらのほうにも来ていただいております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

次に若者議会のことでお伺いしたいと思いますが、今回いろいろな会議等されてということで、三つの答申が出ているんですが、その中でこの「新城でオパろう事業」、新城の魅力を多くの人に知ってもらうため、オパールを活用したイベントを実施ということなんですが、こちらの事業はコロナ禍等でどうだったのかなと思うんですが、イベントの状況等はどうなっているのか伺います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 三つの提案事業の件でございますけれども、こちら昨年度の若者議会の委員の皆さんが検討し、提案してきた事業で今年度行う事業ということでございますので、まだ実際これらの事業につきましては、やっぱりコロナ禍ということもあまして、事業をどのように進めようかというところで検討中でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。了解いたしました。

あと1点、人件費のことでお聞きしたいんですが、この事業等若者の実現ということで行われているんですが、年々増えていないのかなと不安を考慮しています。先ほども、20名の若者議会、プラス9名のメンターとか後は7名のメンター職員とか、いろいろおっしゃ

ったので総勢38人という構成になっていると思うんですが、こちらのほうは人件費の割合等課題があるのではないかと思うんですが、認識を伺います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 若者議会の方針についてですけれども、全体会で行っておるものについては、これは諮問機関としておるものですから、そちらのほうには報酬は当然回数分払っておるわけです。

委員会になりますと、そちらのほうはそれぞれ分かれて行うというところで、こちらは謝礼という形で支払っておるといいます。もちろん回数が増えればその分増えてくるということもありまして、若者議会の昨年度、3月の答申のときにはその人件費というものもそんなに頂かなくてもというような話もありましたので、そこはまた検討はしてまいりたいと思いますが、払うものは払っていくということで、かかっている分については当然市としても払わなくてはいけないと思っておりますし。

あとやはり、先ほども申しましたけれども、どうしても11月ぐらいに答申をするということで、かなりタイトなスケジュールになってきておるといところで、その中で何回も皆さんに集まっていたとということがありますので、回数も含めて検討していかななくてはいけない問題かなと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 回数も増えれば増えるほどそういった報酬等もちろん支払わなければならないと思いますし、また人数がメンターの人やメンター職員の人たちも人件費等を出ると思いますので、やっぱりそういった経費もどんどん膨れ上がっていくと、20名だったものが38名に膨れ上がっているということですので、やっぱりそこは検討、残業もその分市の職員の方も増えると思いますので、やはり削減というか時間の有効活用も含めて

検討が必要だと思っておりますが、再度認識を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 確かに、若者議会の委員は20名以内ということになっております。確か、メンターも定数が何人以内と決まっておったと思っておりますけれども、回数が当然増えれば、先ほども申しましたけれども、回数が増えていけば、その分人件費は増えてまいりますので、その負担といったところも考えていきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 次の質疑に入ります。

高齢者外出支援サービス利用拡大事業になりますが、1点目、本市は、自家用車を持たない80歳以上の高齢者の外出支援のため、タクシー利用1回700円、年24回までの助成を行っています。その成果と今後の課題について伺います。

2点目、旧鳳来町に住む高齢者から「新城から鳳来までの配車は遠過ぎてタクシーの利用が困難だ」と聞いております。どのような対策を行っているのか伺います。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 高齢者外出支援サービス利用拡大事業につきまして、2点質疑を頂きましたので、順次お答えします。

まず1問目の事業の成果と今後の課題についてですが、事業の成果につきましては、令和元年度で高齢者タクシーと福祉有償運送助成券を合わせた交付人数が、目標値400人に対し実績が401人と目標を超え、利用件数が目標値4,700枚に対し4,644枚と目標値の98%の実績となっていることから、高齢者の外出支援が順調に行われたものと考えております。

課題としましては、高齢者の方がお住まいの地域によっては、電車やバスなどの公共交通機関があり、市内で一律の助成制度でよいかどうか検討が必要と考えております。

2問目の旧鳳来町に住む高齢者から「新城

から鳳来までの配車は遠過ぎてタクシーの利用が困難だ」と聞いているということで、それについての対策でございますが、市内で福祉有償運送を行う事業者に、助成対象事業所に入っただけで働きかけるとともに、地域の特性に合わせた移動手段の確保について、関係部署と検討を進めております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。新城は本当に高齢者が多いものですから、こういった助成制度は必要かと思えます。

ただ、一方で80歳以上で、独り暮らしでさらに自家用車を持たないということで、他市と比べても非常に厳しいハードルがあると認識をしています。

その中で、やっぱりもう少し緩和をしてほしいという思いは私は持っておりますが、それを踏まえての質疑をさせていただきます。

この1点目の課題等は一律にいろんな地域があるものですから、様々なメニューを考えていきたいと答弁があったと認識しております。

一つ、例でこの1回のタクシーチケットを使っていくという方々のお話を聞いたんですが、「なかなか使いにくい」と。「すぐになくなってしまう」という声を聞いているんです。24枚のチケットではすぐになくなってしまふ。

もっと増やしてほしいという声なんですけど、どういうことかといいますと、例えば、あるところで住んでいるときに、そこから整形外科の先生のところにタクシーで行くと。そこで1回使って、また次のピアゴに行くと、またそこで1枚使う。また、次の家に帰ってくるときに1枚使うという状況で、なかなかチケットの使い方が1料金の中で1回しか使えないものですから、その後の残金はこちらでお金を払うということで、かなりの出費が、点々としたときにかかってしまい困難な状況だということでお聞きしているんですが、

やはりこのタクシー利用というのは1回の乗車で1枚しか使えないということがネックだと思うんですが、そういった課題等も認識しているのか伺いたしたいと思います。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 外出支援サービスにつきましては、高齢者の方に月に一度は外出していただき、閉じ籠もりを防ぐことを目的として始まった事業であります。

1回に2枚、3枚使いたいというお声は当然聞いてはいますけれども、1回に2枚、3枚使ってしまうということであると、やはり24枚、12か月で往復月に1回ずつ24枚ということで24枚にしておりますが、24枚をじゃあ枚数を増やせばいいかということ、また今度はかなりの予算的な問題も出てきますので、そうすると1乗車にかかっている分につきまして何枚も使うということやしていくのかどうかというのは、まだこちらのほうでは検討段階となっております。

今のところは、外出の機会を少しでも増やしていただきたいということで、1乗車1枚とさせていただいておるところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市民の声としては、もう少し外出等しやすいためにいろいろ利活用でこういったのが使いたいという声だと思いますので、ぜひそういった声を聞いて、よりよくしていただきたいと思いますと思っております。

そういう中で、高速バスにはああいいうPR費も含めてたくさん負担があるんですが、こういったことも予算として高齢者に住む方々への充実というのが必要だろうと、私自身思っております。

そこで、鳳来に住む地区の人にはなかなかタクシー自体が行けないという認識を把握されていると思いますが、早急にここの高齢者、鳳来に住む方々への状況をやっていただきたいと思いますが、そこら辺のめど、配車の状況等はたっているのかどうか伺いたしたい

思います。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 電車やバスだけでは市内全域をカバーするというのはかなり困難だということは御承知のとおりだと思いますが、新城市内では事業者が少ないということもありまして、タクシーや福祉有償運送の運賃助成だけでは高齢者の外出支援にも限界があると思っております。

新城市には自治区制度がありまして、そのうちの幾つかの自治区では高齢者の足の確保について話し合いを始めているところがあります。そういった各地区の状況もお聞きしながら、その地域に合った高齢者の足について公共交通対策室とも一緒に考えていきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ話し合いを進めていただきたいと思います。

最後1点になりますが、今、鳳来のことを言いましたが、作手のほうは特にこういった問題等はあるのかなのか、今どういう状況なのか、分かったら教えてください。

○村田康助委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 作手地区におきましては、昨年の10月からデマンドバスが始まったということで、かなり路線以外のところにも予約制で来ていただけるようになったということが御承知だと思います。

あと、新城市内一律でタクシー券というのはなかなか大変だということで、作手地区におきましては虹の郷で福祉有償運送を行っているものですから、昨年のデマンドバスの運行に併せまして、作手地区の福祉有償運送につきましても助成券の対象としたところがございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。ぜひ、充実に向けてやっていただきたいと思います。

次に、地域産業総合振興施策推進事業に入りたいと思います。

2点ございます。

主な内容と課題を伺います。

2点目、市内事業者によるのんほいらんど運営について、どういう内容なのか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 それでは、2点御質疑を頂きましたので答弁させていただきます。

1点目の主な内容と課題につきましてですが、主な内容につきましては、地域産業総合振興条例に基づき、地域産業政策に係る事業を推進しています。単に国・県の取組に追随するのではなく、市民・事業者・市が連携しそれぞれの役割を果たすとともに、協働することで産業によるまちづくりを推進しています。

令和元年度の具体的な事業といたしましては、事業者の自主的な努力を支援する事業としてののんほいらんどの運営、新東名長篠設楽原パーキングエリアでのふるさと納税返礼品フェア、産学官連携による事業として新城高校とのトマトケチャップの商品開発、金融機関との包括連携協定に基づくモニターツアーなどを実施いたしました。

課題につきましては、のんほいらんどの運営等のように市内事業者の自主的な努力を総合的に支援する事業などを立ち上げるとともに、それらを継続し、地域経済の発展に結びつけていくことが課題であると考えています。

2点目ののんほいらんどの運営についてですが、のんほいらんどの運営につきましては、平成30年6月から運営を開始をしておりますが、今年で3年目となります。

出店される方は、主に市内の飲食店が日替わりで午前11時から午後2時までの間、市役所本庁舎東側、駐輪場の横になりますがお弁当などの販売を行っております。昨年度、市

に登録をしていただいた事業所は、14事業所でありました。

購入者は、全体の約2割が来庁者や地元の方であると伺っています。また、市の職員も市内の飲食店等の支援に積極的に協力しているものと思っています。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。

のんほいらんどの運営については、テントで庁舎の横でお弁当とか、そういった販売をしている状況で3年になるということで理解をいたしました。日替わりでお店は変わっていくと理解いたしました。14の事業者が入れ替わり運営しているということでもいいことだなと思うんですが、ここでの何か課題だとかトラブルとかそういったことは特にないということ、運用状況についてはどうなのでしょう、伺います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 運用状況につきましては、特にトラブル等はございませんが、特に悪天候の日とかに販売をどうするかというところはございますが、特に今、現状問題点はございません。

特に、現在も出店される方も増えてきておりますので浸透してきているのかなとは思っています。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。

あと、こういった地域産業の仕事として産学官の連携で6次産業の、ケチャップの作製とかという形があるのかと思いますが、そういった学生さんとのコラボの商品、すごくいいことだと思うんですが、こうした状況がどうなっているのか伺いたいのと、あと非常にこういったことというのは希望ある6次産業のことは広げていって、私も頂きたいと思うんですが、そういった課題や進捗状況等伺いたいと思います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 今、委員が言われました産学官の連携の新城高校とのトマトケチャップの商品開発でございますが、今こちらは継続中ということでレシピを作成しているところで、今後さらに内容を精査しながら継続をしていきたいと思っております。

課題といたしましては、連携もまた必要になってきますので、その原材料のトマトとかの調達とか、製品化、販売場所の検討ということが課題となっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。ぜひこういった学生さんもいいアイデアを持っているかと思っておりますので、新城市独自のこういった商品ができ広がりができれば、地域の活性化、経済活性化になるなと思っております。課題があると思いますが、ぜひやって広げていっていただきたいと思っております。

それでは、次の質疑に入りますが、創業支援補助事業であります。

創業支援補助事業の主な内容と成果、今後の課題について伺います。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 創業支援補助事業の主な内容と成果、今後の課題ですが、主な内容につきましては、新城市創業支援補助事業補助金交付要綱に基づきまして、創業による産業の活性化を目的に、計画的な創業を図る創業者に対しまして、補助対象経費の3分の2以内、上限として50万円の補助金を交付しております。

昨年度の成果といたしましては、3名の創業者の方に交付をしております。

今後の課題につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束の見込みがつかない中ではありますが、新たに創業を希望される方のために市商工会や金融機関などと連携を図り、創業塾の開催や創業支援の相談窓口の開設などを今後も継続して、相談しやすい環境を整えていくことが必要であると考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。こちらのほうも大変いい事業ではないかなと思っております。地域の人材とか、資本の流出を防ぐ形になるのではないかなと思って、地域経済がこういったことを基点に回っていくという形になればいいなと思うんですが。

1点だけお聞きします。今回、この実績の3件、こういった支援を借りて頑張っていただいている事業者がいるということなんですが、その方たちはいま現在、頑張っって相談や経営をやっているという状況なのかどうか、分かったら教えてください。

○村田康助委員長 山口商工政策課長。

○山口貴司商工政策課長 昨年度、交付いたしました3件、飲食店が2件、木製品の製造業の方が1件ということですが、いま現在もしっかり営業をしておるところです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

~~~~~  
お諮りします。

本日の会議は、これまでにとどめ散会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認め、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次回、15日午前9時から再開します。

**閉 会 午後8時34分**

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 村 田 康 助